

立山町立地適正化計画 素案

令和 7 年 3 月
立 山 町

目次

1 「立地適正化計画策定」の概要	1
1-1 策定の目的	1
1-2 立地適正化計画の構成	2
1-3 上位・関連計画との位置づけ	3
1-4 計画の対象区域	3
1-5 計画の期間	4
2 立山町の現状と課題	5
2-1 立山町の現況	5
2-2 上位・関連計画	30
2-3 住民意向調査	40
2-4 都市計画の課題	46
3 まちづくりの基本方針	55
3-1 立地適正化に向けた基本的な考え方	55
3-2 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針	57
3-3 目指すべき都市の骨格構造	58
4 誘導区域等の設定	59
4-1 誘導区域の設定方法	59
4-2 居住誘導区域の設定	60
4-3 都市機能誘導区域の設定	68
5 誘導施設	71
5-1 誘導施設の考え方	71
5-2 誘導施設の検討	72
5-3 誘導施設の設定	77
6 誘導施策	78
6-1 誘導施策の考え方	78
6-2 誘導施策	78
6-3 低未利用土地利用等指針	80
7 届出制度	81
7-1 居住誘導区域外に関する届出制度	81
7-2 誘導施設に関する届出制度	82
8 防災指針	83
8-1 防災指針の考え方	83
8-2 災害リスクの分析	83

8-3 課題の抽出.....	86
8-4 防災・減災まちづくりの取り組み方針.....	87
9 目標の設定と進捗管理	88
9-1 目指す目標と指標・目標値の設定及び期待される効果.....	88
9-2 計画の進捗管理と評価方法、見直し方針	90

1 「立地適正化計画策定」の概要

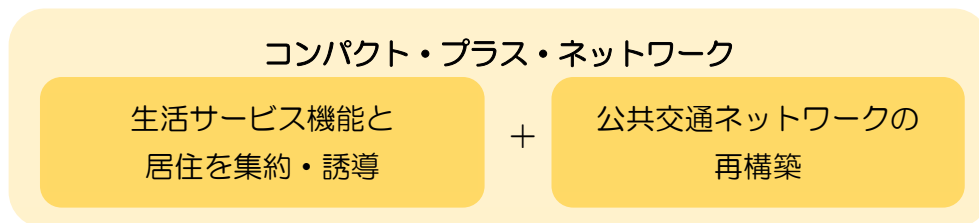
1-1 策定の目的

(1) 立地適正化計画策定の目的

我が国では急速な人口減少と少子高齢化に直面し、地域産業の停滞や市街地の拡散による居住者へのサービス提供の低下、自然災害の頻発・激甚化による都市機能の喪失・被害額の増加が顕著となり、これまでの人口増を前提とした都市づくりを目指す状況ではなくなってきました。

こうした中、都市再生特別措置法が一部改正され（平成 26 年 8 月施行）、市町村において立地適正化計画を策定することが可能になりました。（法第 81 条第 1 項）

これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能をコンパクトに誘導し、公共交通のネットワーク繋げる「コンパクト・プラス・ネットワーク形成」に向けた取組を推進しようとしているものです。



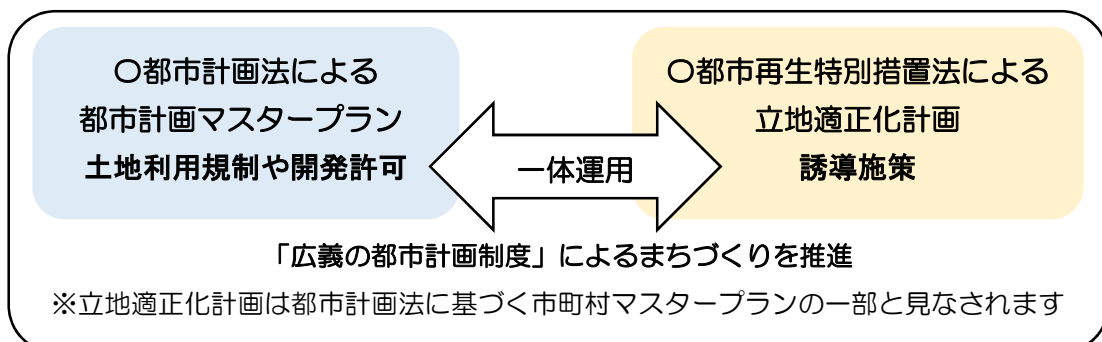
都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、医療・福祉の充実、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ総合的に検討し、「誘導による新たな都市構造に再編」することを目指します。

○都市再生特別措置法による立地適正化計画（新規策定）

都市全体を見渡しながらか、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象として今後の都市像を描き、その誘導を図るための制度

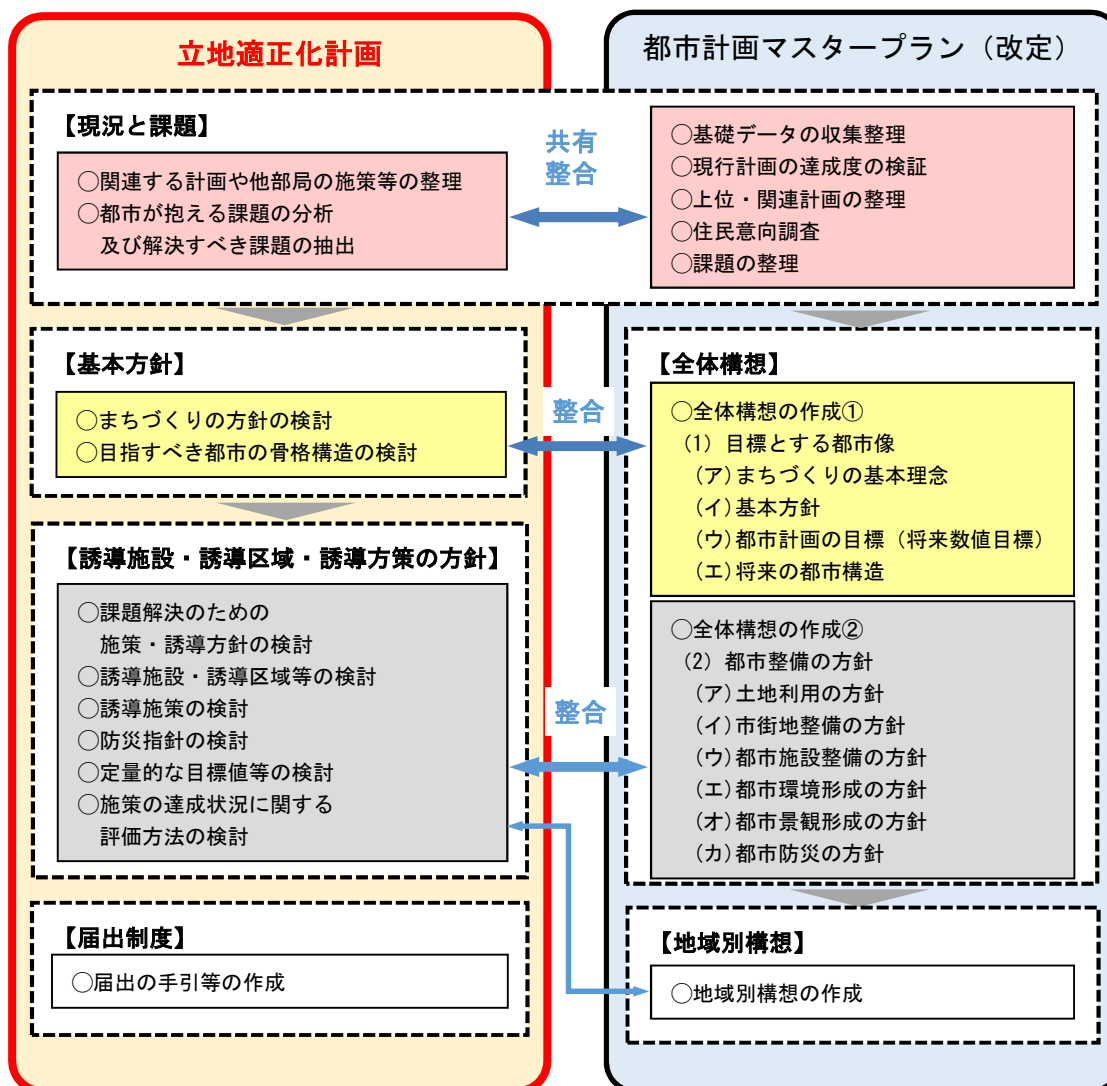
⇒誘導による新たな都市構造の再編のために新規に策定

令和 3 年策定の第 10 次立山町総合計画を踏まえ、都市計画マスタープランの改定と整合を図りつつ、「広義の都市計画制度によるまちづくりを推進」し、持続可能なまちづくりを目指します。



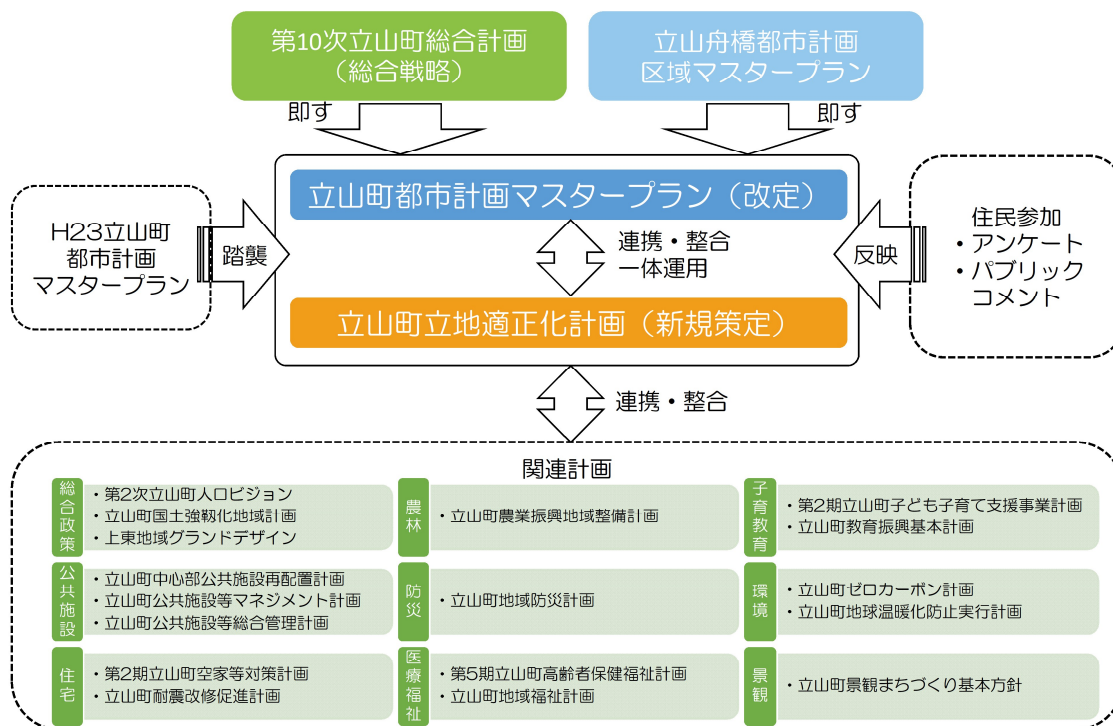
1-2 立地適正化計画の構成

立地適正化計画は都市計画マスタープラン（改定）と整合を図りつつ策定します。



1-3 上位・関連計画との位置づけ

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画は都市計画における総合的な指針となるものであり、上位計画である「第10次立山町総合計画（総合戦略）」「立山舟橋区域マスタープラン」に即し、関連する個別計画と連携・整合を図りつつ、住民の意見を反映しながら策定を行います。



1-4 計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は立山舟橋都市計画区域の内、立山町における都市計画区域（面積 64.96 k m²）とします。



1-5 計画の期間

立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部と位置づけられることから、目標年次は都市計画マスタープランに合わせた 2044 年とします。

なお、おおむね 5 年毎に行われる都市計画基礎調査に基づき、その変化に応じて柔軟に内容を見直します。

また、総合計画の改定に応じて本計画の内容の調整・見直しを行います。

	2011～	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2035～2040	2041～2045
第 10 次 総合計画		基本構想				
		前期基本計画	後期基本計画			
2021～2030 年度		第2次総合戦略	第3次総合戦略			
都市計画 マスタープラン	H23都市計画マスタープラン			見直し	見直し	見直し
2025～2044 年度				改定都市計画マスタープラン（計画期間20年）		
立地適正化計画				見直し	見直し	見直し
2025～2044 年度				立地適正化計画（計画期間20年）		

2 立山町の現状と課題

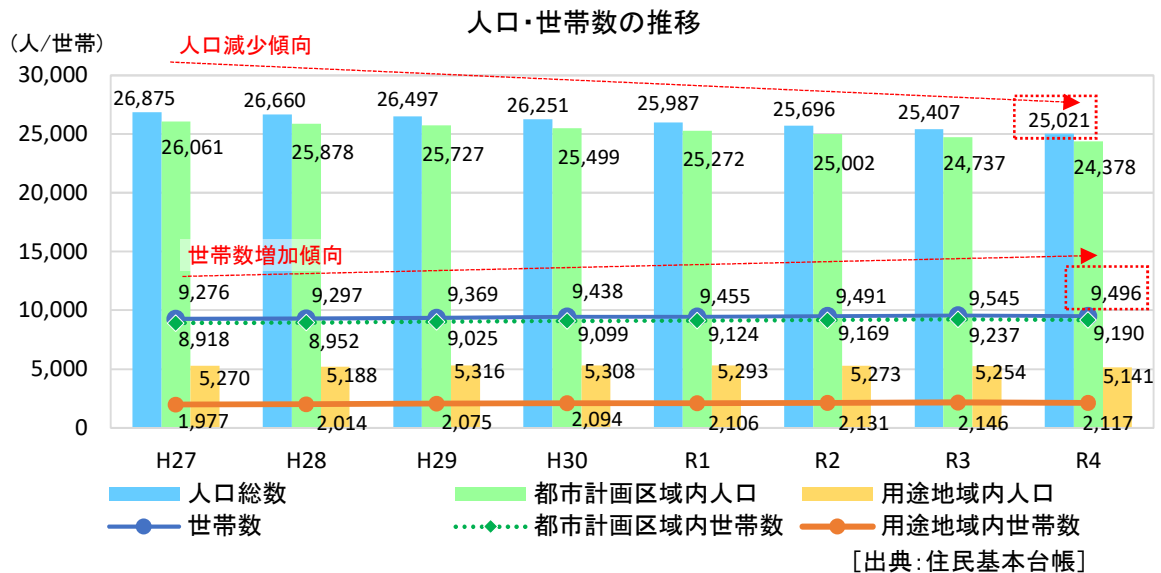
2-1 立山町の現況

(1) 人口・世帯数

①全体（人口・世帯数の推移）

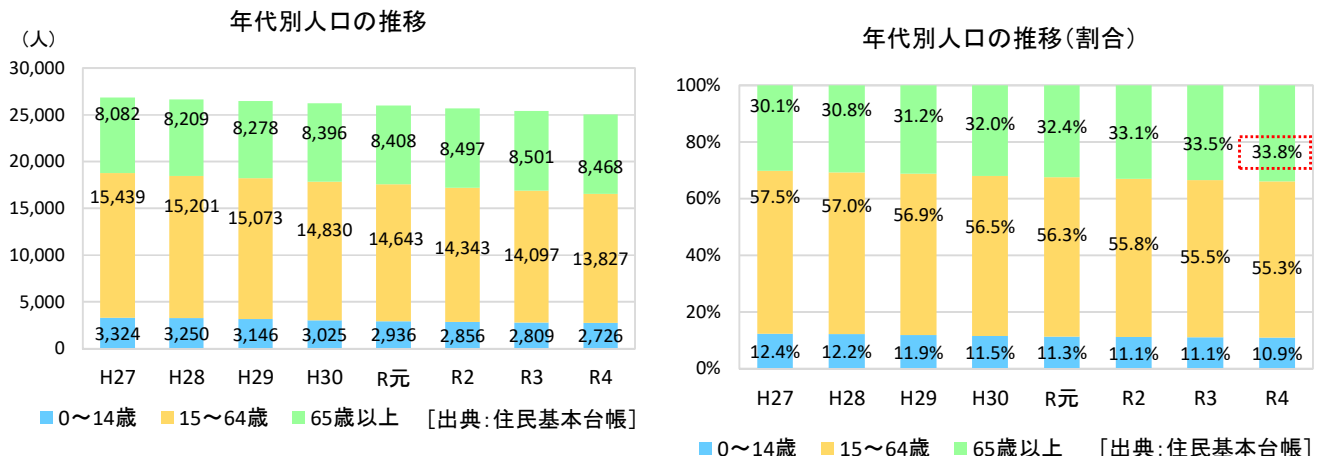
立山町の人口は、平成 27 年以降緩やかに減少し、令和 4 年度では 25,021 人となっています。同様に都市計画区域内人口も緩やかに減少しています。また、用途地域内人口は平成 28 年から平成 29 年にかけて増加が見られたが、平成 30 年以降からは減少傾向に転じています。

一方、世帯数は平成 27 年以降、総世帯数、区域別世帯数ともに年々緩やかに増加し、令和 4 年度では 9,496 世帯となっています。



②年齢別

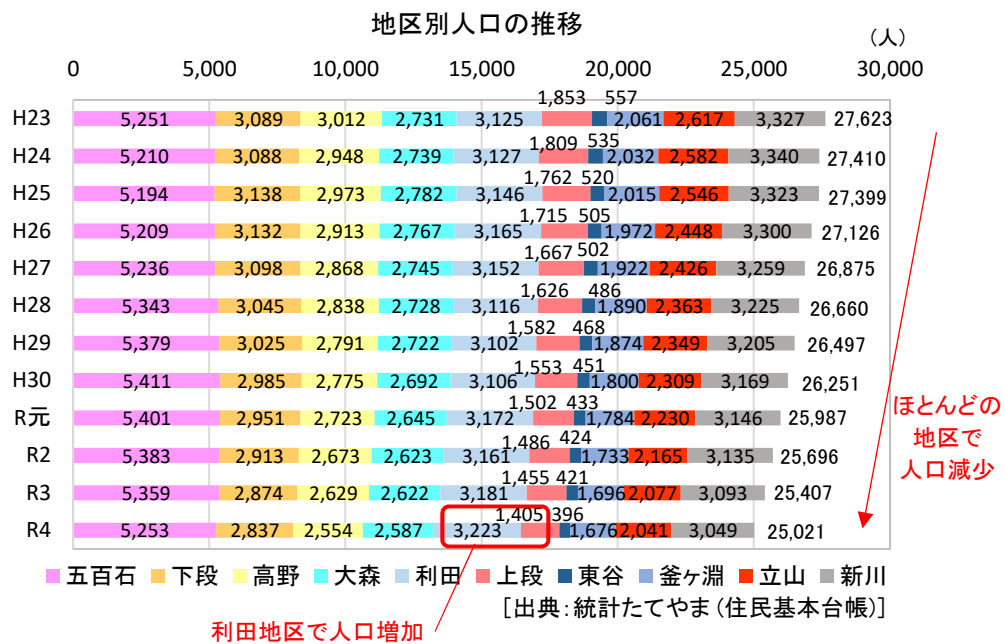
年代別人口は、65 歳以上の人口は増加傾向にある一方で 0～14 歳と 15～64 歳の人口がともに減少しています。全人口に占める 65 歳以上の割合は年々増加し、令和 4 年度では 33.8%となっている一方で、0～14 歳、15～64 歳の割合は年々減少し、それぞれ令和 4 年度では、10.9%、55.3%となっています。



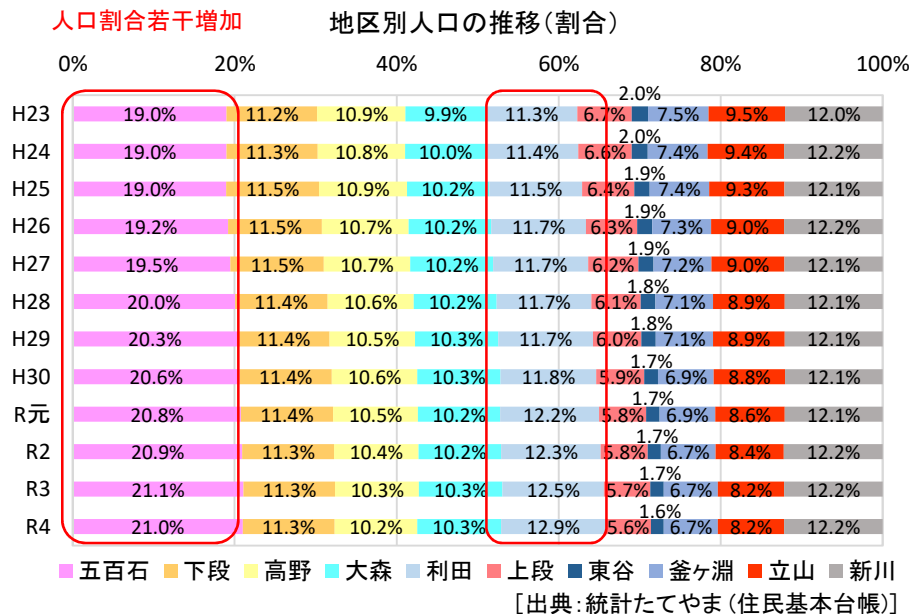
③地区別の推移

地区別の人口は、ほとんどの地区で緩やかに減少していますが、五百石地区では横ばいに推移し、利田地区では若干人口が増加しています。

地区別の人口の割合をみると、五百石地区、利田地区の人口の割合は若干増加しており、一方で高野地区、上段地区、東谷地区といった東部地域と、釜ヶ淵地区、立山地区といった南部地域で減少しています。

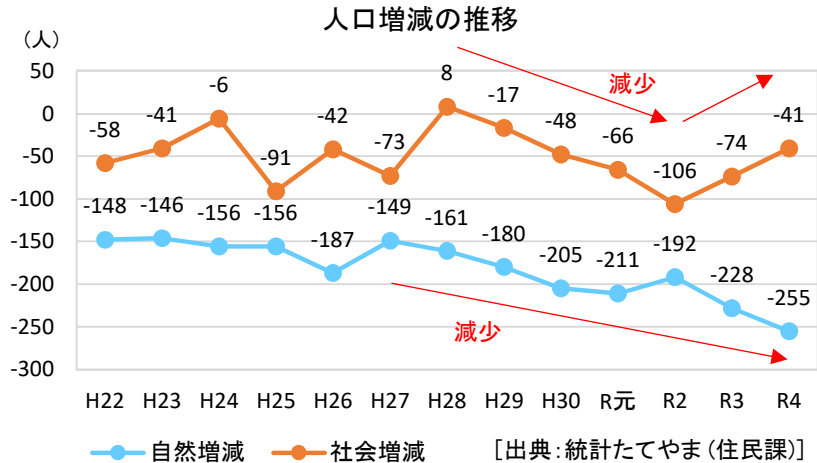


五百石地区、利田地区で
人口割合若干増加



④人口増減（自然増減、社会増減）

人口増減については、自然増減は平成 27 年以降から減少が続いています。また、社会増減は平成 28 年以降から令和 2 年までは減少していましたが、令和 3 年以降は減少幅が小さくなっています。



⑤人口動態（流入・流出）

立山町の通勤・通学における流入・流出入口は、流入は年々増加し、流出は年々減少していますが、依然として流出超過となっています。

市町村別では流入人口、流出人口ともに富山市が最も多く、富山市からの流入人口が年々増加していることから、富山市とのつながりが強くなっています。立山町内での移動人口は年々減少しています。



【流入人口】

		H22	H27	R2
流入人口		3,995	4,350	4,402
富山市	通勤者	2,317	2,610	2,757
	通学者	231	236	169
魚津市	通勤者	96	122	110
	通学者	1	1	2
滑川市	通勤者	307	303	329
	通学者	6	14	5
舟橋村	通勤者	105	114	143
	通学者	23	4	12
上市町	通勤者	599	580	568
	通学者	30	16	24
立山町	通勤者	5,733	5,622	5,153
	通学者	289	344	303

[出典: H22, H27, R2国勢調査]

【流出人口】

		H22	H27	R2
流出人口		9,227	8,883	8,433
富山市	通勤者	6,448	5,989	5,817
	通学者	661	599	522
魚津市	通勤者	201	184	160
	通学者	28	31	28
滑川市	通勤者	374	432	434
	通学者	57	58	41
舟橋村	通勤者	132	120	126
	通学者	0	1	0
上市町	通勤者	809	744	724
	通学者	40	41	37
立山町	通勤者	5,733	5,622	5,153
	通学者	289	344	303

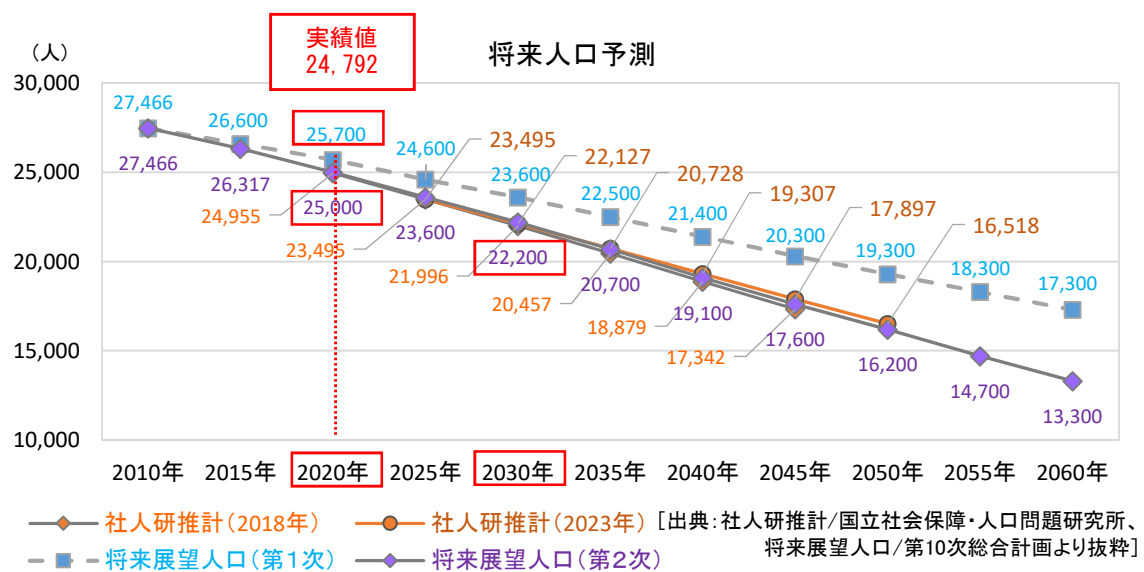
[出典: H22, H27, R2国勢調査]

⑥将来人口予測（人口ビジョン（町、国立社会保障・人口問題研究所））

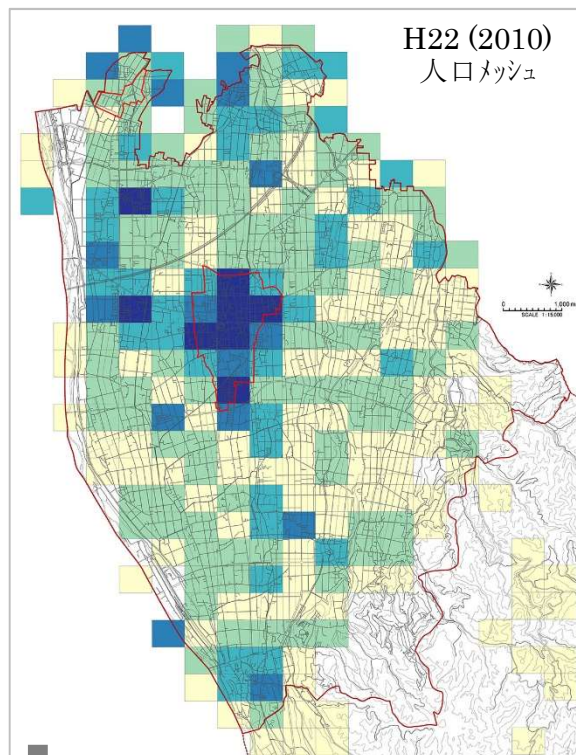
立山町では、2015 年に「立山町人口ビジョン」を策定しましたが、その後、町の人口は減少傾向が続いており、2020 年では 25,696 人と国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計(2013 年)を基にした将来展望人口（第 1 次）の 25,700 人をやや下回る水準で推移しています。

なお、第 10 次総合計画では基本構想の計画期間の最終年度である 2030 年時点の人口の将来展望は 22,200 人としています。

一方で、社人研が公表する「日本の地域別将来推計人口」における立山町の推計人口の 2023 年推計結果では、2018 年推計結果よりも若干増加傾向の予測がされています。

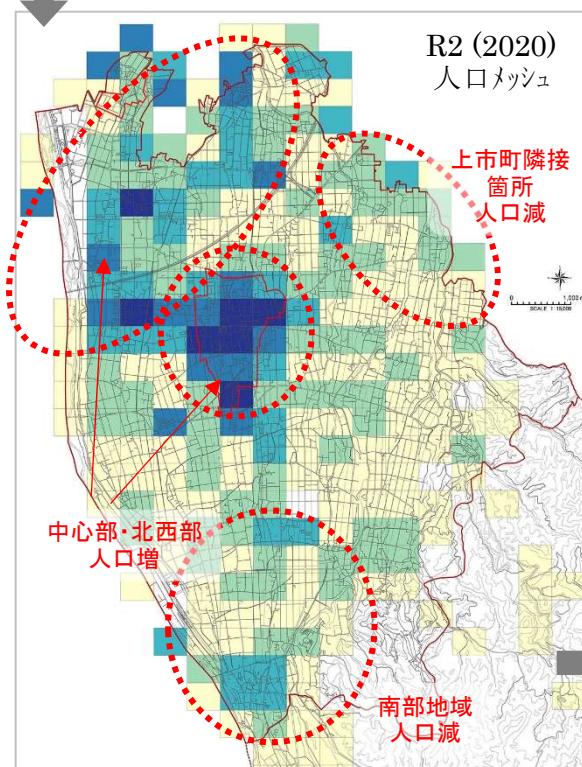


⑦人口分布の推移

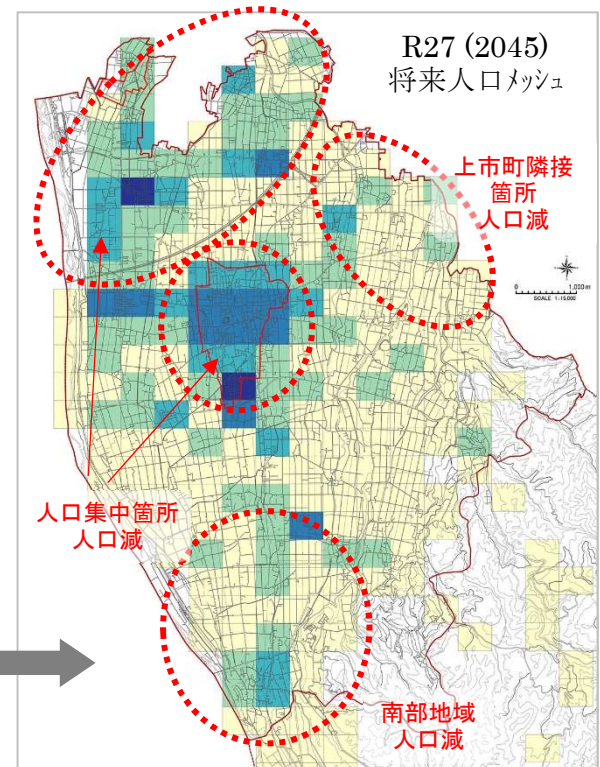


[出典: H22(2010)年国勢調査 500m メッシュ]

人口メッシュ（平成 22（2010）年から令和 2（2020）年）と将来人口メッシュ（令和 27（2045）年）における人口の変遷をみると、中心部・北西部で人口が増加、南部及び上市町隣接箇所で減少しています。将来人口は全体的に人口減少の傾向が見られ、特に人口が集中している中心市街地や北西部で将来的に人口減少が予測されています。



[出典: R2(2020)年国勢調査 500m メッシュ]



[出典: R27(2045)年 500m メッシュ別将来推計人口]

図: 人口メッシュと将来人口メッシュ(500m メッシュ)

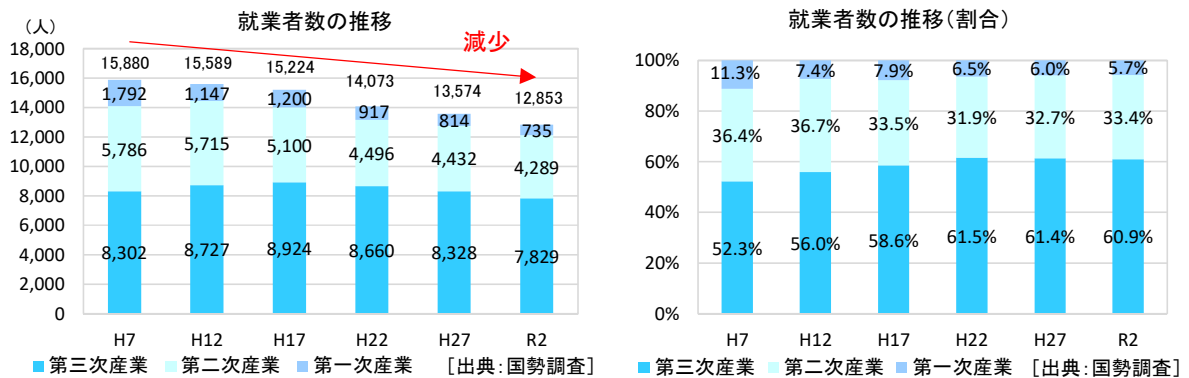
(2) 産業構造

[全体]

①就業者数

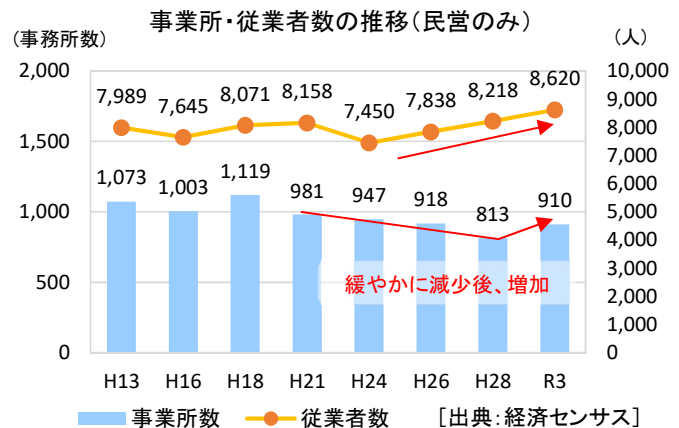
就業者数は全ての産業で減少しており、令和 2 年の就業者数は 12,853 人と、平成 7 年に比べて 19.1%減少しています。

就業者数の割合でみると、第三次産業は令和 2 年では 60.9%となっており、全体の約 6 割を占めています。一方、第一次産業、第二次産業の割合は年々減少し、それぞれ 5.7%、33.4%となっています。

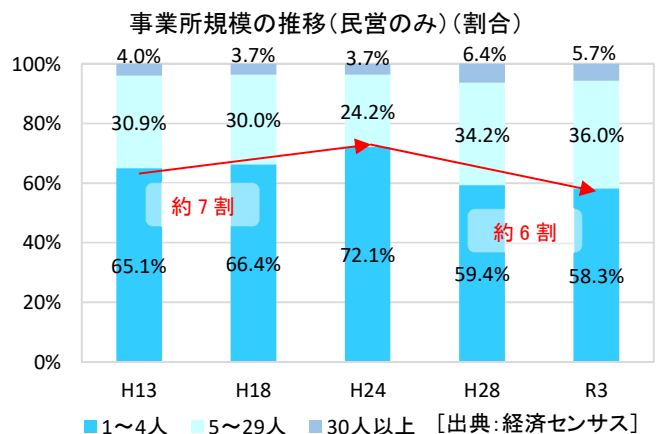


②事業所数

事業所数は、平成 21 年以降は緩やかに減少していましたが、令和 3 年では増加に転じています。また、従業員数は平成 26 年以降、年々増加しています。

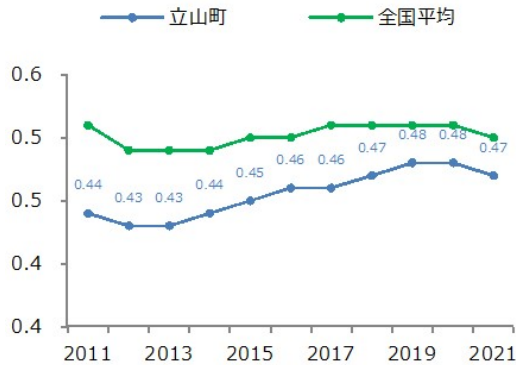


事業所規模でみると、従業員数が 1～4 人の事業所の割合が最も多く、平成 24 年までは従業員数が 1～4 人の事業所が約 7 割を占めていましたが、平成 28 年以降は約 6 割となり若干減少しています。

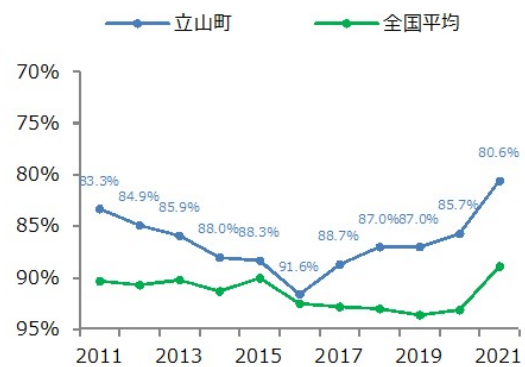


(3) 財政

財政力指数



経常収支比率



(出典：地域経済分析システム RESAS 内閣府・経済産業省)

- ・財政力指数は2013年以降、増加傾向であったが2021年には減少し0.47
(県内15市町村中、11位)
- ・経常収支比率は2016年以降改善し、2021年には80.6%
(県内15市町村中、3位)

財政力指数は改善してきていますが、県内他市町村と比べても低い数値であり、依然として財政は厳しい状況にあります。

一方、経常収支比率も改善し、財源の弾力性は高まっており、交付金等を活用し各種事業、取り組みを効果的に行っていく必要があります。

総務省資料（解説）

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

○経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

経常収支比率 = 人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等 /

経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債

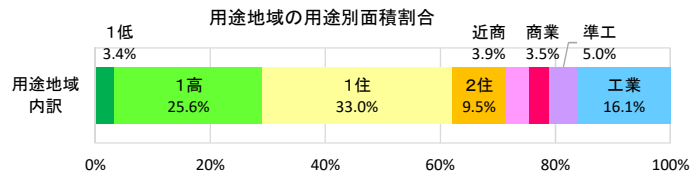
経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いことになります。

(4) 法規制及び土地利用

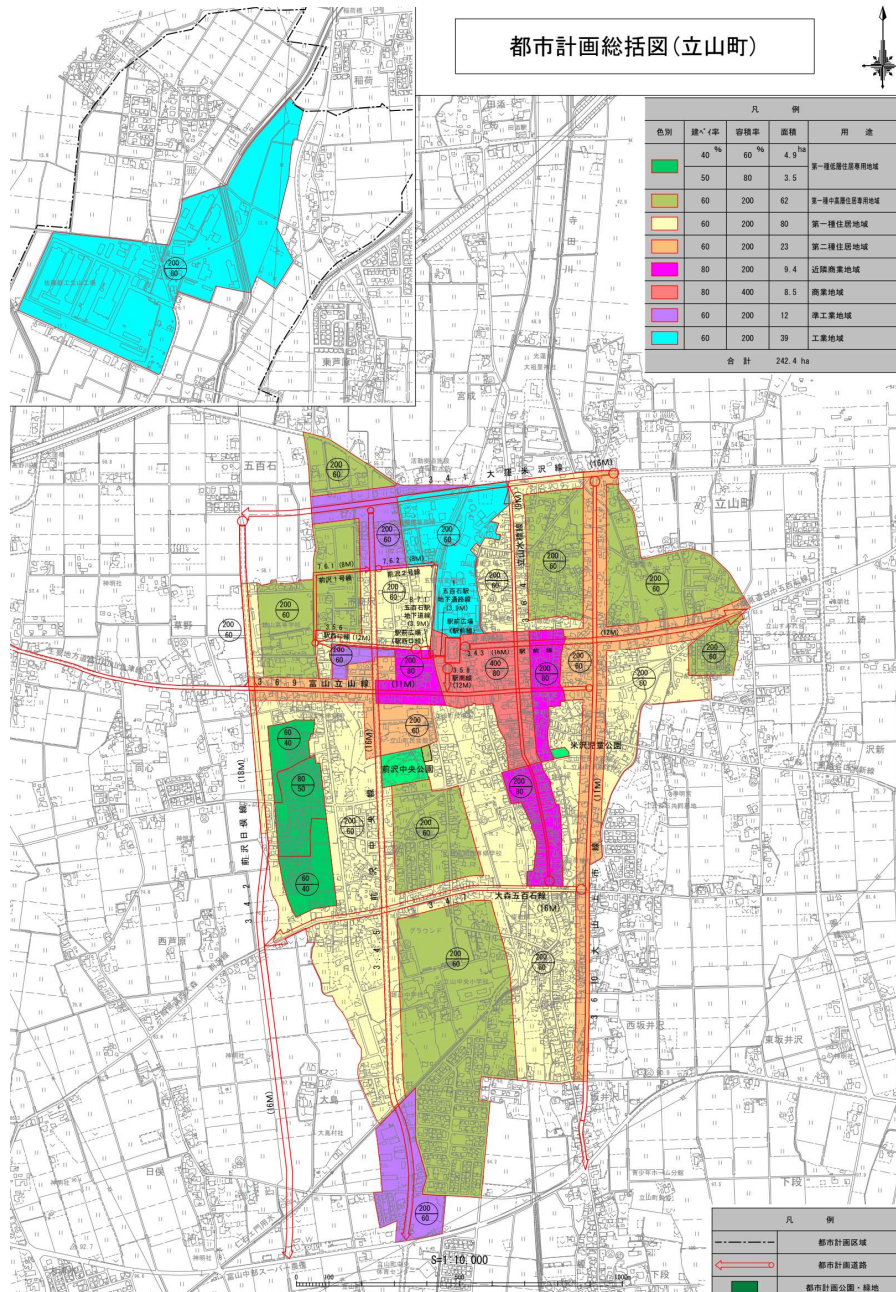
1) 法規制（地域地区）

① 用途地域

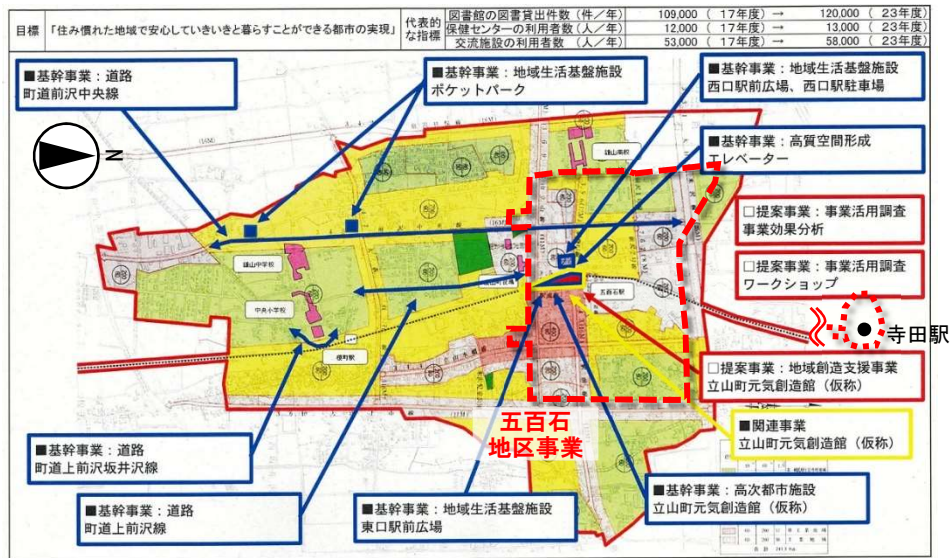
立山町の用途地域の内訳は、1低（第一種低層住居専用地域）が3.4%、1高（第一種中高層住居専用地域）が25.6%、1住（第一種住居地域）が33.0%、2住（第二種住居地域）が9.50%と住居系用途で約7割を占めています。



区域区分	面積 (ha)
行政区域	30,879.0
都市計画区域	6,496.0
用途地域	242.4
第一種低層住居専用地域	4.9
第一種低層住居専用地域	3.5
第一種中高層住居専用地域	62.0
第一種住居地域	80.0
第二種住居地域	23.0
近隣商業地域	9.4
商業地域	8.5
準工業地域	12.0
工業地域	39.0
用途地域外	6,253.6
都市計画区域外	24,383.0



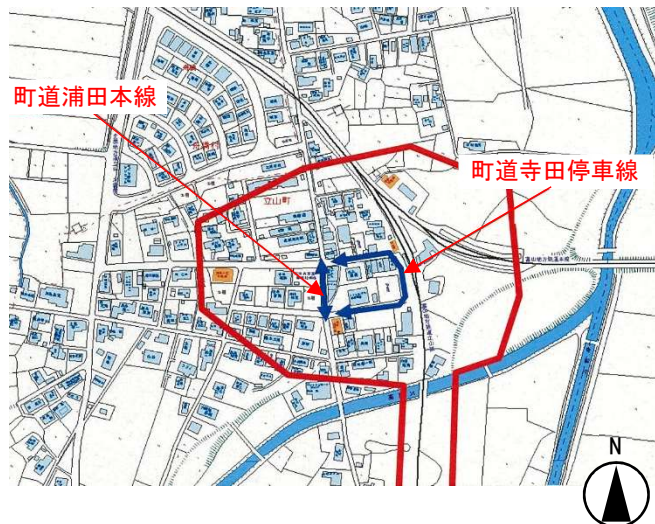
②過去のまちづくりの実績



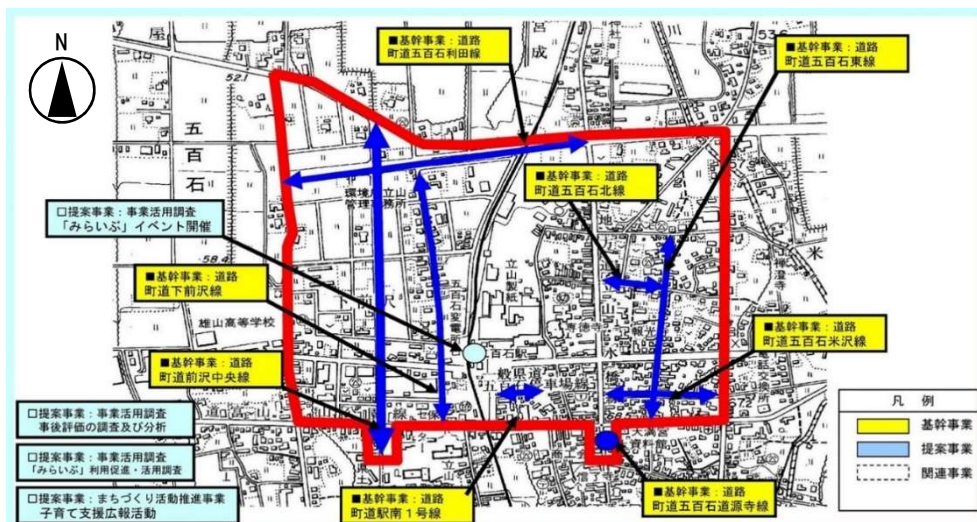
図：前沢地区都市再生整備計画事業

立山町では、平成 19～23 年に前沢地区で道路や駅前広場、立山町元気交流ステーション（みらいぶ）の整備が行われました。

また、五百石地区では平成 24～28 年に元気交流ステーションを軸として道路整備や子育て支援・多世代交流のイベントが行われました。



図：基幹事業（道路）・町道浦田本線、町道寺田停車線

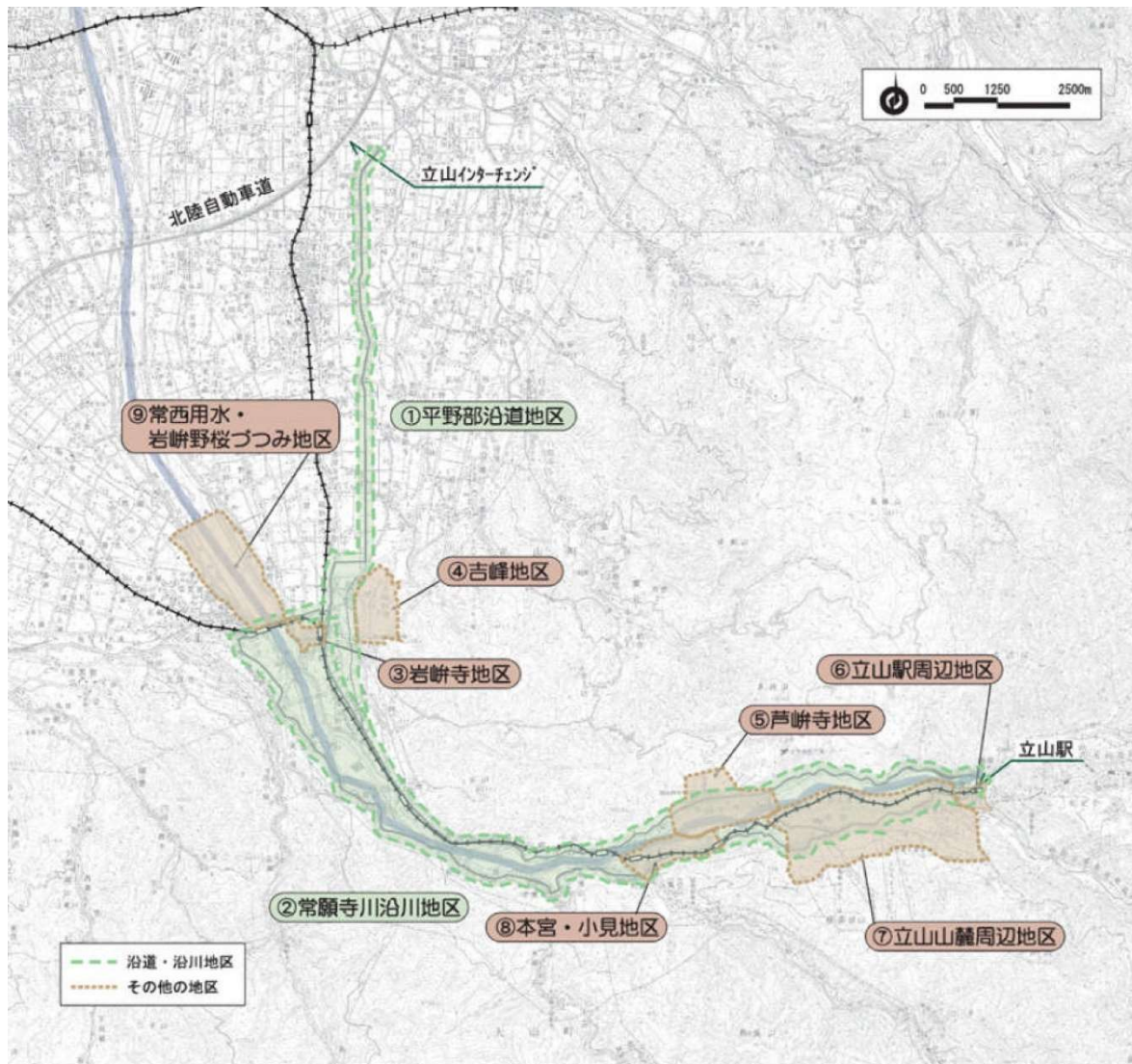


図：五百石地区 都市再生整備計画事業

③景観地区、景観区域

立山町においては、景観づくりを推進するために、県指定の重点区域（立山・大山地区景観づくり重点地域）が定められています。

町内全域で一定規模以上の建築物等の新築や改築または外観の模様替え等を行う場合には、「立山町みどり維新の景観まちづくり条例」に基づき、大規模行為届出等の提出が必要となっています。



指定区域：立山・大山地区景観づくり重点地域

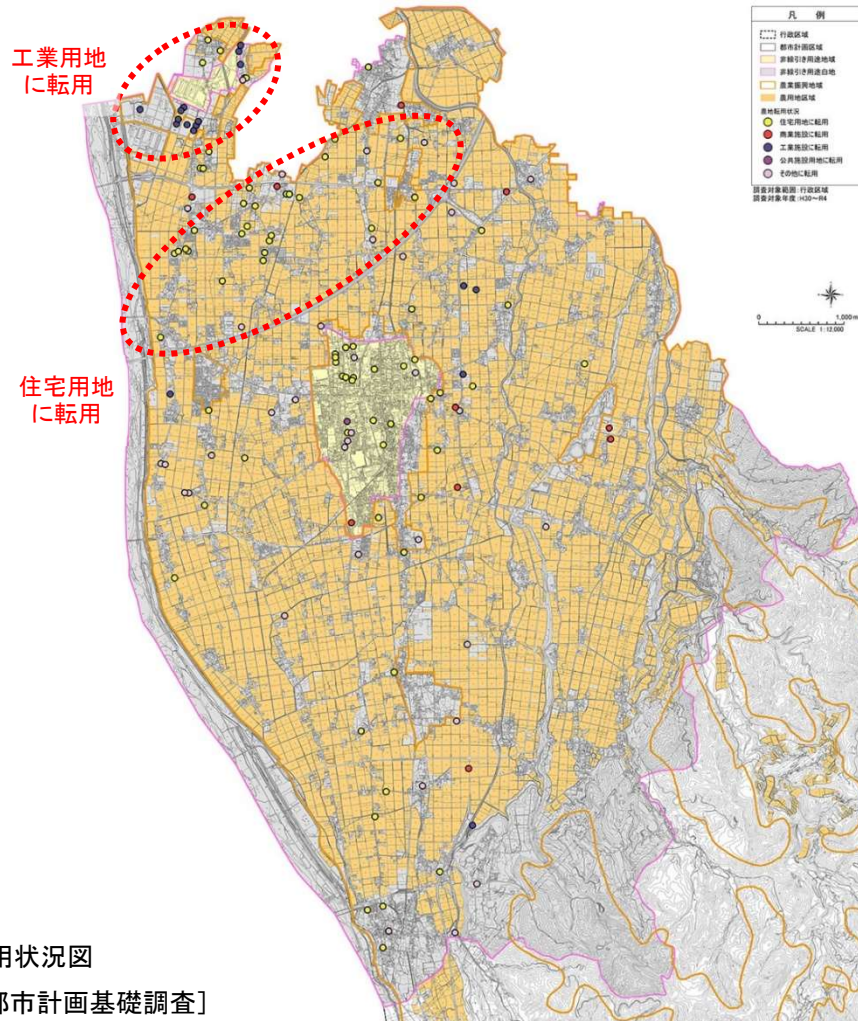
④農業振興地域、農業用地区域

農地転用は、都市計画区域において平成30年から令和4年の5年間で136件の届出があり、転用用途別では住宅用地への転用が73件と最も多く行われています。

北部地域から西部地域にかけて主に住宅用地への転用、西部地域の利田地区で工業用地への転用が行われているのが見られます。

区域区分		転用用途									
		住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他	
		件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)
非線引き 用途地域	平成30年度	2	831	0	0	1	7,672	0	0	1	6,653
	令和元年度	3	1,341	0	0	1	6,303	0	0	0	0
	令和2年度	5	4,027	0	0	0	0	0	0	3	626
	令和3年度	2	2,521	0	0	0	0	1	1,212	0	0
	令和4年度	3	1,914	1	2,546	0	0	0	0	1	103
	合計	15	10,634	1	2,546	2	13,975	1	1,212	5	7,382
非線引き 用途白地	平成30年度	10	16,577	2	7,236	2	37,965	0	0	7	8,686
	令和元年度	13	11,905	0	0	1	13,176	0	0	8	9,715
	令和2年度	11	12,850	2	1,981	1	5,714	0	0	7	6,164
	令和3年度	10	3,193	4	5,017	2	12,760	0	0	7	9,750
	令和4年度	14	34,686	1	5,128	9	67,837	0	0	1	251
	合計	58	79,211	9	19,362	15	137,452	0	0	30	34,566
都市計画 区域 合計	平成30年度	12	17,408	2	7,236	3	45,637	0	0	8	15,339
	令和元年度	16	13,246	0	0	2	19,479	0	0	8	9,715
	令和2年度	16	16,877	2	1,981	1	5,714	0	0	10	6,790
	令和3年度	12	5,714	4	5,017	2	12,760	1	1,212	7	9,750
	令和4年度	17	36,600	2	7,674	9	67,837	0	0	2	354
	合計	73	89,845	10	21,908	17	151,427	1	1,212	35	41,948

[出典：R5都市計画基礎調査]



図：農地転用状況図

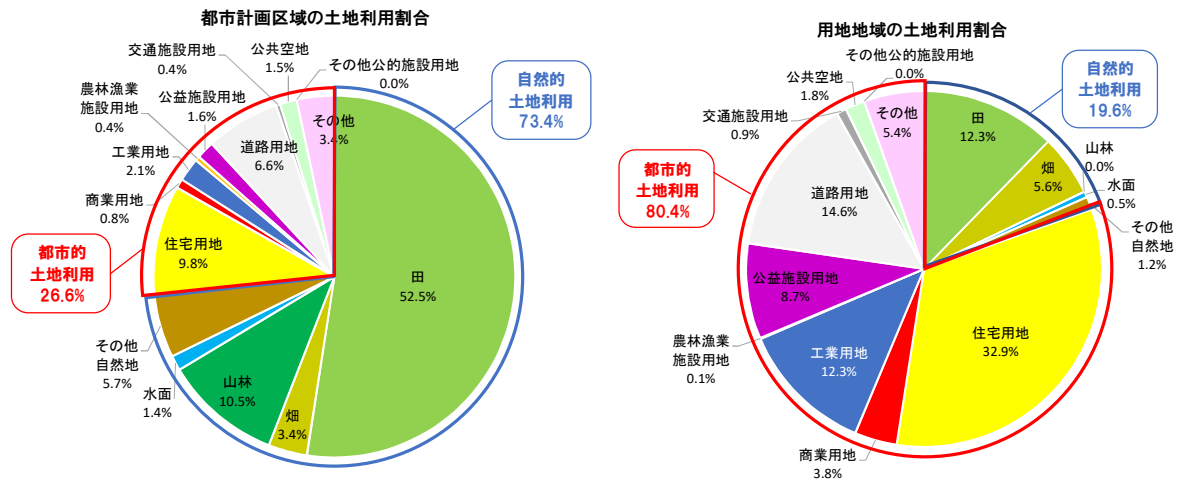
[出典：R5 都市計画基礎調査]

2) 土地利用

①用途地域内外土地利用状況、土地利用現況図

都市計画区域における土地利用現況は、自然的土地利用約が 73.4%を占めており、田による利用が 52.5%と最も多く、次いで山林が 10.5%、その他の自然地在が 5.7%となっています。

用途地域における土地利用現況は、都市的土地利用が 80.4%を占めており、住宅用地による利用が 32.9%と最も多くなっています。



(単位: ha)

区分	自然的土地利用							都市的土地利用			
	農地			山	水	その他自然地在	小計	宅地			
	田	畑	小計	林	面			住宅用地	商業用地	工業用地	小計
	可住地			可住地	非可住地			可住地	非可住地		
非線引き用途地域	29.8	13.5	43.3	0.0	1.3	2.8	47.4	79.8	9.3	29.7	118.8
非線引き用途白地	3,377.6	210.4	3,588.0	681.3	86.4	366.0	4,721.7	554.6	44.5	105.8	704.9
都市計画区域	3,407.4	223.9	3,631.3	681.3	87.7	368.8	4,769.1	634.4	53.8	135.5	823.7

(単位：ha)															
区分	都市的土地利用											合 計	可 住 地	非 可 住 地	
	農 林 漁 業 施 設 用 地	公 益 施 設 用 地	道 路 用 地	交 通 施 設 用 地	公 共 空 地	そ の 他 公 的 施 設 用 地	その他の空地								小 計
							(その 他① ゴルフ 場)	ス テ ム を 直 接 整 備 し て い る 土 地	そ の 他 ② 太陽 光 発 電 の シ ス テ ム	(そ の 他 ③ 平 面 面 積 駐 車 場)	そ の 他 ④ 都 市 的 土 地 利 用 以 外				
可 住 地	非可住地					可住地									
非線引き 用途地域	0.2	21.0	35.3	2.2	4.3	0.0	0.0	1.3	2.9	9.0	13.2	195.0	242.4	136.5	105.9
非線引き 用途白地	27.4	83.8	395.3	22.3	93.6	0.0	105.6	12.7	2.5	83.8	204.6	1,531.9	6,253.6	5,055.9	1,197.7
都市計画 区域	27.6	104.8	430.6	24.5	97.9	0.0	105.6	14.0	5.4	92.8	217.8	1,726.9	6,496.0	5,192.4	1,303.6

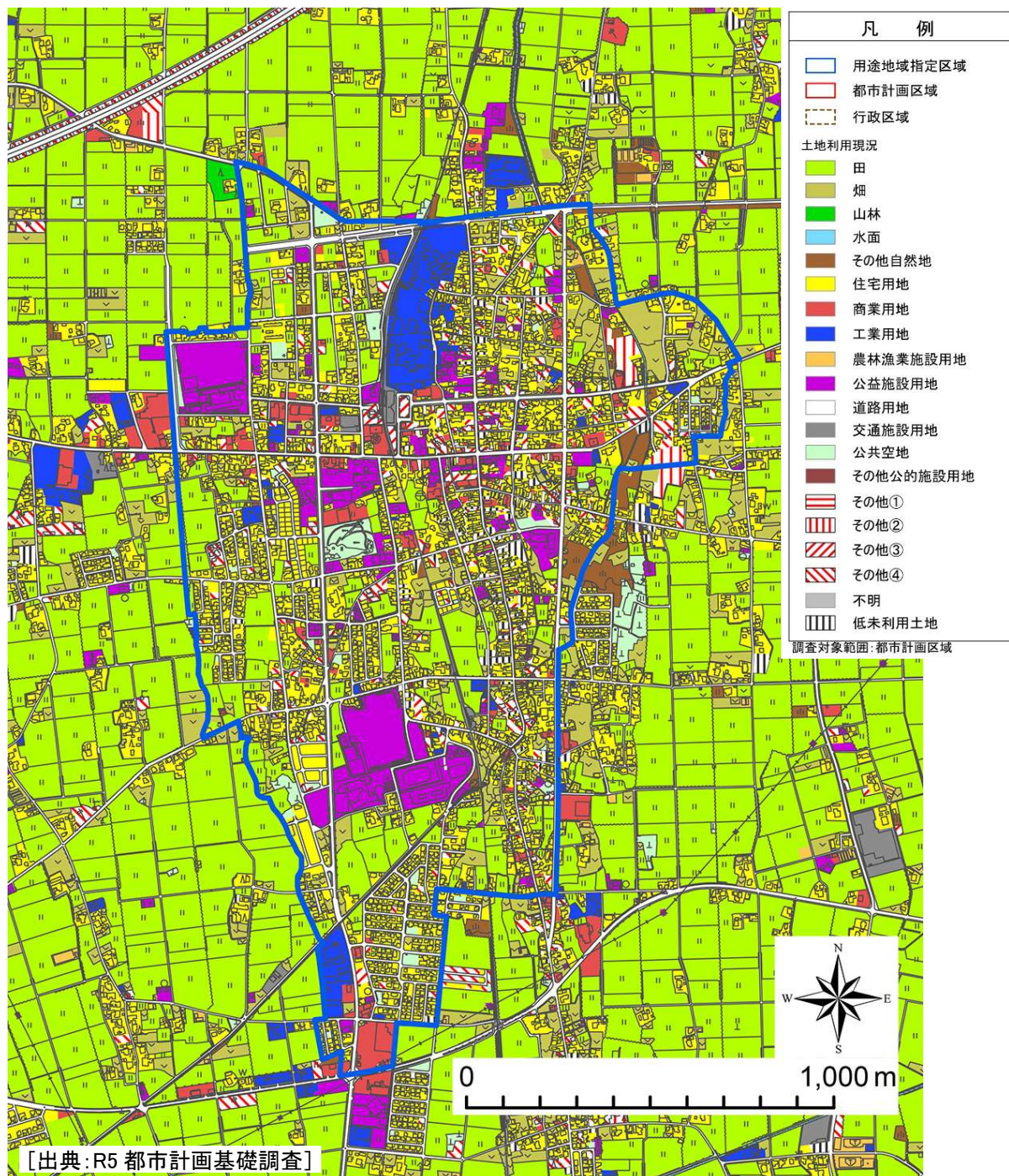
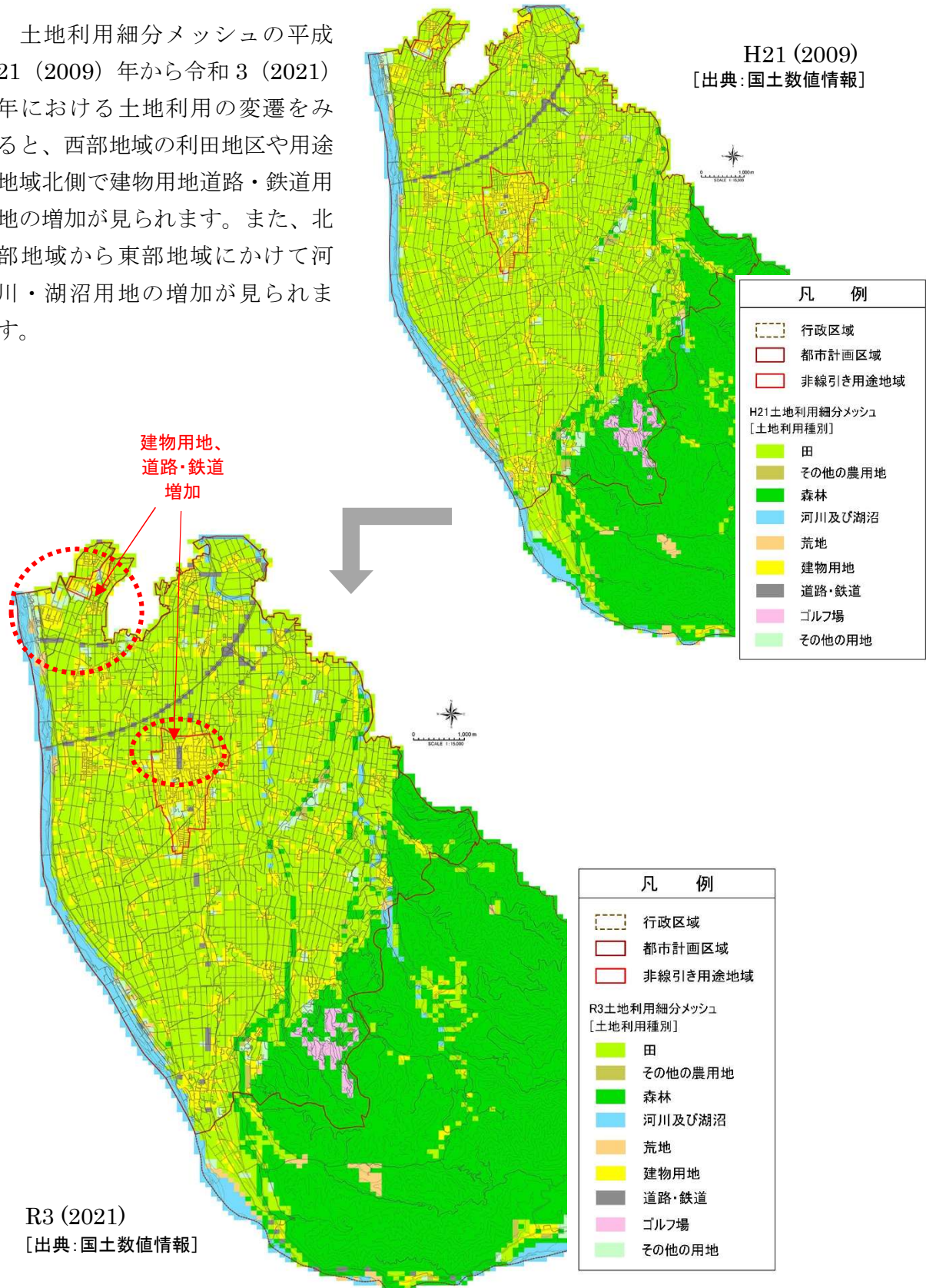


図: 土地用途別現況図

②土地利用の変遷

[土地利用細分メッシュ (100m メッシュ) : 平成 21 (2009) 年～令和 3 (2021) 年]

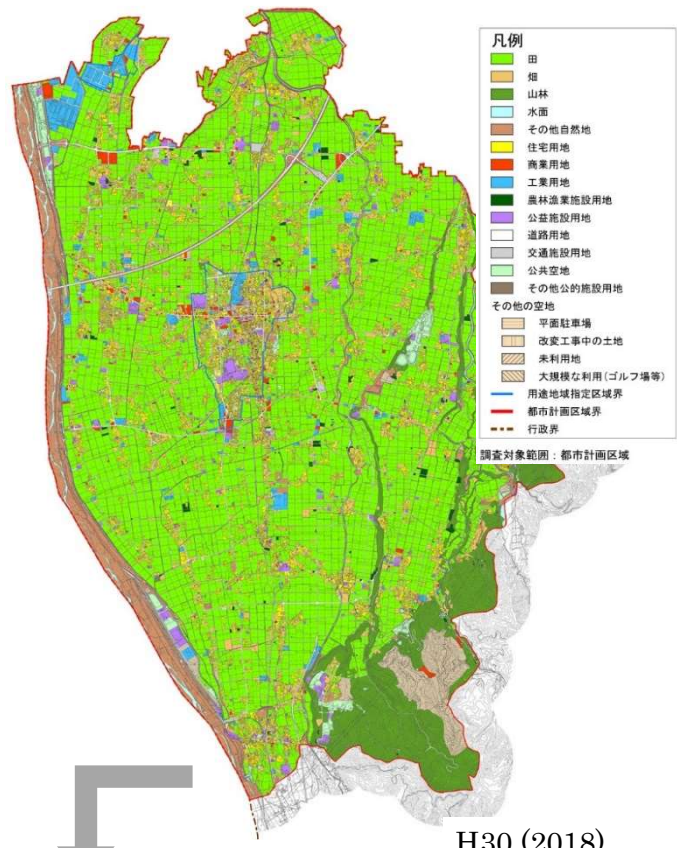
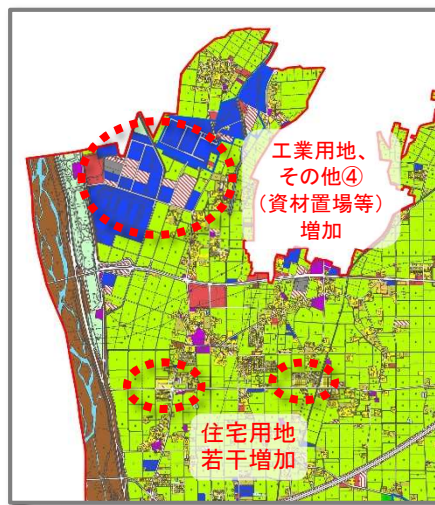
土地利用細分メッシュの平成 21 (2009) 年から令和 3 (2021) 年における土地利用の変遷をみると、西部地域の利田地区や用途地域北側で建物用地道路・鉄道用地の増加が見られます。また、北部地域から東部地域にかけて河川・湖沼用地の増加が見られます。



2-1 立山町の現況

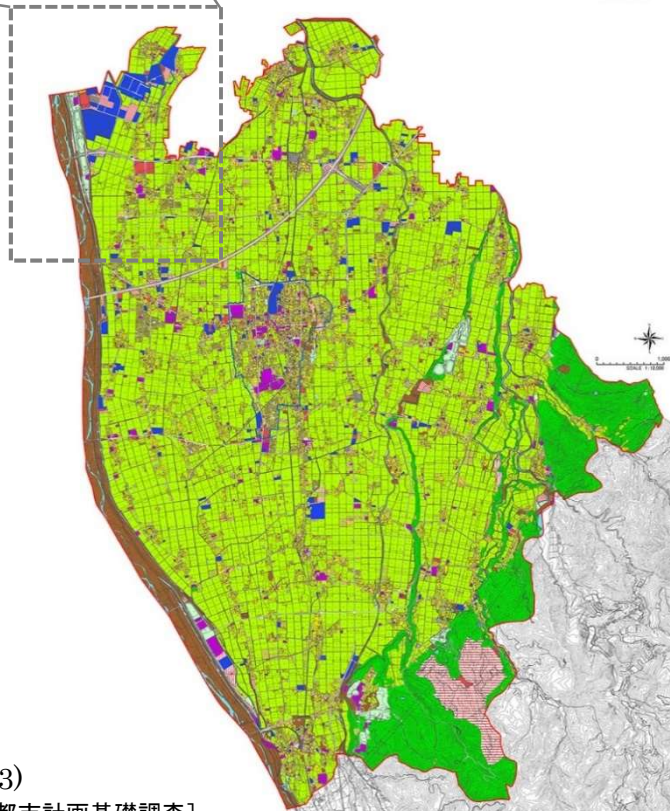
[都市計画基礎調査：平成 30（2018）年～令和 5（2023）年]

都市計画基礎調査の平成 30（2018）年から令和 5（2023）年における土地利用の変遷をみると、西部地域の利田地区で工業用地、その他④（資材置き場等）の増加や住宅用地が若干しているのが見られます。



H30 (2018)

[出典：H30 都市計画基礎調査]



R5 (2023)

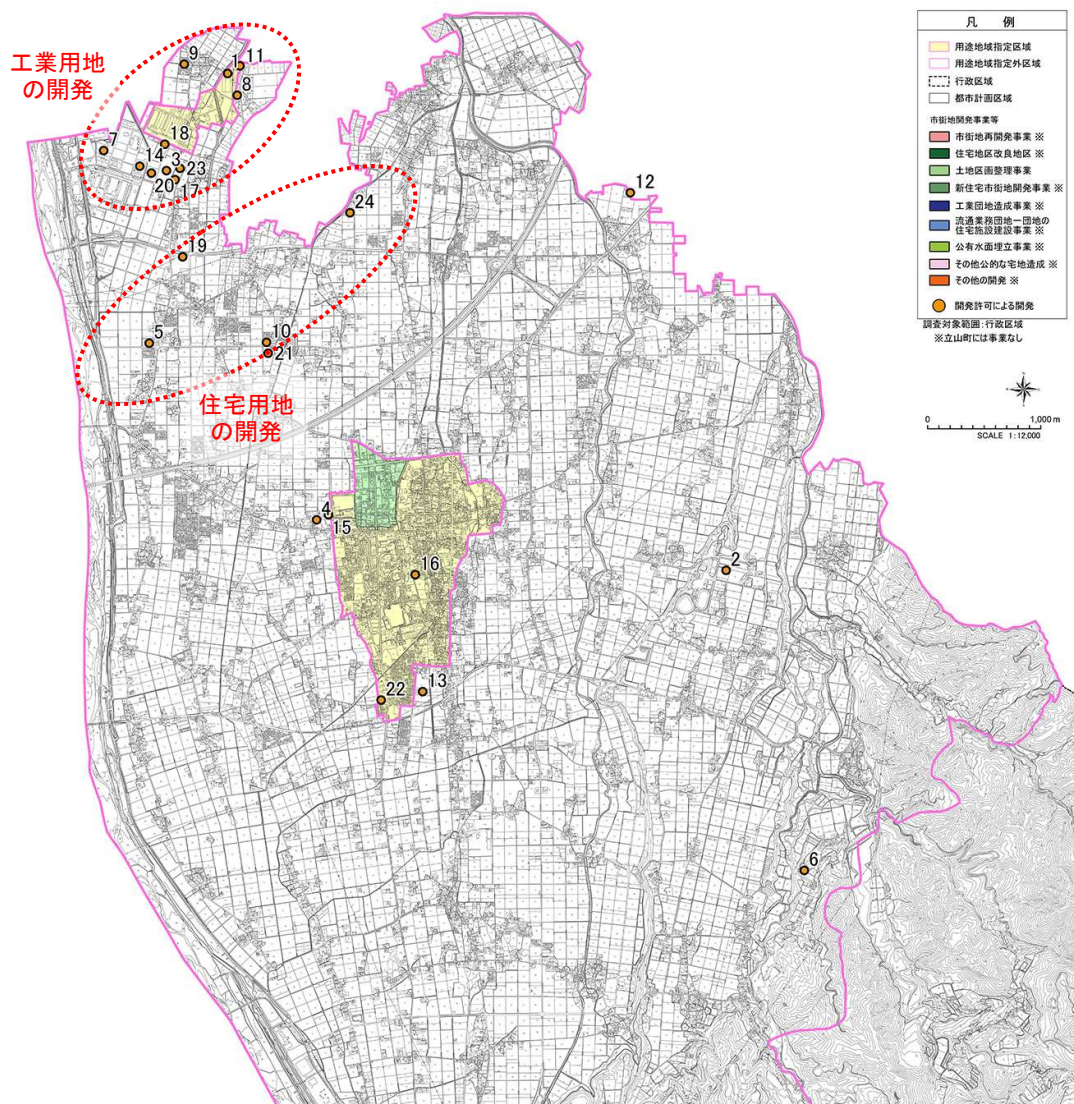
[出典：R5 都市計画基礎調査]

③宅地開発状況

立山町の開発動向をみると、西部地域の利田地区で工業用地の開発が多く、北部地域から西部地域にかけて住宅用地の開発が行われています。

年度	住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他	
	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)
平成30年度	1	10,973	1	8,383	3	51,093	0	0	0	0
令和元年度	1	6,518	0	0	3	30,545	0	0	0	0
令和2年度	1	8,189	0	0	1	11,133	0	0	0	0
令和3年度	1	4,906	0	0	2	15,580	0	0	0	0
令和4年度	2	10,067	2	29,378	2	36,970	0	0	0	0
合計	6	40,653	3	37,761	11	145,321	0	0	0	0

[出典：R5都市計画基礎調査]



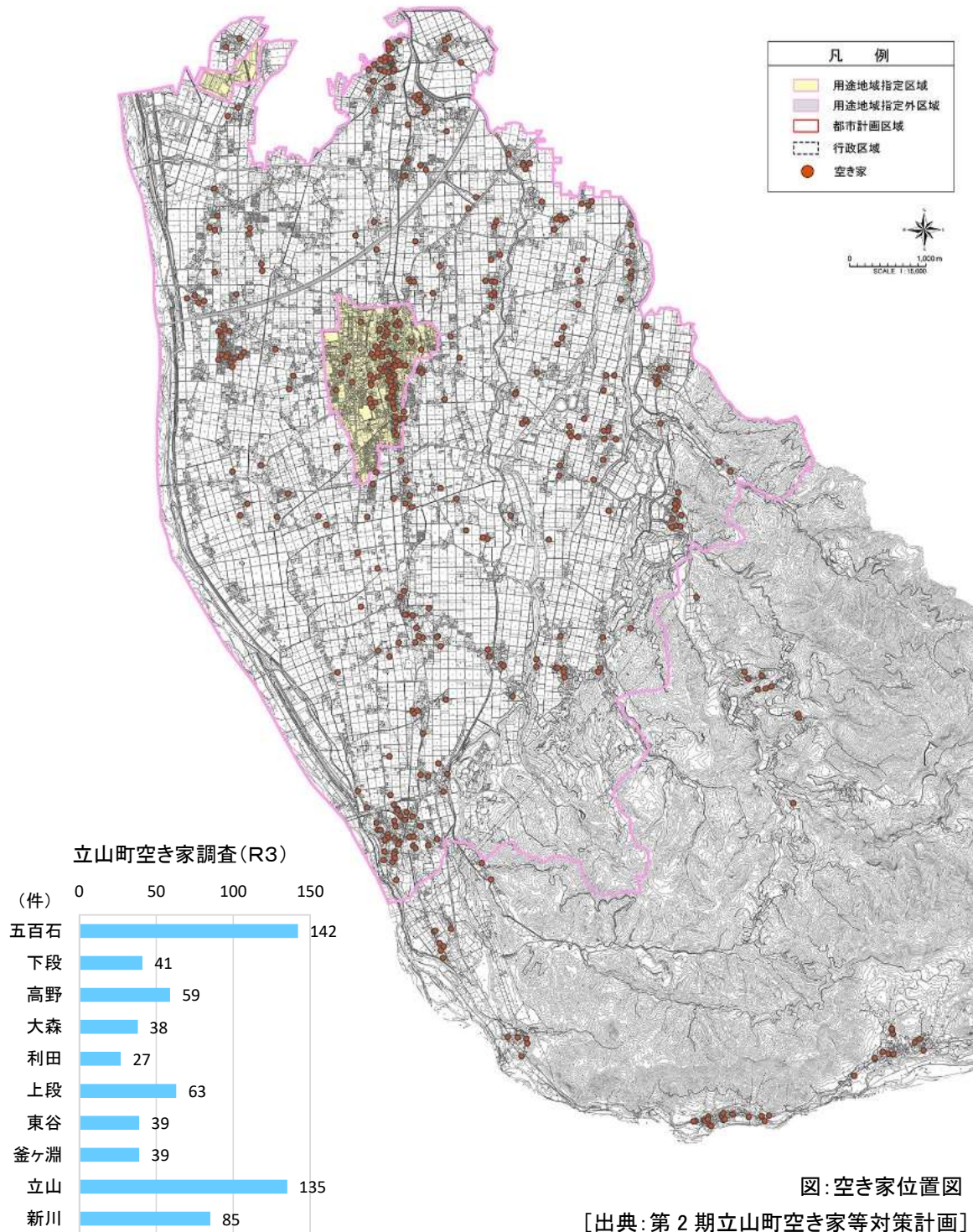
図：宅地開発状況図

[出典：R5 都市計画基礎調査]

④空き家・空き地状況

[空き家調査]

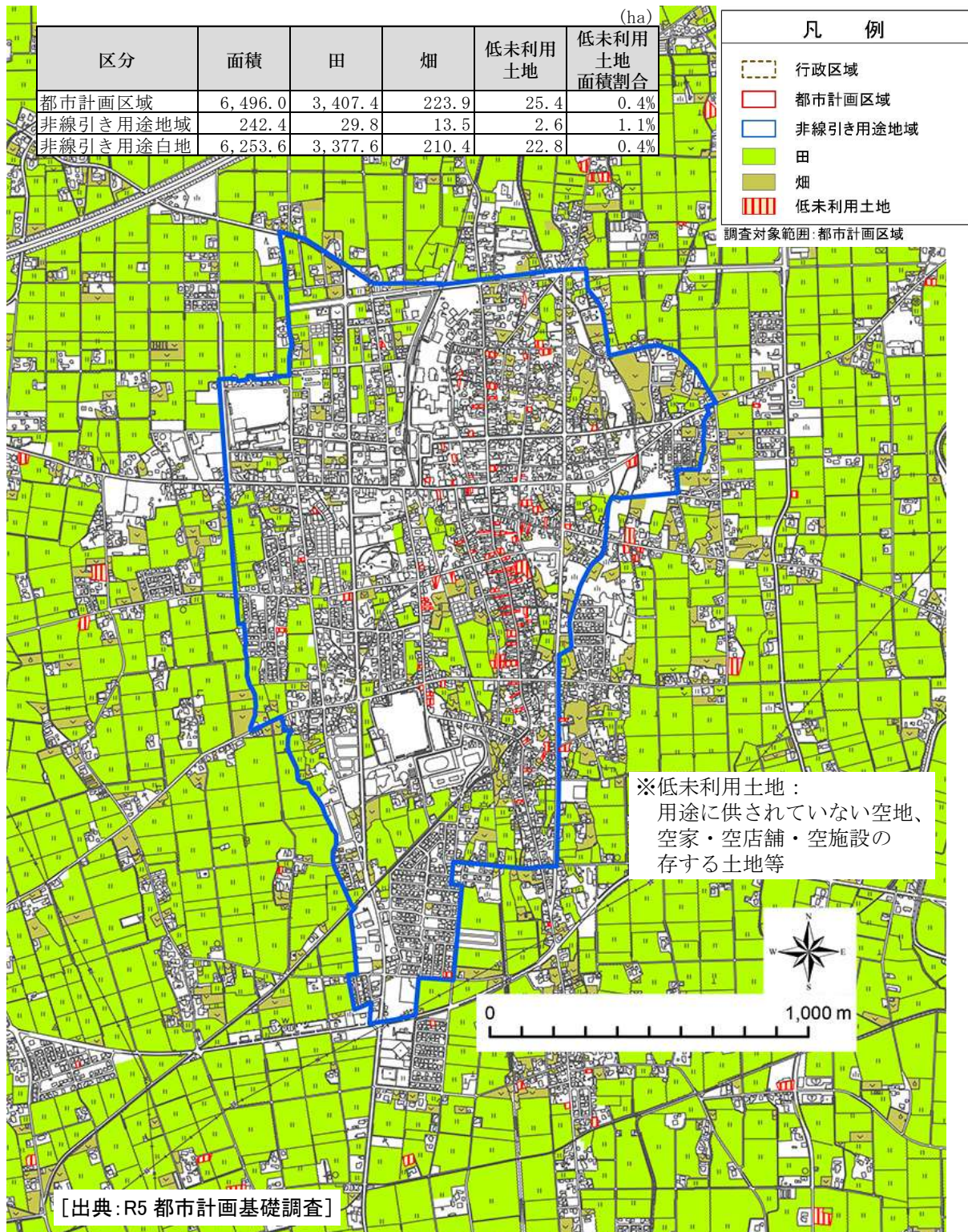
第2期立山町空き家等対策計画に基づき、令和3年度に立山町全域で空き家調査が行われました。地区別でみると五百石地区、立山地区で空き家件数が多くなっています。



※調査件数は、附属建物も含まれている

[空き地状況]

空き地状況は、都市計画区域において、低未利用土地（用途に供されていない空地、空家・空店舗・空施設の存する土地等）は25.4haで、面積割合は0.4%となっています。低未利用土地の面積の大半は非線引き用途白地地域内であるが、地域別の面積割合でみると、用途地域内での割合が1.1%と高くなっています。



図：土地利用現況図(田、畑、低未利用土地のみ表示)

(5) 都市施設等

①道路・駅前広場

[道路、街路（都市計画道路）]

道路整備状況は、県道・町道は町内で延長 519.4km が認定されており、そのうち延長 417.4km（80.4%）が改良済み、延長 473.4km（91.1%）が舗装済みとなっています。

都市計画道路は、令和 4 年時点で 14,940m が計画されており、そのうち改良済み延長 9,590m（64.2%）、概成済みが延長 1,460m（9.8%）と、約 7 割が整備されています。

県・町道の改良・舗装状況の推移

(km)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
延長	514.7	511.7	512.9	513.4	514.2	515.2	515.1	515.3	515.3	514.5	519.2	519.1	519.4
改良	406.6	404.9	406.1	406.4	409.7	411.7	411.7	413.3	413.3	457.8	413.2	417.1	417.4
済み	79.0%	79.1%	79.2%	79.2%	79.7%	79.9%	79.9%	80.2%	80.2%	89.0%	79.6%	80.4%	80.4%
舗装	464.5	462.3	463.6	464.4	466.5	468.0	468.0	469.5	469.5	468.8	469.5	473.4	473.4
済み	90.2%	90.3%	90.4%	90.5%	90.7%	90.8%	90.9%	91.1%	91.1%	91.1%	90.4%	91.2%	91.1%

都市計画道路の整備状況（令和4年3月31日現在）

番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	当初決定 年月日	最終決定 年月日	改良済 延長 (m)	概成済 延長 (m)
3・4・1	大窪米沢線	立山町米沢字 川淵割	立山町大窪	16	2	1,160	S41.2.23	R2.2.26	610	0
3・4・2	前沢日俣線	立山町大窪	立山町日俣	18	2	2,280	S41.2.23	R2.2.26	510	0
3・4・3	駅前線	立山町前沢字 西大丸桂	立山町米沢字 宮免割	16	未決定	850	S41.2.23	S54.9.22	850	0
3・4・5	前沢中央線	立山町前沢 新町	立山町日俣	16	2	2,260	S41.2.23	R2.2.26	1,810	0
3・4・7	大森五百石線	立山町榎字 宮ノ浦	立山町道新	16	2	1,020	S49.12.24	H14.7.31	0	0
3・5・6	駅西口線	立山町前沢字 西大丸桂	立山町前沢字 下相塚	12	未決定	320	S41.2.23	S61.3.6	320	0
3・5・8	駅南線	立山町前沢字 大丸桂	立山町前沢字 浅草	12	未決定	90	S41.2.23	S50.1.4	90	0
3・6・4	立山水橋線	立山町五百石 字	立山町五百石 字	9	2	1,240	S41.2.23	R2.2.26	1,240	0
3・6・9	富山立山線	立山町米沢字 小田原割	立山町利田	11	2	2,960	S41.2.23	R2.2.26	1,500	1,460
3・6・10	大山上市線	立山町米沢字 川淵割	立山町榎字 雨田	11	2	2,150	S41.2.23	R2.2.26	2,050	0
7・6・1	前沢 1 号線	立山町前沢字 下相塚	立山町前沢字 東今辺	8	未決定	390	S63.7.24	S63.7.24	390	0
7・6・2	前沢 2 号線	立山町前沢字 東今辺	立山町前沢字 二口	8	未決定	180	S63.7.24	S63.7.24	180	
8・7・1	五百石駅 地下道線	立山町前沢前 沢	立山町前沢 前沢新町	3.9	定めなし	40	H4.12.11	H23.2.21	40	0
合 計	路線数 13					14,940			9,590 (64.2%)	1,460 (9.8%)

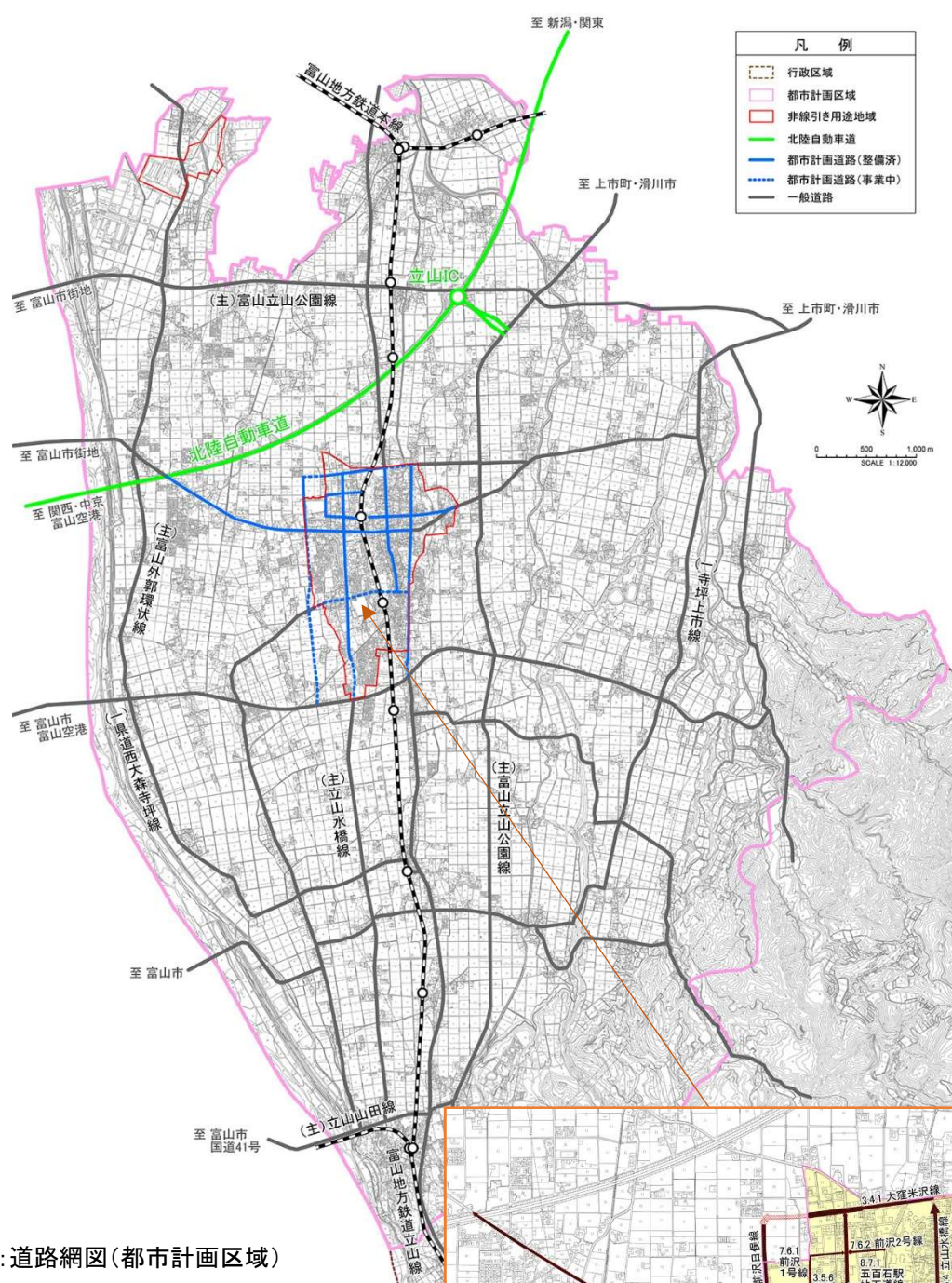
[出典：統計たてやま(建設課)]

駅前広場・交通広場（令和4年3月31日現在）

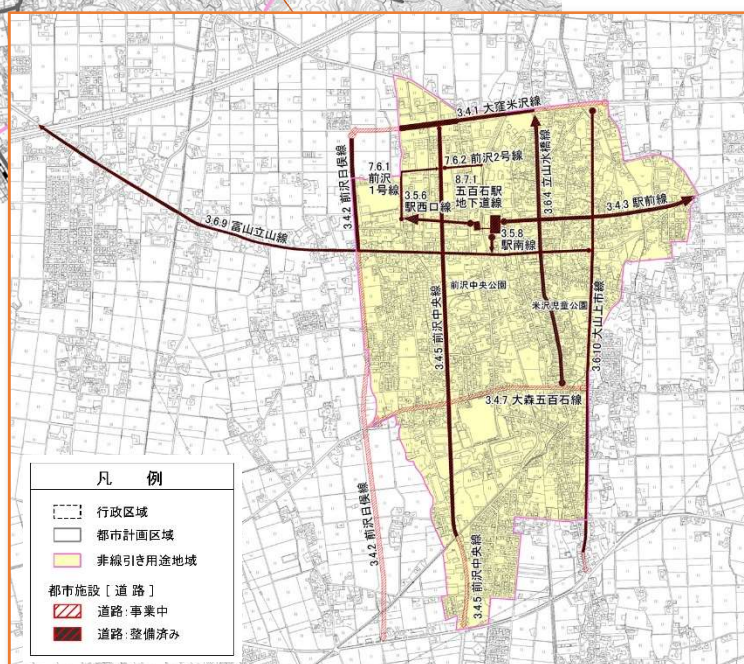
番号	街路名	計画面積 (㎡)	計画面積 (㎡)	駅名	最終決定 年月日
3・4・3	駅前線	4,100	4,050	五百石駅	S54.9.22
3・5・6	駅西口線	1,100	1,100	五百石駅	S61.3.6

[出典：統計たてやま(建設課)]

2-1 立山町の現況



図：道路網図(都市計画区域)



図：道路網図(用途地域)

②公園緑地

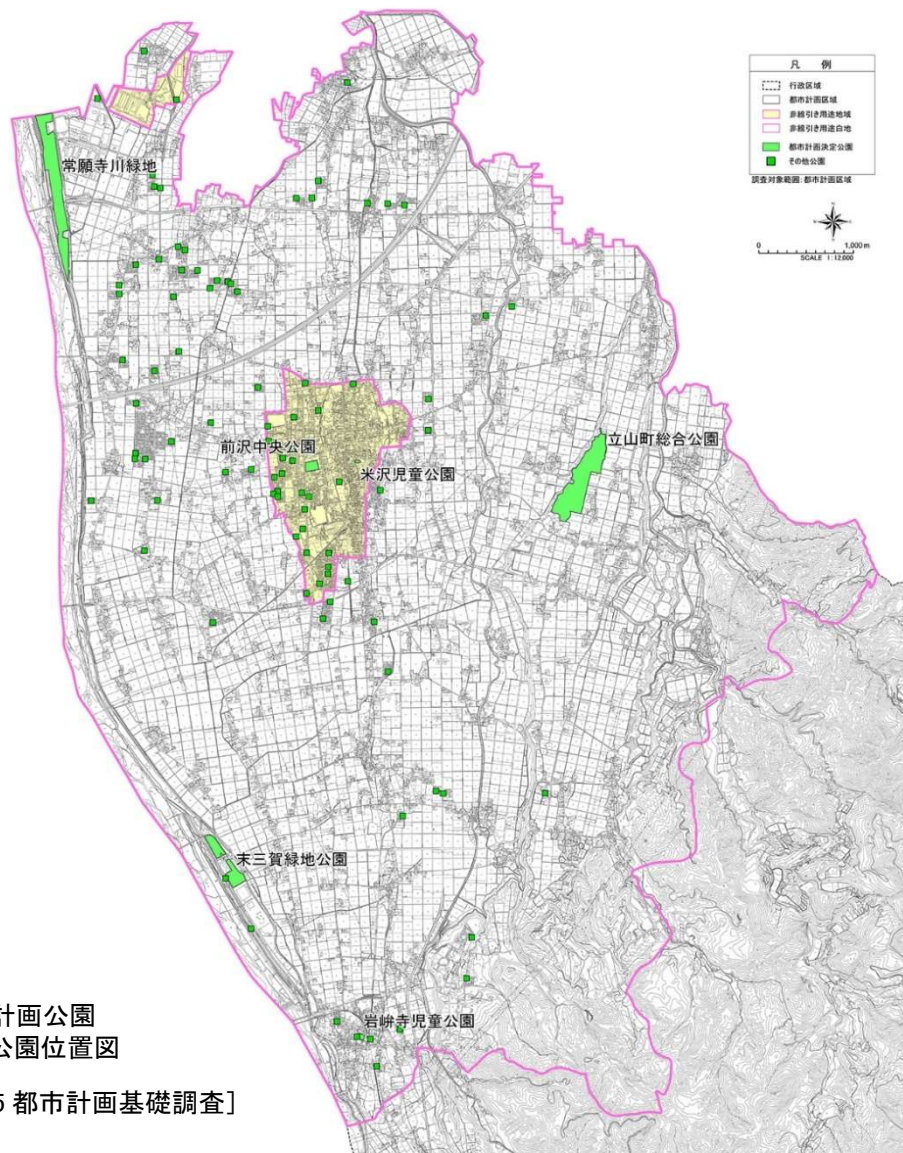
都市計画公園は街区公園 2 箇所、近隣公園 1 箇所、総合公園 1 箇所、緑地 2 箇所の計 6 箇所、供用面積は 39.78ha となっています。また、その他公園は 92 箇所あります。

立山町における都市計画区域内での 1 人あたりの公園面積は約 16.7 m²/人 (23,791 人：R2 国勢調査) に対して、富山県では 16.0 m²/人、全国では 10.8 m²/人 (出典：国交省 R03 年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況) と比較的高い水準となっています。

都市計画公園の概況

種別	箇所数	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	面積割合	供用割合	備考
街区公園	2	0.5	0.5	1.3%	100.0%	米沢児童公園、岩嶺寺児童公園
近隣公園	1	1.3	1.3	3.3%	100.0%	前沢中央公園
総合公園	1	20.00	17.08	42.9%	85.4%	立山町総合公園
緑地	2	26.4	20.9	52.5%	79.2%	末三賀緑地、常願寺川緑地
立山町計	6	48.2	39.78	100.0%	82.5%	

[出典：R5都市計画基礎調査]



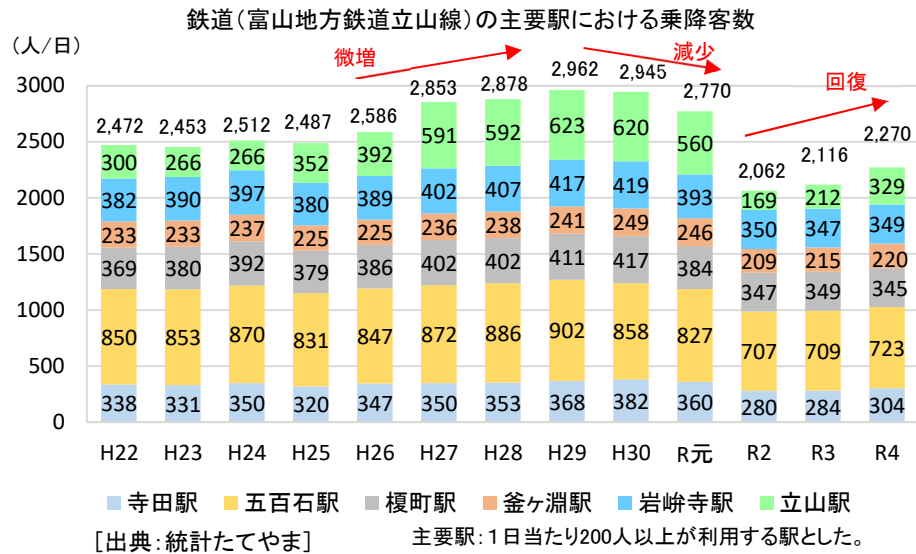
図：都市計画公園
・その他公園位置図

[出典：R5 都市計画基礎調査]

(6) 公共交通

①鉄道（富山地方鉄道立山線）の利用状況

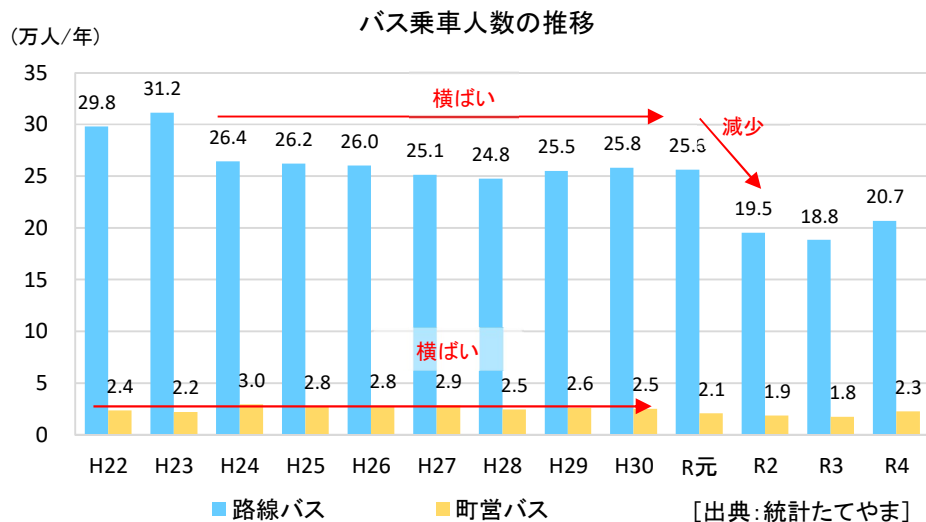
富山地方鉄道立山線の乗降客数は、平成 27 年から平成 29 年にかけて全ての駅で微増し約 3 千人／日の利用がありましたが、平成 30 年以降からは減少し、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約 2 千人／日に大きく落ち込んでいます。翌年以降からは乗降客数の増加傾向がみられ、令和 4 年には令和元年の約 8 割まで乗降客数が回復しています。



②町営・路線バスの利用状況

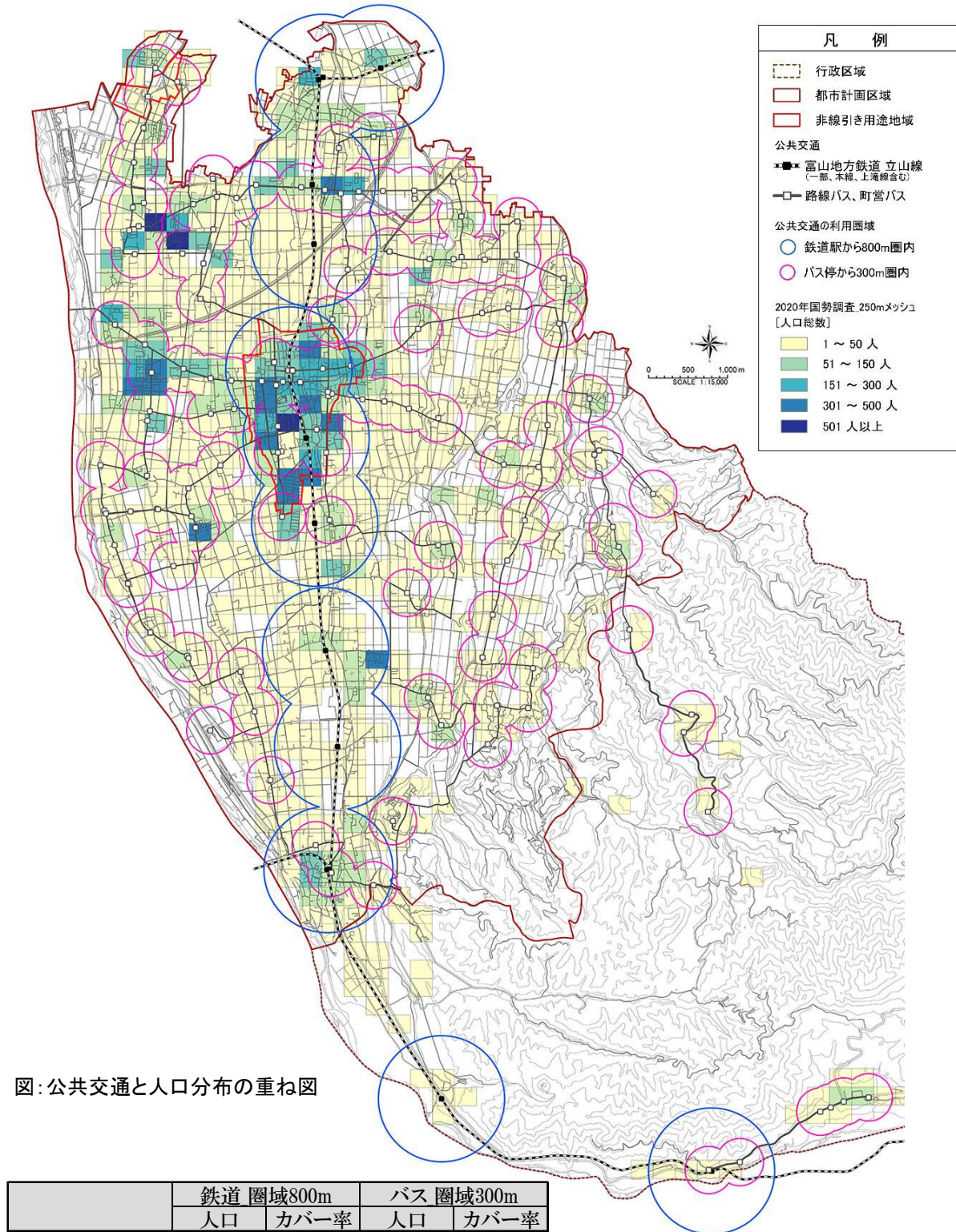
バス乗車人数は、路線バスでは平成 24 年から令和元年にかけて乗客数は約 25 万人／年と横ばいに推移していましたが、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、約 20 万人／年に大きく減少しています。

同様に、町営バスも乗客数は約 2 万 5 千人／年で推移し、令和 2 年には約 2 万人／年に減少していますが、路線バス、町営バスともに、令和 4 年では乗降客数が増加、回復傾向にあります。



③鉄道、バス停の人口カバー率

都市計画区域における鉄道駅から 800m 圏内の人口カバー率は 48.0%、バス停から 300m 圏内の人口カバー率は 66.2%で、町民のおよそ半数をカバーしています。



図：公共交通と人口分布の重ね図

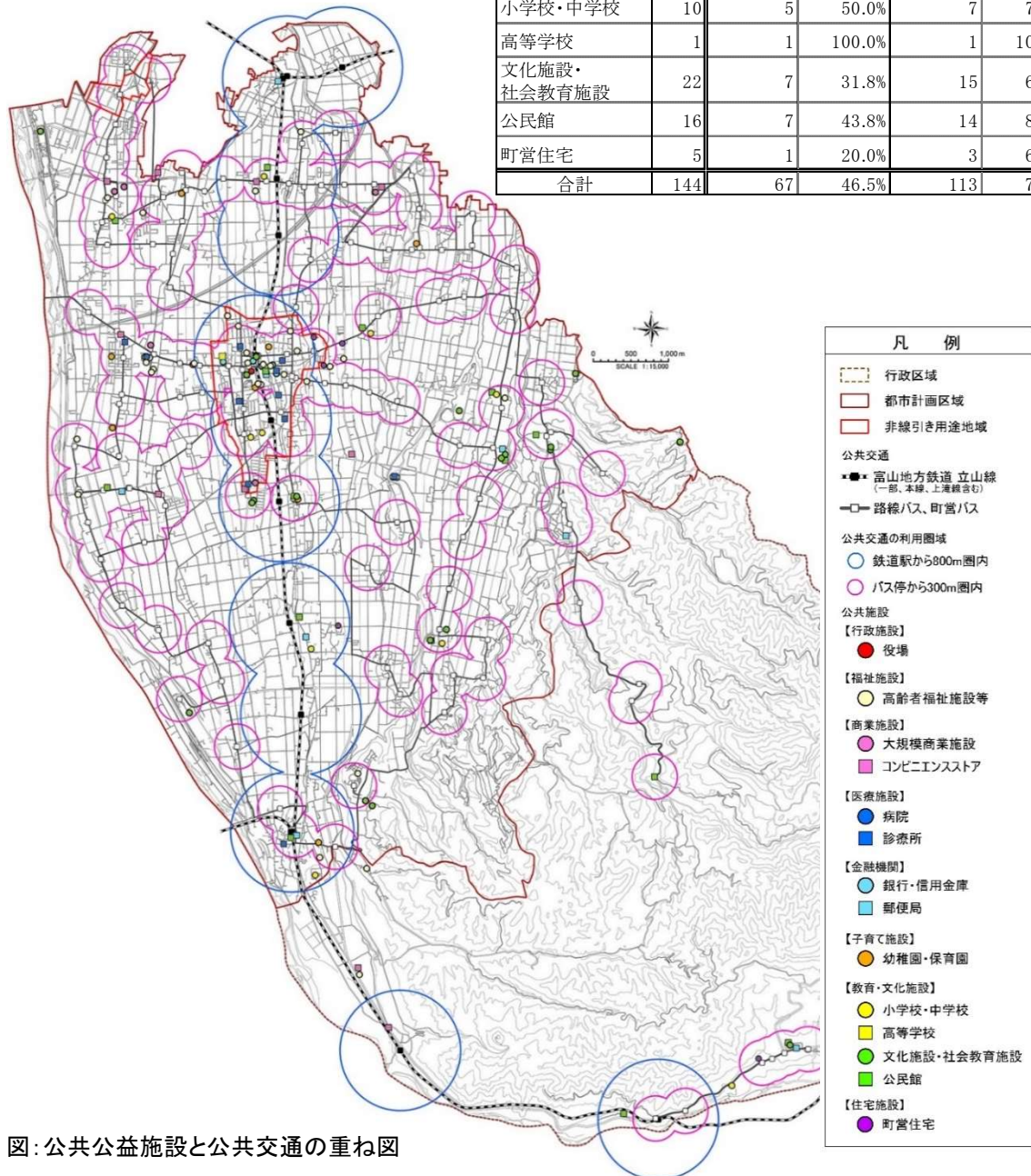
	鉄道 圏域800m		バス 圏域300m	
	人口	カバー率	人口	カバー率
行政区域	11,580	46.7%	16,020	64.6%
都市計画区域	11,407	48.0%	15,732	66.2%
都市計画区域外	173	0.7%	288	1.2%

(7) 公共公益施設

公共公益施設 × 公共交通カバー率

公共公益施設と公共交通の重ね図をみると、施設全体のカバー率は鉄道駅から800m圏内は約5割、バス停から300m圏内は約8割となっており、半数以上の施設は公共交通圏内にカバーされています。

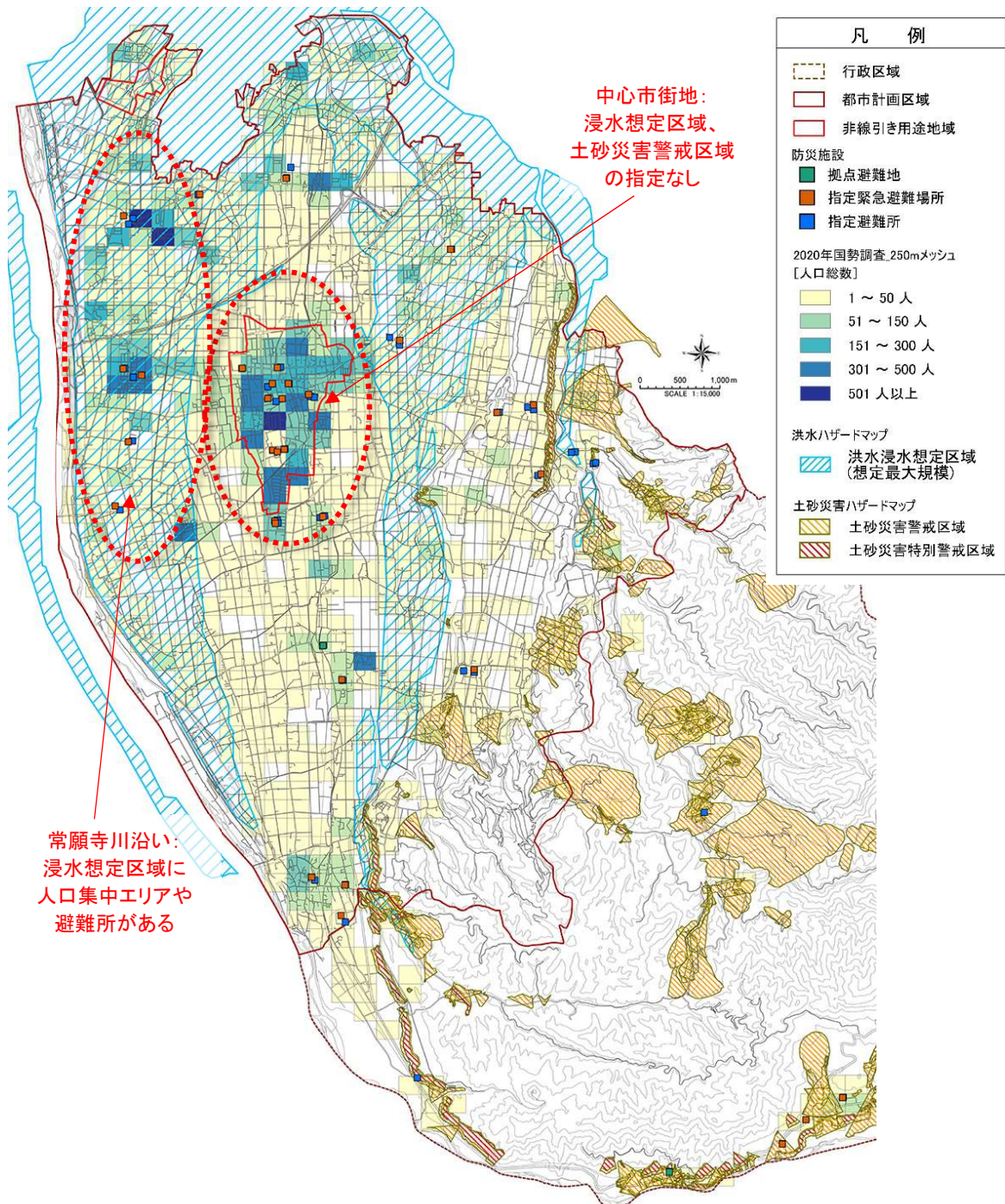
施設種別	施設総数	鉄道駅から800m圏内		バス停から300m圏内	
		施設数	比率	施設数	比率
役場	1	1	100.0%	1	100.0%
福祉施設	38	18	47.4%	30	78.9%
大規模小売店舗	6	1	16.7%	6	100.0%
コンビニ エンスストア	10	3	30.0%	7	70.0%
病院	1	0	0.0%	1	100.0%
診療所	11	9	81.8%	10	90.9%
銀行・信用金庫	5	5	100.0%	5	100.0%
郵便局	10	5	50.0%	6	60.0%
幼稚園・保育園	8	4	50.0%	7	87.5%
小学校・中学校	10	5	50.0%	7	70.0%
高等学校	1	1	100.0%	1	100.0%
文化施設・ 社会教育施設	22	7	31.8%	15	68.2%
公民館	16	7	43.8%	14	87.5%
町営住宅	5	1	20.0%	3	60.0%
合計	144	67	46.5%	113	78.5%



(8) 防災

ハザードマップ（洪水、土砂災害）× 人口 × 避難所

ハザードマップ（洪水、土砂災害）と人口分布、避難所の重ね図をみると、人口が多い中心部には洪水浸水想定区域（想定最大規模）や土砂災害警戒区域は指定されていません。一方で、常願寺川沿いの西部地域では洪水浸水想定区域（想定最大規模）が指定され、かつ人口が多いエリアや避難所が立地している箇所があります。



図：ハザードマップ（洪水、土砂災害）と人口分布、避難所の重ね図

2-2 上位・関連計画

(1) 立山舟橋都市計画区域マスタープラン（令和6年度改定予定）

【目標年次】

基本理念・方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を令和23（2041）年とする。

都市施設の整備などに関しては、おおむね10年後の将来を予測するものとし、目標年次を令和13（2031）年とする。

【都市計画の基本理念】

1) 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

～みんなで創ろう！人が輝く 高志の国～

- 快適で活力あるコンパクトな都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

2) 立山舟橋都市計画区域

～雄大な自然環境の下での交流と快適な田園環境が融和するまち～

- 恵まれた自然環境と共生する都市づくり
- 安全で快適な生活環境を創造する都市づくり
- 地域間の交流を大切にする都市づくり
- 活力ある産業経済を支える都市づくり

【地域毎の市街地像】

都市構造	市街地像
中核ゾーン	中核ゾーンは、 <u>富山地方鉄道立山線五百石駅周辺を核とする既成市街地を位置づけるものとし、賑わい創出と定住促進を積極的に進めるものとする。</u> このため、空き家・空き店舗の活用等により、魅力ある店舗の立地を誘導するとともに、防災と子育て支援の機能を持った複合施設など、 <u>公共公益施設の整備充実を図り、都市の拠点にふさわしい市街地形成を目指す。</u>
市街地ゾーン	<u>立山地区については、中核ゾーンを取り巻く形で市街地ゾーンを配置するものとし、雄大な立山連峰の自然を背景に、ゆったりとした暮らしを楽しみ、生涯を安心して暮らせる居住環境の整備により、良好な市街地形成を目指す。</u> また、舟橋地区については、周辺の田園環境や河川環境と調和したコンパクトな市街地形成を目指す。
産業振興ゾーン	産業振興ゾーンは、立山・舟橋両地区における既存工業地や北陸自動車道立山インターチェンジ周辺、立山インターチェンジから富立大橋への幹線道路沿道を位置づけるものとし、既存工業の活性化や企業誘致、商業施設の立地促進を図り、地域における雇用の拡大と活力ある都市の創出を目指す。
歴史景観ゾーン	歴史景観ゾーンは、岩峯寺地区の既成市街地や周辺の田園地域を位置づけるものとし、歴史ある街並み景観や良好な田園環境の保全に努め、 <u>うるおいある居住環境の創出と地域の個性を活かした景観づくりに努める。</u> また、 <u>県道富山立山公園線の沿道については、当該地域にふさわしい屋外広告物の設置誘導に努め、良好な沿道景観の形成を目指す。</u>

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

主要用途の配置の方針	土地利用の方針
a 商業地 <u>五百石駅を中心とした既成市街地</u>については、魅力的な店舗の立地や、安全で快適に買い物ができる歩行者空間の整備、住民等が休憩や団らんでできる<u>コミュニティ施設や交流施設などの活用</u>に努め、<u>商店街の魅力増加による賑わい創出を図る。</u> <u>幹線道路沿道</u>については、<u>沿道サービス型の商業地を配置</u>し、住民の多様なニーズに対応した店舗や生活利便施設などの立地の誘導などにより、<u>暮らしの利便性の向上を図る。</u> b 工業地 <u>塚越地区等の既存工業地や立山インターチェンジ、富立大橋周辺</u>については、<u>計画的な企業誘致の推進や既存産業の振興</u>に取り組むとともに、<u>農林業への配慮や緑地の確保など、工場や事業所の立地にふさわしい環境整備に努める。</u> c 住宅地 <u>住宅地は、既成市街地を取り囲む一帯に配置し、自然環境と調和した住みよい居住環境の整備を進めるとともに、未利用地の有効活用を促進する。</u> また、<u>新たに配置される住宅地</u>については、地区計画、建築協定などにより、<u>ゆとりや快適さを備えた魅力ある住宅地の創出を図る。</u>	a 土地の高度利用に関する方針 <u>五百石駅周辺</u>については、市街化の動向等を見据えながら、<u>官民が連携し、土地の高度利用を含め、商業の集約や居住、公共公益施設などの充実を図り、中心市街地としての魅力創出に努める。</u> b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>用途地域内</u>については用途地域の設定により、混在化していた土地利用が徐々に純化しつつあるものの、依然として住居と工場の混在などにより、住環境の悪化が懸念される地区もあることから、<u>住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。</u> c 居住環境の改善又は維持に関する方針 豊かな自然環境の中で、安全で快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、<u>用途地域外における開発</u>については、地区計画、建築協定などにより、<u>都市的土地利用と自然的土地利用との整序を図り、四季の移ろいを肌で実感でき、暮らしの豊かさが感じられる住宅地を形成する。</u> d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 京坪川河川公園や白岩川河川公園、立山町総合公園、末三賀緑地などの市街地内やその周辺の公園・緑地の保全や適切な管理に努める。 e 優良な農地との健全な調和に関する方針 都市にうるおいを与える貴重な緑の空間として、<u>市街地周辺の農地を積極的に保全するとともに、建築物の適正な誘導など土地利用の整序に努め、今後とも美しい田園風景を保全する。</u> f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 本区域には、上流域に荒廃地を有する常願寺川をはじめとして大小河川が数多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、常願寺川周辺には地すべり危険箇所が多くある。これら<u>土砂災害危険箇所</u>においては災害から住民の生命、財産を保護するため、<u>対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については開発の抑制に努める。</u> また、本区域は常願寺川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、<u>水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組み等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u> g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 適切な宅地開発等により<u>無秩序な市街化を抑制し、緑地などの減込を防ぐ。</u> また、市街地内に点在する公園・広場・緑地などの<u>オープンスペースの確保に努め、災害時における避難地や緩衝帯としての機能の向上に努める。</u> 常願寺川や立山連峰の山裾など、豊かな自然が残されているエリアにおいては、<u>自然環境の積極的な保全とともに、自然と人とがふれ</u>

	あう場として活用し、良好な自然を次世代へと継承する。
	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 <u>用途地域内における未利用地の活用を推進</u> するため、面的整備事業等の導入を検討し、 <u>計画的な土地利用の実現を図る</u> 。 また、 <u>白地地域</u> においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による <u>適正な土地利用コントロール</u> を図る。

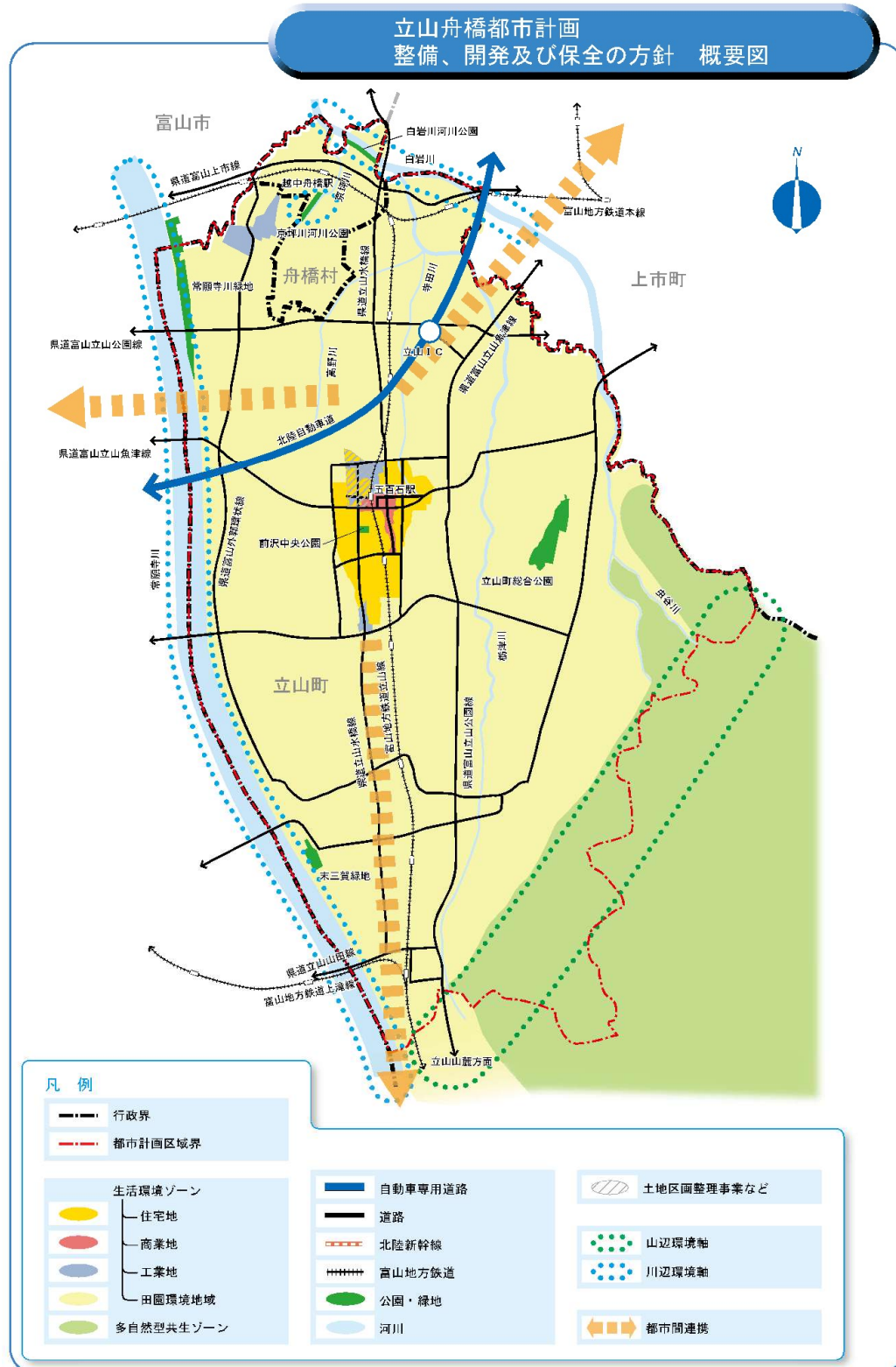
【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

都市施設	主要な施設の配置の方針
交通施設	道路網については、富山市方面へ向かう東西方向の主要幹線道路として、<u>県道富山上市線、県道富山立山公園線、県道富山立山魚津線、南北方向の主要幹線道路として、県道立山水橋線、県道富山立山公園線を配置し、都市間連携の強化を図る</u>。 また、<u>都市内の骨格を形成する幹線道路として、東西には都市計画道路富山立山線、都市計画道路大窪米沢線を配置するとともに、南北には都市計画道路前沢中央線、都市計画道路前沢日俣線を配置し、道路網の構築を図る</u>。 <u>公共交通については、駅の周辺においてパークアンドライド等のシステムの向上を検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る</u>。更に、路線バスの利用促進に努め、コミュニティバスの導入を図るなど、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。 ・優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設 3・4・1 大窪米沢線 3・4・5 前沢中央線
下水道	汚水については、市街地の整備が概成しているため、<u>市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る</u>。
河川	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、<u>最適な治水施設を配置するとともに、常願寺川、白岩川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める</u>。
市街地開発事業	<u>五百石地区を中心とした既存市街地及びその周辺に関しては、防災性の確保や都市基盤整備を進めるため、面的整備事業等により、安全で快適な市街地形成に努める</u>。 また、<u>市街地の外郭を形成する幹線道路を境として、土地利用を都市的土地利用と農村的土地利用とに区分し、基盤整備を進めることによって用途地域内の未利用地の活用を図る</u>。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

自然的環境	主要な緑地の配置の方針
環境保全系統	常願寺川、白岩川、栃津川などの主要な河川や段丘斜面緑地を緑のネットワークの拠点として位置づけ、その保全に努めるとともに、<u>緑が不足している区域においてはその整備・改善を図る</u>。 また、優良農地は、ふるさとの豊かな田園環境を形成する貴重な緑地であり、その維持・保全に努める。
レクリエーション系統	広域的なレクリエーション需要に対応する<u>大規模な緑地として、立山町総合公園や常願寺川緑地、末三賀緑地を位置づけ、効果的な活用</u>に努める。 また、河川緑地や緑道の活用・整備により、<u>レクリエーション需要を満たす環境の構築を図る</u>。

防災系統	本区域は、住宅地に隣接する大規模工場が比較的多いことから、 <u>工場周辺の緩衝緑地整備や敷地内緑化を推進するとともに、これらの緑地については、公害防止や災害時における被害拡大防止などの機能を有する緑地として質的向上を図る。</u>
景観構成系統	雄大な立山連峰や常願寺川一帯の眺望景観をはじめ、緑豊かな田園景観、段丘・丘陵緑地などについては、地域の環境と人々の営みが織りなしてきた景観として、 <u>維持・保全を図る。</u>



(2) 第10次立山町総合計画（令和3年2月）

基本構想で示される「町の将来像」、「重視する取り組み」、「分野別のまちづくりの目標」及び基本計画の「目標別の施策」、総合戦略の「基本構想と重点テーマの関係」は以下のとおりです。

【町の将来像】

資源を磨き 明日を拓く 美しい町 立山

日本の屋根「北アルプス立山連峰」の麓に位置する、立山町。

先人たちが築き上げてきた暮らしの技術や知恵を継承しながら、日々変化する社会課題に対応し、町民にとって魅力と希望ある明日を拓くため、

- ・ 森・川・里・人・伝統文化、立山連峰をはじめとする美しい景観等、すべての地域資源の魅力や可能性を再点検・フル活用します。
- ・ どんなに困難な壁であっても挑戦する勇気と、進んで他者のために働く意欲を持った人材が育つよう、教育環境を整えます。

このことにより、町民が誇りと質の高い暮らしを実感でき、次世代にはさらに充実した地域資源を残すことができるような、品格ある美しい町を目指します。

【重視する取り組み】

以下のような基本的な視点で取り組みを進めていきます。

- 1：災害に強いまちづくり
- 2：次代を担う人材の育成
- 3：安心して出産・子育てができる環境整備
- 4：町の新たな魅力創造発信と関係人口・交流人口の増加
- 5：環境にやさしいまちづくり
- 6：医療・福祉を支えるための町の財政力アップ

【分野別のまちづくりの目標】

町民の安全・安心を「守る」、活力を生み出すため個々の可能性を「拓く」、持続可能な地域経営を「支える」、それぞれの分野が連動しながら、町の将来像の実現を目指します。



【基本計画 分野別施策体系図】

まちづくりの目標を達成するための基本計画として各分野別の施策が示されています。

その中でも特に都市計画分野に関連の深い施策は以下のとおりです。

まちづくりの目標		施策	
守 る	1. 防災・防犯・生活基盤 しなやかな対応で町民の安全で安定した暮らしを守る町	1-1	防災対策
		1-2	防犯・交通安全・消費生活の安定
		1-3	道路の整備
		1-4	公共交通対策
		1-5	土地利用・市街地整備
		1-6	上下水道の管理
	2. 健康・福祉・子育て 地域に根差す支えあいにより安心な暮らしが続く町	2-1	健康づくり
		2-2	保健・医療の推進
		2-3	地域福祉の推進
		2-4	子育て支援・子育て家庭の福祉
		2-5	高齢者福祉の充実
		2-6	障がい者福祉の充実
拓 く	3. 教育・スポーツ・文化 学習や交流を通じて地域の 人材・魅力・文化が育まれる町	3-1	学校教育の充実
		3-2	教育環境の整備
		3-3	青少年健全育成
		3-4	生涯学習の推進
		3-5	スポーツの振興
		3-6	文化・芸術の振興
	4. 産業・観光 多様で豊かな営みと人々の交流により活気あふれる町	4-1	農業の振興
		4-2	商業・賑わい創出
		4-3	企業誘致
		4-4	観光の振興
支 え る	5. 環境共生・住環境 人と自然が共生する潤いのある暮らしが息づく町	4-5	地域資源を活用した特産品の創出支援
		5-1	循環型社会・環境負荷低減
		5-2	里地里山の保全・活用
		5-3	森林の保全・林業の振興
		5-4	景観の保全
		5-5	公園・緑地の整備
	6. 地域経営・行政経営 資源を賢く使い魅力ある地域を持続させる町	5-6	住宅・空き家対策
		6-1	地域コミュニティ強化
		6-2	町民総活躍の推進
		6-3	移住定住促進・関係人口の拡大
		6-4	デジタル革命への対応
		6-5	公共資産マネジメント
		6-6	行財政運営

: 特に都市計画分野に関連の深い施策

【総合計画基本構想と総合戦略重点テーマの関係】

総合戦略では、地方創生の取り組みとしてこれまでの成果や課題のほか、社会情勢の変化等を踏まえ、今後5年間で重点的に取り組むテーマを設置し、基本計画の各分野の取り組みを戦略的に進めるものです。

重点テーマとしては、次の5テーマを設定しています。



(5) 第10次立山町総合計画（R3.3）の取り組み状況

第10次立山町総合計画基本計画に示される実施中の主な事業は以下のとおりです。

項目・内容	事業名
防災・防犯・生活基盤	
1-1 防災対策	
防災危機管理体制の充実	防災センター及び児童館整備事業
地域防災力の向上	地域防災対策事業・防災行政無線管理事業
避難所の確保と運営	水防活動事業、防災訓練事業
災害時要援護者対策の充実	避難所運営（立山町避難所運営マニュアル）
消防力の強化	消防施設運営事業、消防団運営事業
災害予防対策	土木災害復旧事業・農地農業施設災害復旧事業・治山事業
除雪対策の強化	道路維持補修事業・橋りょう長寿命化補修事業
	除雪オペレータ育成支援事業、除雪機械の更新、貸与の増強
1-2 防犯・交通安全・消費生活の安定	
防犯・交通安全設備の充実	地域防犯対策事業
防犯パトロールの実施	交通安全対策事業
交通安全意識の向上	お気軽バス事務事業
運転免許証返納者等への支援	高齢者等タクシー・バス運賃助成事業
1-3 道路の整備	
幹線道路の整備促進	土木管理事業 富山立山線建設促進期成同盟会
道路における交通安全対策の実施	通学路等交通安全対策事業
道路の効率的な維持管理	道路舗装・施設等の老朽化対策事業
計画的な橋りょう補修の実施	道路維持補修事業、橋りょう長寿命化補修事業
1-4 公共交通対策	
地域公共交通計画の策定	地域公共交通計画策定事業
地鉄立山線の駅周辺環境整備の推進	パークアンドライド推進事業
地鉄立山線の町民による利用及び観光客による利用促進	道路改良事業
	交通安全対策事業
環境の変化やニーズに対応した公共交通サービスの提供	親子おでかけ事業
	動く美術館事業
高齢者や障がい者等交通弱者への支援	お気軽バス事務事業
1-5 土地利用・市街地整備	
都市計画道路の整備（県道区間及び町区間）	道路事業同盟会 街路事業総合交付金事業
町の中心地域における建ぺい率の引き上げ	都市計画総務事業
用途地域（住居地域）の拡大	地籍調査事業
用途地域（商業、工業地域）の拡大	
地籍調査の推進	
1-6 上下水道の管理	
老朽化した水道管の更新工事	水道会計 資本的支出
水道管路の縮径	水道会計 収益的支出
下水道の供用	公共下水道事業・農業集落排水事業
浄化槽の供用	浄化槽設置管理事業特別会計
2 健康・福祉・子育て	
2-1 健康づくり	
安心して産み育て、健やかに育つ環境整備	子育て世代包括支援センター事業

	子育て支援・子育て家庭の福祉	防災センター及び児童館整備事業
	子どもの安全対策の推進	通学路等交通安全対策事業
3 教育・スポーツ・文化		
3-2 教育環境の整備		
	学校施設の適切な修繕・改修の推進	小中学校施設建設等整備事業
	児童数の変化を見据えた小学校の適正配置の検討と遠距離児童生徒への対応	小学校施設メンテナンス事業 立山町立小学校適正配置計画 スクールバス運行事業
3-5 スポーツの振興		
	施設や備品等の適切な維持管理	総合公園多目的グラウンド改修等長寿命化事業
3-6 文化・芸術の振興		
	文化財等の教育や観光への活用	文化財保護事業・埋蔵文化材センター管理事業
	伝統文化等の担い手の確保	
4 産業・観光		
4-1 農業の振興		
	農業生産基盤の強化と農地の集積・集約化	土地改良事業、機構集積協力金交付事業
4-2 商業・賑わい創出		
	多様な商店の事業継続支援と新たな担い手育成	商工振興対策事業 地方創生推進交付金
	「たてぽ」を活用した地域内経済循環の活性化	元気交流ステーション運営事業 グリーンパーク吉峰運営・整備事業
	中心市街地における交流機会の創出	サテライトオフィス誘致活動事業
4-3 企業誘致		
	優れた立地環境を活かした企業誘致	企業団地開発事業
	多様な企業の誘致と職住近接の促進	工場誘致対策事業
	企業の操業への支援	サテライトオフィス誘致活動事業・施設整備事業
	企業立地に伴う環境整備	都市計画総務事業
4-4 観光の振興		
	アルペンルートを訪れた観光客の満足度の向上	立山駅前サテライト観光案内所運営・開設準備事業 立山の魅力再発見キャンペーン
	新たな二次交通手段の整備	立山黒部アルペンルート広域観光圏協会
	地域資源を活用した観光商品等の開発	E-BIKE ステーション運営・サイクリングエリア PR 里山観光の魅力発信 立山信仰の魅力発信 グリーンパーク吉峰運営・整備事業
5 環境共生・住環境		
5-1 循環型社会・環境負荷低減		
	不法投棄の解消	環境美化対策
	環境意識の向上に向けた取り組みの推進	リサイクル推進事業
	公共施設や住宅における環境負荷低減の推進	地域脱炭素移行・再エネ推進事業 環境対策事業 省エネ型住宅設備等切替推進事業・環境保全型住宅設備等普及促進事業 住宅省エネ改修推進事業
5-2 里地里山の保全・活用		

里地里山の活性化	E-BIKE ステーション運営・サイクリングエリア PR
里地里山の自然環境の向上	森林経営管理事業
保全に向けた環境づくりと意識の醸成	水と緑の森づくり税交付金事業
里地里山暮らしの持続性の確保	移住定住促進事業
5-4 景観の保全	
景観づくり重点地域の保全	景観づくり重点地域修景事業
景観資源の発掘及び保全の推進	ふるさとの眺望景観を守り育てる県民共同事業
景観まちづくりの促進	立山町みどり維新まちづくり条例景観まちづくり住
広告物パトロールの実施	民協定等推進事業
5-5 公園・緑地の整備	
公園施設の老朽化対策	総合公園多目的グラウンド改修等長寿命化事業
公園の防災機能の強化	公園管理事業
多様なニーズに対応した公園の利用ルール等の柔軟な見直し	公園管理事業・地域防災対策事業 公園管理委託料
5-6 住宅・空き家対策	
空き家情報の充実	移住定住促進事業
空き家利活用支援の充実	行政代執行・略式代執行
空き家の所有者に対する対応	空き家・空き地対策事業
空き家の実態把握及び除却補助制度の周知	住宅施設整備事業
町営住宅の適切な維持管理と更新及び廃止される町営住宅の入居者移転に係る支援	入居者移転支援事業 立山町木造住宅耐震改修支援事業
木造住宅及び不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の支援	
6 地域経営・行政経営	
6-1 地域コミュニティ強化	
コミュニティ活動の活性化に向けた支援の充実	地域交流推進事業（地域おこし協力隊事業） 公民館施設整備事業
世帯減少集落におけるコミュニティ維持に向けた支援	自治振興事業公民館の建設補助
6-3 移住定住促進・関係人口の拡大	
移住定住希望者向け相談体制等の充実	移住定住推進事業
町の魅力発信による UIJ ターンの促進	地域おこし協力隊事業
町民の郷土を想う意識の醸成及び定住・U ターン支援	定住促進事業 若年世帯新生活支援事業
大学等との連携による関係人口の創出	町営住宅等新婚・子育て世帯移住定住支援ポイント 奨学金返済応援補助金事業
町民と町外の人々との連携による地域活性化の推進	五百石駅周辺再設計事業（大学との包括連携協定） 暮らし魅力化促進事業 サテライトオフィス誘致事業
6-5 公共資産マネジメント	
公共施設マネジメントの推進	立山町公共施設等再編化事業
公共施設等マネジメント計画の推進	
計画の見直し及び改編	
庁舎等の再編化	

2-3 住民意向調査

(1) 調査概要

①目的

立山町では、都市計画の基本方針を定めた「立山町都市計画マスタープラン」が、平成 23 年の策定後 10 年ほど経過したことから、この間の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ「立山町都市計画マスタープランの改定」を行います。あわせて、住民生活をより便利に、より快適に暮らしやすくするために、新たに「立山町立地適正化計画」を策定し、持続可能なまちづくりを推進するために住民意向調査を実施します。

②アンケートの調査方法

- ・調査対象：18 歳以上の立山町在住者で無作為抽出 2500 人
- ・配布方法：郵送（郵送数 2,500 人）
- ・回収方法：郵送による回答又は WEB による回答
- ・調査期間：令和 6 年 1 月 17 日～令和 6 年 2 月 7 日

③アンケート回収数

回収数：紙回答 800 + WEB 回答 215 = 合計 1,015 件

回収率：1,015 件 / 2,500 件 = 40.6%

【参考：信頼水準 95%、許容誤差 5%での必要サンプル数】

$$n = \frac{N}{\left(\frac{\varepsilon}{K(\alpha)}\right)^2} \times \frac{N}{P} \times \frac{1}{\left(1 - P\right)} + 1$$

n	: 必要とされるサンプル数		
α	: 母集団特性値の推定を誤る確率⇔信頼水準	=	5 % (信頼水準 95 %)
K(α)	: 正規分布の性質から与えられる値	=	1.96 (正規分布 $\alpha=5\%$ のとき)
ε	: 許容できるサンプリングの誤差, 許容誤差	=	5 % (1,3,5%)
P	: 母比率, 回答比率	=	0.5
N	: 母集団の大きさ	=	25,021 統計たてやまR4 25,021

$$n = \frac{25021}{\left(\frac{0.05}{1.96}\right)^2} \times \frac{25021}{0.5} \times \frac{1}{\left(1 - 0.5\right)} + 1$$

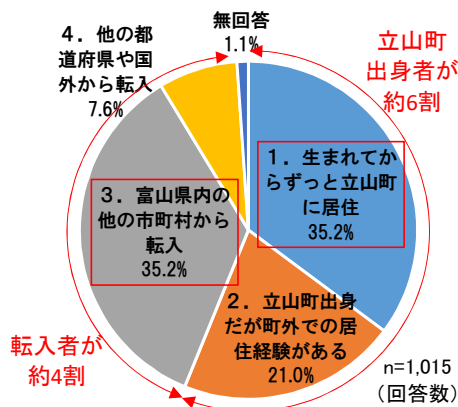
$$= \underline{379} \text{ (目標サンプル数)} < \underline{1,015}$$

(2) 調査結果概要

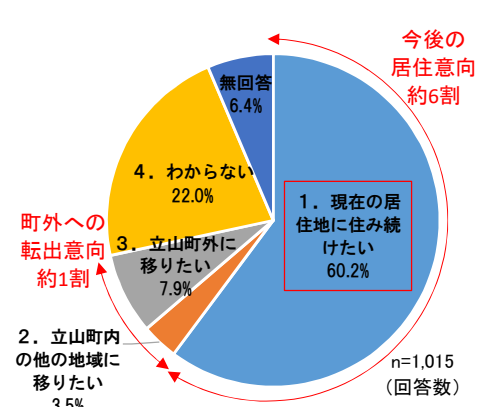
1) 住まいについて

回答者の約6割が「住みやすい」と感じており、今後も居住意向を示しています。「治安」「災害安全性」が満足度、重要度ともに高い一方、「教育・子育て・医療環境」、「買い物・交通利便性」の満足度が低くなっています。

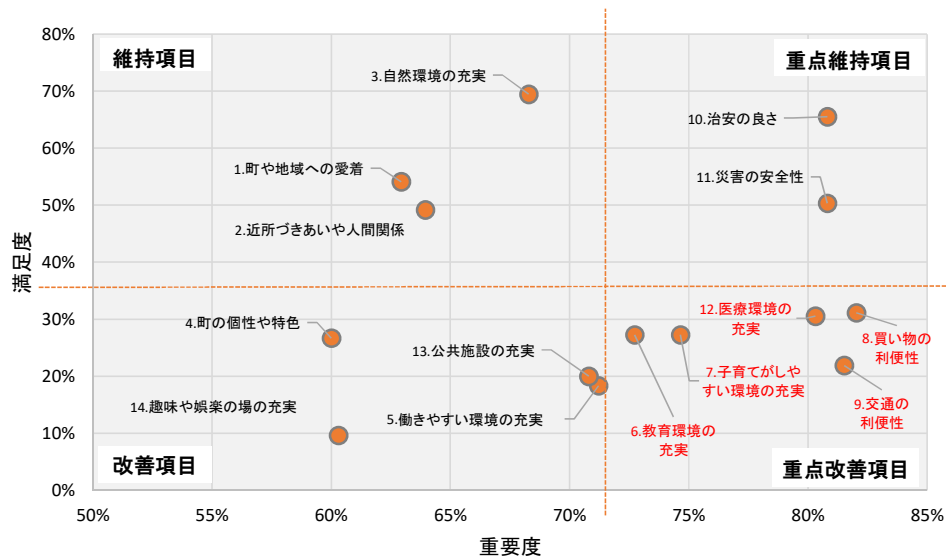
【住みやすさ】



【居住意向】



【住みやすさの満足度と重要度】

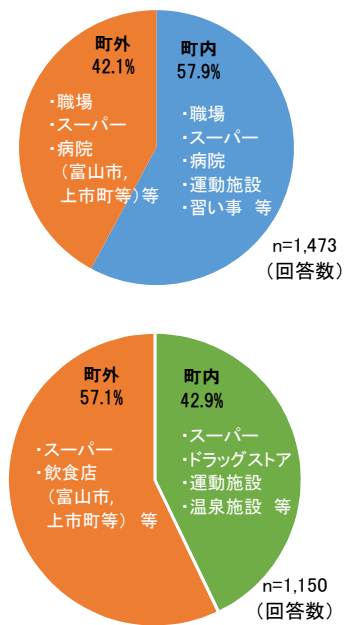


2) 普段の外出について

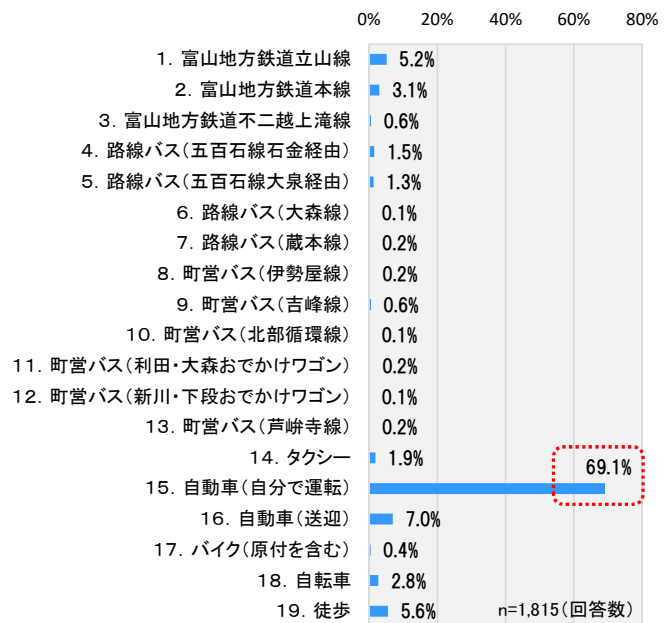
外出目的は、平日では「通勤」「買い物」、休日が「買い物」で約 6 割を占めており、外出先は平日では「町内」が約 6 割、休日は「町外」が約 6 割となっています。

交通手段は自動車での外出が約 7 割を占め、富山地方鉄道が 1 割弱となっています。

【主な外出先 平日】



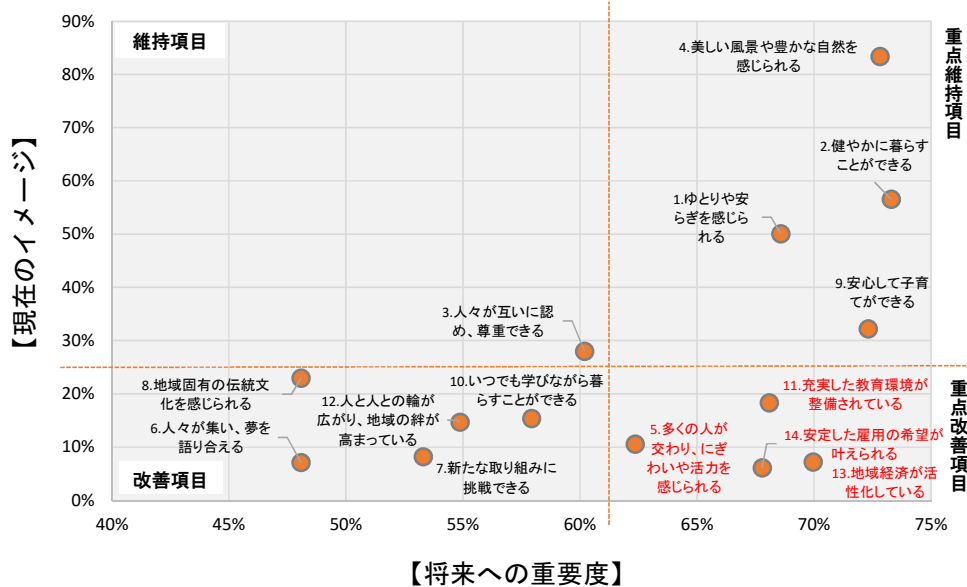
【主な外出先 休日】



3) 立山町のイメージと将来像について

「自然」や「ゆとり安らぎ」「健やかさ」は現在のイメージ、将来への重要度ともに高くなっています。

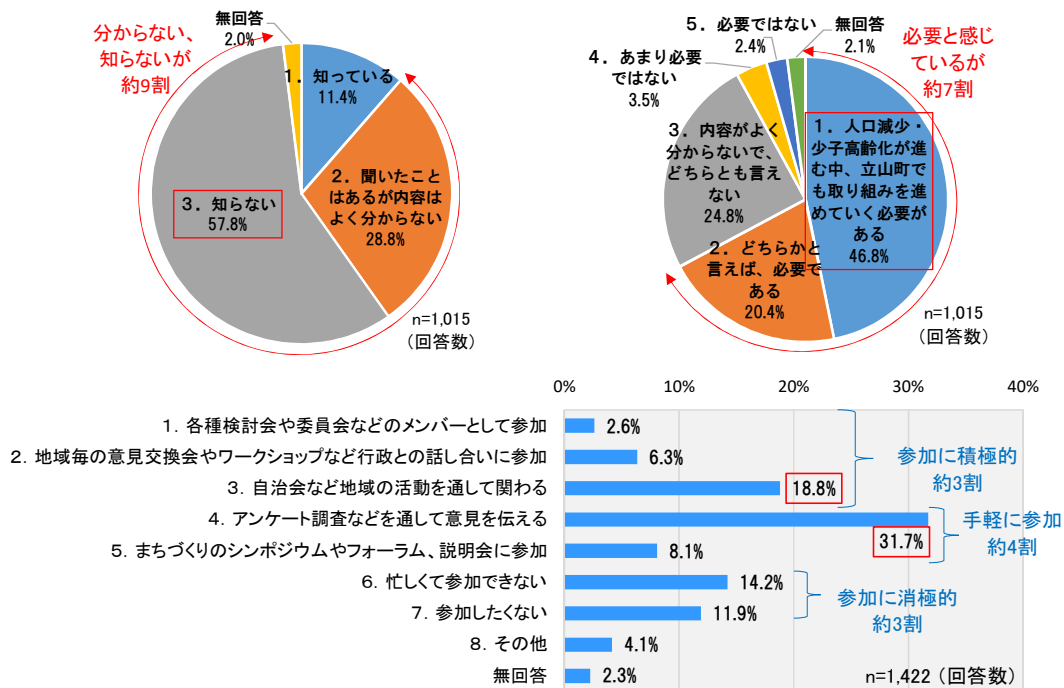
一方、「教育環境」「にぎわい・活力」「地域経済の活性化」については将来への重要度は高いと考えているが、現在のイメージが低くなっています。



4) コンパクト・プラス・ネットワークについて

「コンパクト・プラス・ネットワークの認知度」は約 1 割と低い一方、約 7 割が必要を感じています。

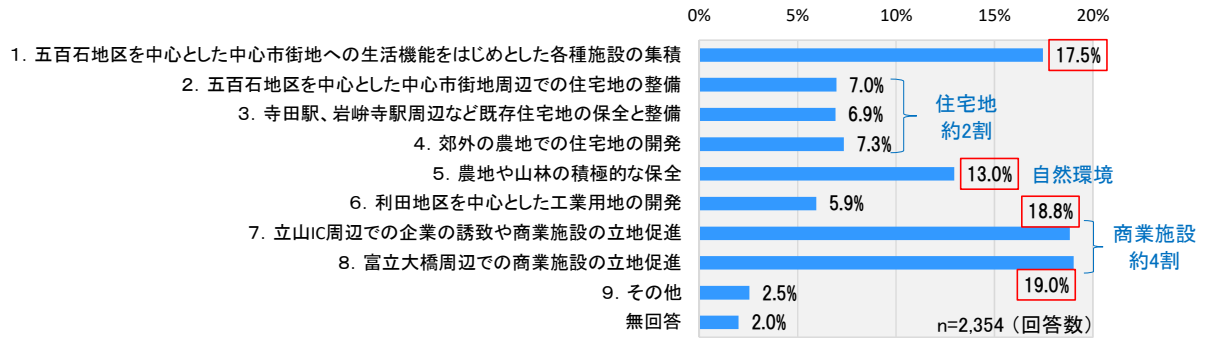
まちづくりへの参加意欲は「アンケートやフォーラムへの参加」など手軽な参加を望む意見が多くなっています。



5) まちづくりについて

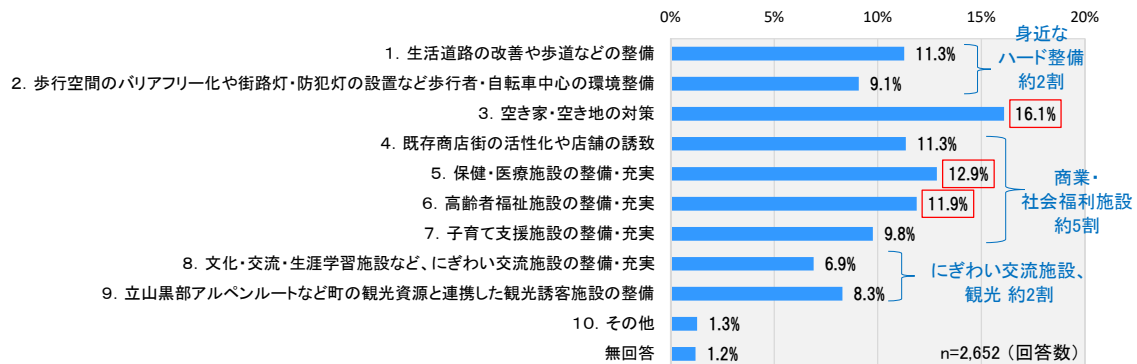
【土地利用について】

「五百石地区での各種施設の集積」や「立山 IC・富立大橋周辺での商業立地」の生活機能の立地や、「農地や山林の保全」の自然環境の保全を望む意見が多くなっています。



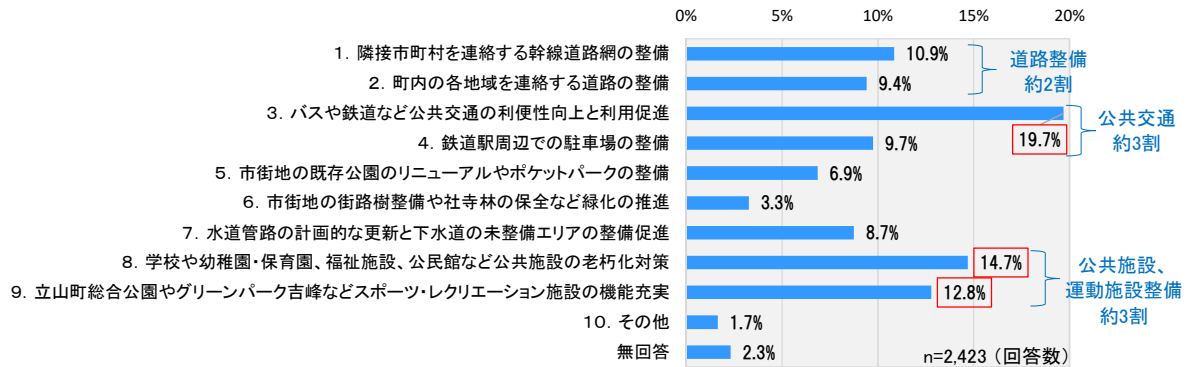
【市街地整備について】

「空き家・空き地対策」を望む意見が最も多く、「生活道路の整備」や「既存商店街の活性化」「保健・医療、高齢者福祉、子育て支援の整備」の生活に身近な市街地整備を望む意見が多くなっています。



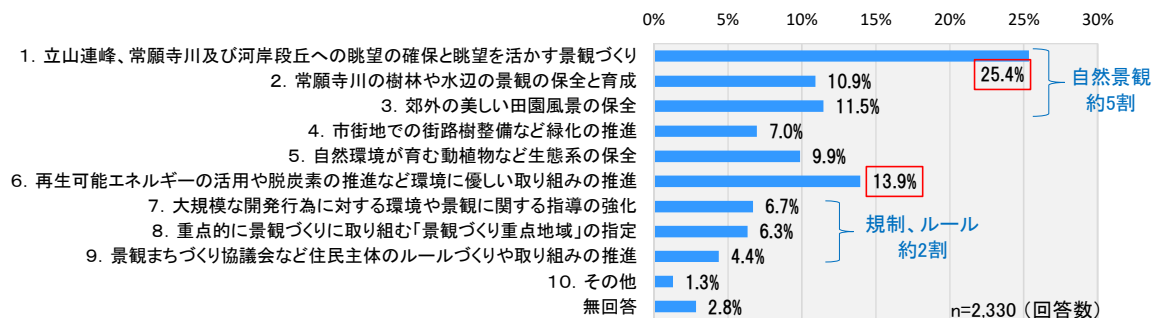
【都市施設について】

「公共交通の利便性向上・利用促進」を望む意見が最も多く、「幹線道路の整備」や「学校・幼稚園・福祉施設などの公共施設の老朽化対策」「スポーツ・レクリエーション施設の機能充実」の生活に身近な施設整備を望む意見が多くなっています。



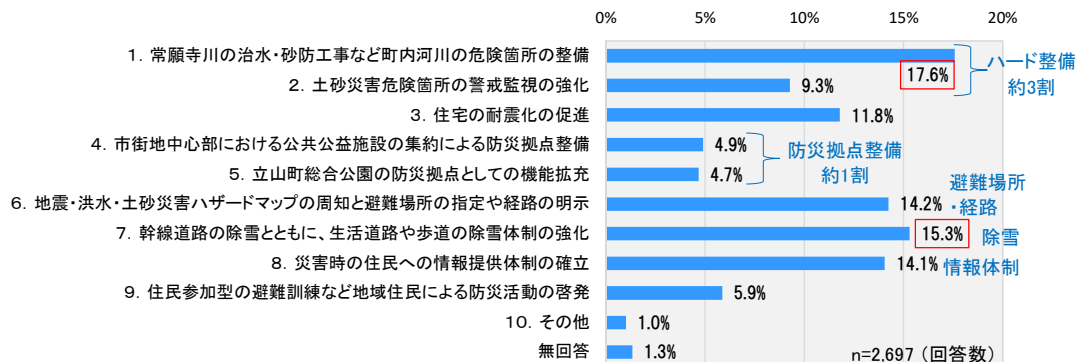
【都市環境・都市景観について】

「立山連峰、常願寺川、田園風景の保全」を望む意見が最も多く、「再生可能エネルギー活用や脱炭素の推進」「生態系の保全」の環境へ配慮した取り組みを望む意見も多くなっています。



【都市防災について】

「常願寺川の治水・砂防工事、町内河川危険箇所の整備」「道路の除雪」を望む意見が多く、「住宅耐震化の促進」や「ハザードマップや避難所・経路の周知」「災害時の情報提供体制の確立」など周知対策強化を望む意見も多くなっています。



2-4 都市計画の課題

(1) 現状の問題点と課題

上位計画を踏まえ本町の現況や住民意向調査からの問題点、課題を項目毎に整理します。

※○：現況調査からの問題点 ◎：住民意向調査からの要望や問題点

1) 人口に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
人口減少 少子高齢化	○人口は H27 以降、緩やかに減少し、都市計画区域、用途地域内人口も減少 ○世帯数は H27 以降、緩やかに増加 ○65 歳以上の割合は年々増加し R2 では 33.4% ○将来展望人口(第 2 次)を多少上回る値で推移しているが、依然として減少し続ける予測 ⇒ 将来人口予測は多少鈍化しているが人口減少、高齢化が進展	●人口規模に応じた適正な都市構造の構築
人口分布	○都市計画区域内の人口・世帯数は全体の 9 割以上 用途地域内の人口・世帯数は全体の 2~3 割 ○地区別人口では利田地区で若干増加 その他の地区は減少 ○人口割合は五百石地区 21.0%、利田地区 12.9% ⇒ 用途地域外へ拡散 ⇒ 中央、西部地区の人口割合が高い	●人口減少下での町中心部からの人口流出対策 ●西部地区での人口増加に対する対策
交流人口	○自然増減は減少、社会増減は減少幅が縮小 ○通勤通学の人口動態は流出は減少、流入は増加しているが、依然として流出超過 特に富山市とのつながりが強い ◎普段の外出は自動車での通勤、買い物、通院が大半を占める ◎平日外出先は町内が約 6 割、町外が 4 割 休日外出先は町内が約 4 割、町外が 6 割 ⇒ 交流人口は流出超過であるものの流入、昼間人口は増加	●交流人口の確保と更なる増大

2) 産業に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
全般	○就業者数は全ての産業で減少 第 3 次産業の割合が 60.9%と高い ○事業所数は横ばいであるが従業者数は増加 小規模(1~4 人)から中規模(5~29 人)へ移行	●持続可能な産業形態、経営形態への転換

	○生産額、分配額ともに増加し、また、地域経済循環率も上昇しているが、依然として町外からの所得流入に依存 ○所得も町外へ流出 ⇒第2,3次産業の比重が増加し、小規模から中規模事業所への構造変化が進んでいる ⇒民間の設備投資等による町内への経済活動の活性化に期待	
農林業	○農家数、経営耕地面積ともに年々減少 農業生産額は35億を維持してきたが、R3で減少 ○田添駅周辺や東谷地区での農用地区域の拡大 ○家戸数は年々減少しR2では3戸 ⇒一定の地域では農用地区域を拡大 全体的には都市化の進展、優良農地の転用・改廃が進んでいる	●町の特徴ある景観を形成する優良農地保全 ●地区に応じたバランスのとれた農地保全と都市開発
工業	○従業者数は減少しているが、事業数、製造品出荷額はほぼ横ばい ⇒工業用地の開発を進めているが、従業者数は減少	●企業誘致の促進と雇用の確保
商業	○商店数は横ばい、従業者数、商品販売額は緩やかに増加 ◎既存商店街など中心市街地の活性化を望む意見が多い ⇒町全体の販売額等は増加傾向にあるが中心部で空洞化が進展	●町中心部での商業の活性化
観光産業	○観光入り込み客数はほぼ横ばいで推移してきたが、コロナ禍で大きく減少 ⇒コロナ禍からの回復が必須	●観光誘客の強化による観光入り込み客数の回復

3) 土地利用に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
都市開発	○用途地域の面積は都市計画区域の3.7% ○用途地域の内訳は住居系用途が約7割を占めている ○H25～R4迄の10年間の開発状況では、利田地区を中心とした工業用地の開発が件数、面積共に最も多く、次いで、商業、住宅用地となっている ○住宅用地の開発は用途地域で2件、用途地域外で5件 ◎立山IC、富立大橋周辺での商業立地を望む意見が多い ◎農地や山林の保全も比較的多い ⇒利田地区での工業用地の開発が拡大	●計画的な工業、商業施設開発の推進 ●適切な土地利用への誘導 ●地区に応じたバランスのとれた農地保全と都市開発

	⇒立山 IC、富立大橋周辺での商業立地に対する住民意向が高い ⇒郊外での宅地開発が進展 ⇒農地や山林の保全に対する住民意向が高い	
土地・建物利用	○都市計画区域全体の建物棟数は 22999 棟、内、用途地域内の建物棟数は 4621 棟、全体の約 20%を占め、用途別では住宅が約 80% ○建物棟数の内、都市計画区域全体の空き家 686 棟、内、用途地域内の空き家は 126 棟、用途地域内外とも約 3%を占め、用途別では住宅が約 90%を占める ○空き家は五百石、立山地区で多い ○低未利用地は都市計画区域内 0.4%、用途地域内で 1.1% ◎空き家・空き地対策を望む意見が最も多い ⇒建物棟数は人口比率とほぼ同じであるが、特に中心部での空き家、低未利用地が増加	●空き家、空き地など低未利用地の増加による中心部の空洞化、スポンジ化対策 ●老朽建物の適正管理と活用方策

4) 都市基盤に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
道路	○県道・町道の改良率は 80.4%、都計道は概成済み含めて 74% ◎道路・歩行環境整備を望む意見が多い ⇒都市計画道路は用途内はほぼ完了、環状道路、生活道路の整備がやや遅れている	●効果的な都市計画道路網への見直し ●都市の骨格を成す都市計画道路の整備の推進 ●住民に身近な生活道路、歩行環境の整備
公園緑地 上下水道	○都市公園 6 カ所、共用割合 82.5% 整備水準は 16.7m ² /人と富山県 16.0m ² /人を上回っている ○上水道の普及率は 95.6%で停滞 公共下水道・農業集落排水は 100% ⇒インフラ施設の維持管理と今後の老朽化対策	●公園や上下水道施設の適切な維持管理・更新
公共交通	○富山地方鉄道、路線バス・町営バスともコロナ禍の影響で利用が落ち込み 8 割程度の回復 ○人口カバー率は鉄道 48.0%、バス 66.2% ◎富山地方鉄道の利用に比べ路線、町営バスの利用が低く、運行時間、運行本数、運行ルートに対する改善要望が多い ◎鉄道、バスの公共交通の利便性向上を望む意見が最も多い ⇒利用者数は横ばいの状況からコロナ禍の影響でさらに減少 ⇒バスの利用実態は低く、改善要望も多い	●コロナ禍からの公共交通利用者の回復・確保 ●利用者ニーズに応じた利便性の向上

公共 公益施設	◎医療・高齢者・子育て支援など社会福祉施設の充実を望む意見が多い ◎公共施設の老朽化対策、スポーツ・レクリエーション施設の機能充実も比較的高い ⇒生活に密接した教育、医療、介護など社会福祉施設の充実を望んでいる	●都市基盤施設の適正配置と効果的な整備の推進
------------	---	------------------------

5) 災害に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
自然災害	○地震ハザードは全域で震度 6 以上、平地は震度 6 強 ○洪水ハザードは北陸自動車道以北の大半と常願寺川、朽津川沿いが浸水想定 ○土砂災害ハザードは東側山麓、南側常願寺川沿いで指定 ○東側山麓付近で土砂災害が発生 ◎町内河川期間箇所の整備や除雪体制、住宅の耐震化など身近な安全対策を望む意見が多い ◎災害ハザードマップ、避難所の明示や災害時情報提供体制の確立など周知対策強化を望む意見も比較的多い ⇒地震は町全域、洪水は北側及び東西の川沿い、土砂災害は東側山麓から立山町にかけて被害が想定される ⇒除雪体制、住宅の耐震化など身近な安全対策を望む意見が多い ⇒災害時情報提供体制の確立など周知対策強化を望む意見も比較的多い	●災害種別（地震、洪水、土砂災害）と被害想定地域に応じた防災・減災対策の検討 ●住民に密着した身近な安全対策の強化 ●効率的な情報提供体制の確立

6) 景観・環境に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
景観・環境	◎立山連峰、常願寺川、田園風景の景観眺望など自然環境の保全を望む意見が多い ◎再生可能エネルギー活用など脱炭素や生態系の保全に対する意見も比較的多い	●住民が望む自然環境、自然景観の保全 ●環境に配慮した新たな取り組みの推進

7) まちづくりに関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
住みやすさ	◎約 6 割が住みやすく、今後の居住意向を示している ◎住みやすさの満足度、重要度 教育、子育て、買い物、公共交通、医療に対する改善を求める意見が多い	●住民ニーズに応じた取り組みによる満足度の向上 ●生活に身近な利便施設の改善
町のイメージ・将来像	◎イメージ・将来像の満足度と重要度 教育、雇用、にぎわい・活力・活性化を求める意見が多い	●まちのにぎわい創出・活性化
コンパクト・プラス・ネットワーク	◎認知度は約 1 割と低いが、7 割は必要性を感じている ◎まちづくりへの参加意欲は約 7 割	●住民への効果的な周知方法の検討 ●まちづくりへの住民参加の促進

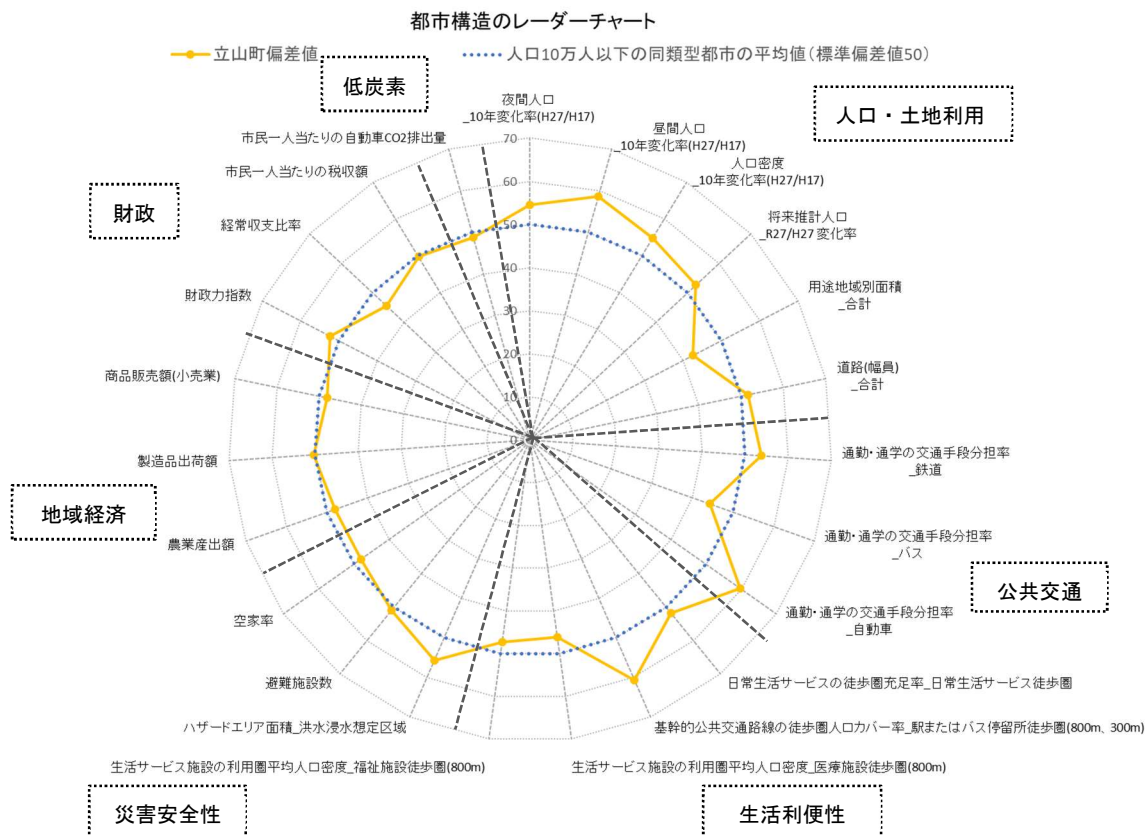
8) 財政力に関する問題点と課題

項目	現況及び現状の問題点	課題
財政力指数	○財政力指数は改善してきているが、県内他市町村と比べても低い状況 県内 15 市町村中、11 位	●交付金等を活用した各種事業、取り組みの効果的な運用
経常収支比率	○経常収支比率も改善し、財源の弾力性は高まっている 県内 15 市町村中、3 位	

9) 参考 都市構造のレーダーチャート

都市構造の現状について、都市モニタリングシート（国土交通省）を用いて、人口 10 万人以下の同類型都市の平均値を標準偏差 50 として分析を行いました。

人口 土地利用	・ 夜間人口、昼間人口、人口密度及び将来人口の経年変化率は標準値を上回っており、人口は減少しているものの他都市と比べ減少率は小さく、交流人口も確保されていると想定される。
公共交通	・ 通勤、通学の交通手段分担率は鉄道、特に自動車が高く、バスは他都市よりも低い。
生活利便性	・ 基幹公共交通の徒歩圏人口カバー率は高いものの、医療、福祉施設の人口カバー率は低い。
災害安全性	・ 洪水浸水想定区域のハザードエリア面積は大きく、洪水に対するリスクが他都市に比べ高いと想定される。 ・ 避難所施設数、空き家率は他都市と同水準となっている。
地域経済	・ 各産業の出荷額は他都市と同水準となっている。
財政	・ 財政力指数は若干高いものの、経常収支比率は若干下回っている。
低炭素	・ 自動車 CO2 排出量は他都市と同水準となっている。



(出典：都市構造評価ハンドブック、都市モニタリングシート 国土交通省)

(2) 課題の整理と課題解決の方向性

課題解決のためには様々な取り組みが必要です。前述の項目毎の課題を以下の視点から整理し、解決のための方向性を示します。

1) 都市構造の視点

【項目】人口×土地利用×都市基盤	
課題	課題解決の方向性
・人口減少下で町中心部からの人口流出による空き家、空き地などの増加対策 ・低未利用地増加による中心部の空洞化、スポンジ化に対する対策 ・一方で、西部地区での開発によるスプロール化、郊外での人口増加対策 ・バランスのとれた農地保全と都市開発 ・都市の骨格を成す都市計画道路の計画的な見直し ・都市のネットワークを成す公共交通網の利便性向上	⇒適切な土地利用の誘導と都市計画道路や公共交通網など都市の骨格を成す都市基盤施設の適正配置による人口規模に応じた適正な都市構造の構築 ⇒優良農地の保全とともに、郊外での無秩序な開発の抑制と、新たな開発のバランスのとれた計画的な都市開発の推進

2) 都市経営の視点

【項目】人口×産業×都市基盤×財政	
課題	課題解決の方向性
・交流人口は流出超過 ・農家数、経営耕地面積の減少 ・工業用地開発による企業誘致を推進しているものの従業員数は減少 ・中心部での既存商店街の衰退 ・各種産業の維持と活性化方策 ・インフラ施設の老朽化対策	⇒農業経営体の大規模集約化、誘致企業による地元雇用の確保、空き家空き店舗の有効活用による既存商店街の活性化、民間活力導入など、持続可能な形態での産業振興の推進 ⇒優先度を加味した都市施設の整備と計画的な維持管理、更新による効率的、効果的な運用

3) 都市活力の視点

【項目】人口×土地利用×産業	
課題	課題解決の方向性
・人口減少、少子高齢化の進展による昼間人口の減少対策 ・中心部での既存商店街など商業の衰退による、空き家、空き地など低未利用地の増加対策 ・コロナ禍の影響により大きく減少した観光客の回復	⇒生活利便機能の誘導による中心部での人口・昼間人口を維持による中心市街地の活性化、にぎわいの創出 ⇒観光振興など交流人口の増大による都市活動の活性化

4) 都市生活の視点

【項目】人口×土地利用×都市基盤	
課題	課題解決の方向性
・中心部での人口減少、郊外部での人口増加による都市のスプロール化やスポンジ化が進行 ・中心部の既存商店街の活性化と郊外での新たな商業立地の推進 ・生活道路、歩行環境、上下水道など生活に密着したインフラ施設の整備 ・老朽建物、インフラ施設の老朽化対策	⇒既存商店街の活性化や新たな賑わい創出による活力ある都市生活の提供 ⇒住民生活を支える都市施設の適正な配置、整備と維持管理 ⇒生活に密着したインフラ施設や公共交通、公共公益施設などの生活利便機能の維持向上、充実による快適な都市生活の提供

5) 都市景観・都市環境の視点

【項目】土地利用×都市基盤×環境・景観	
課題	課題解決の方向性
・農業の衰退により失われつつある田園風景の保全 ・住民が望む自然環境、自然景観の保全 ・インフラ施設、アメニティ施設の充実 ・再生可能エネルギー活用など脱炭素など環境に配慮した取り組みの推進	⇒適切な土地利用の誘導による町の誇るべき田園風景や立山連峰、常願寺川河畔など自然景観・都市景観の計画的な保全と後世への継承 ⇒生活に潤いを与える公園や都市緑化などグリーンインフラ機能の整備 ⇒地域ぐるみでの環境に優しい取り組みの推進による住民生活に潤い与える快適な都市環境の実現

6) 都市防災の視点

【項目】土地利用×都市基盤×災害	
課題	課題解決の方向性
・災害種別（地震、洪水、土砂災害）と被害想定地域に応じた防災・減災対策 ・ハザードマップ、避難所の周知など身近な安全対策の啓蒙 ・災害時の情報提供体制の確立	⇒災害ハザードを考慮した適切な土地利用の誘導 ⇒災害種別、災害ステージに応じたハード、ソフト施策を地域毎に効果的に組み合わせることによる住民の安心安全を守る都市防災の実現

7) まちづくりの視点

【項目】まちづくり	
課題	課題解決の方向性
・住民ニーズに応じた取り組みによる満足度の向上 ・生活に身近な利便施設の改善 ・まちのにぎわい創出・活性化 ・住民への効果的な周知方法の検討 ・まちづくりへの住民参加の促進 ・交付金等を活用した各種事業、取り組みの効果的な運用	⇒住民生活に身近な、住民ニーズに対応した取り組みによる住民満足度の向上 ⇒住民協働での効果的な取り組みの方法の運用

3 まちづくりの基本方針

3-1 立地適正化に向けた基本的な考え方

人口減少、少子高齢化が進展する中、将来にわたって町の様々な機能が維持され、住民が必要なサービスを享受していくためには、人口規模に応じた都市構造への転換が必要です。

また、町の活性化のために商業地や工業地の立地促進など新たな開発が必要である一方で、恵まれた豊かな自然環境は町の誇るべき大切な財産であり、後世に受け継いでいかなければなりません。

これら町の様々な機能やサービスの維持・充実と、町の活性化、自然環境の保全を実現するために、上位計画となる第10次立山町総合計画、富山県都市計画区域マスタープラン及び立山町都市計画マスタープランに即しつつ、都市機能を十分に活かすよう都市のマネジメントという視点をもって、都市機能や居住をふさわしいエリアに誘導するための計画として立地適正化計画を策定します。

上位計画

第10次立山町総合計画（令和3年2月）

【将来像】

『資源を磨き 明日を拓く 美しい町 立山』

【重視する取り組み】

- 1：災害に強いまちづくり
- 2：次代を担う人材の育成
- 3：安心して出産・子育てができる環境整備
- 4：町の新たな魅力創造発信と
関係人口・交流人口の増加
- 5：環境にやさしいまちづくり
- 6：医療・福祉を支えるための町の財政力アップ

富山県都市計画区域マスタープラン（策定中）

富山県の都市計画の方針（広域的・共通の事項）

～みんなで創ろう！人が輝く 高志の国～

- 快適で活力あるコンパクトな都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

立山舟橋都市計画区域

～雄大な自然環境の下での交流と

快適な田園環境が融和するまち～

- 恵まれた自然環境と共生する都市づくり
- 安全で快適な生活環境を創造する都市づくり
- 地域間の交流を大切にする都市づくり
- 活力ある産業経済を支える都市づくり

立山町都市計画マスタープラン（平成23年3月 現行計画）

『雄大な自然環境の下での交流と快適な田園環境が融和する、
活力あるまち たてやま』

- 1）恵まれた自然環境と共生するまちづくり
- 2）特色ある住みよい居住環境を提供するまちづくり
- 3）地域間の交流を大切にするまちづくり
- 4）住民に安らぎを与えるまちづくり
- 5）活力ある産業経済を支えるまちづくり

立山町都市計画マスタープラン（改定） 基本方針

『雄大な自然環境と新たなにぎわい・活力が調和する、美しいまち たてやま』

- 1）恵まれた自然環境と共生するまちづくり
- 2）地域の特色を活かしたコンパクトなまちづくり
- 3）災害に強い安全で安心なまちづくり
- 4）地域間の交流を大切にするまちづくり
- 5）住民に安らぎと活力を提供する住み良いまちづくり（環境、子育て、医療福祉、産業、中心市街地活性化）

立山町立地適正化計画 基本方針

『自然環境と共生する地域の特色を活かしたコンパクトなまちづくり』

【誘導方針】

- 1）保全と開発が調和する適正な都市構造の構築
- 2）地域間の交流を支える交通ネットワークの充実
- 3）住み良さを支え活力を生み出す都市機能の集約
- 4）災害に強い安全・安心を高める都市基盤の向上

3-2 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針

立地適正化に向けた基本的な考え方に基づき、コンパクトなまちづくりの実現に向けた基本方針を示します。

「自然環境と共生する地域の特色を活かしたコンパクトなまちづくり」

この基本方針の目指すべきまちづくりの実現に向けて、戦略的に誘導すべき目標と対策の方向性を示す誘導方針を以下のとおり設定します。

1) 保全と開発が調和する適正な都市構造の構築

雄大な立山連峰の眺望景観や常願寺川の清流、良好な田園風景は町の誇るべき大切な財産です。これら豊かな自然環境を良好な状態で将来にわたって保全するとともに、町に活力をもたらす企業誘致や工業地・商業地などの新たな開発を適地に誘導することにより、**町の特色を活かした適正な都市構造を構築します。**

2) 地域間の交流を支える交通ネットワークの充実

中心市街地と生活拠点を結ぶ道路は、地域間の交流を支える重要な交通網です。あわせて、富山地方鉄道や路線バス、町営バスなどの公共交通は住民生活にとって大切な移動手段です。

これらの道路網及び公共交通網を計画的に整備し、利便性を高めることにより**地域間の交流を支える交通ネットワークの充実に努めます。**

3) 住み良さを支え活力を生み出す都市機能の集約

行政機関や保健福祉施設、子育て支援施設、教育・文化施設、医療機関、商業施設、金融機関などの生活に必要不可欠な施設は住民の住みよさを支えます。また、賑わいや交流の拠点となる施設は地域に活力を生み出す原動力となります。

こうした住み良さを支え活力を生み出す機能を将来にわたって維持・確保し充実していくために、**都市機能の集約に向けて誘導します。**

4) 災害に強い安全・安心を高める都市基盤の向上

近年、地震や豪雨、土砂災害などの自然災害は頻発化・激甚化し、本町においても多大な被害をもたらしています。

こうした状況下において、行政機関及び、防災拠点施設などの災害対策の拠点となる施設や住宅地を災害リスクの比較的少ない安全な地域へ**誘導することにより防災・減災に取り組み、災害に強く住民の安全・安心を高める都市基盤の向上を目指します。**

3-3 目指すべき都市の骨格構造

中心市街地に行行政機関、保健福祉施設、子育て支援施設、教育・文化施設、医療機関、商業施設、金融機関など生活に必要不可欠な施設を集約するとともに、交流施設や公益施設など**賑わいの拠点となる施設**を誘導します。集落などの生活拠点や商業・工業など各分野の振興拠点は、道路網や地域公共交通網による**交通ネットワーク**で中心市街地に連絡することにより、**コンパクトなまちづくり**を目指します。

(1) 中心市街地

五百石駅周辺

(2) 各拠点

地域生活振興拠点：寺田駅、稚子塚駅、岩嶺寺駅周辺

生活拠点：各集落

工業・商業振興拠点：利田地区、立山 IC 周辺、立山 IC から立山黒部アルペンルートに連絡する幹線道路の沿道及びその周辺

沿道型商業振興拠点：富立大橋周辺及び富立大橋から立山 IC までの幹線道路沿道

(3) 交通ネットワーク軸

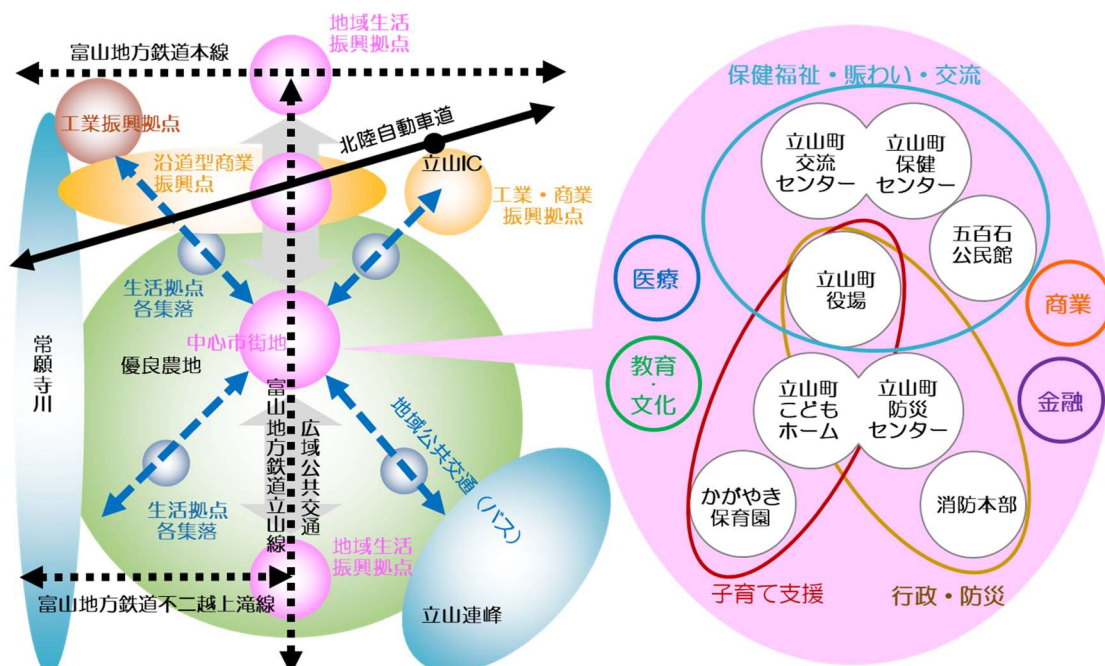
広域連携道路：北陸自動車道や隣接市街地との連絡を担う幹線道路

地域内連携道路：市街地の外郭を取り巻く外郭道路や拠点間を連絡する道路

広域公共交通：富山地方鉄道本線、立山線、不二越上滝線、路線バス

地域公共交通：町営バス

【目指すべき都市の骨格構造概念図】



4 誘導区域等の設定

4-1 誘導区域の設定方法

立地適正化計画においては、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めることとされています。

- ・**居住誘導区域**：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- ・**都市機能誘導区域**：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

各誘導区域の設定については、都市計画運用指針や立地適正化計画作成の手引きにおいて、下図のような流れで検討することが示されています。

本町においては、3-2に示した立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針に基づき、本町の特色である雄大な自然環境や良好な田園風景の保全を考慮し、用途地域内を居住誘導区域の候補として検討を進めます。

居住誘導区域の検討

- ①用途地域を基本とし、工業地域(非可住地)を除く
- ②人口分布や将来推計人口の確認
- ③ハザードエリア(洪水、土砂災害)の確認
- ④公共交通圏域、都市機能施設※の立地状況の確認
- ⑤都市再生整備計画事業の実施状況の確認

居住誘導区域の設定

都市機能誘導区域の検討

- ・都市機能施設の集積状況及び公共交通アクセスの利便性の確認

都市機能誘導区域の設定

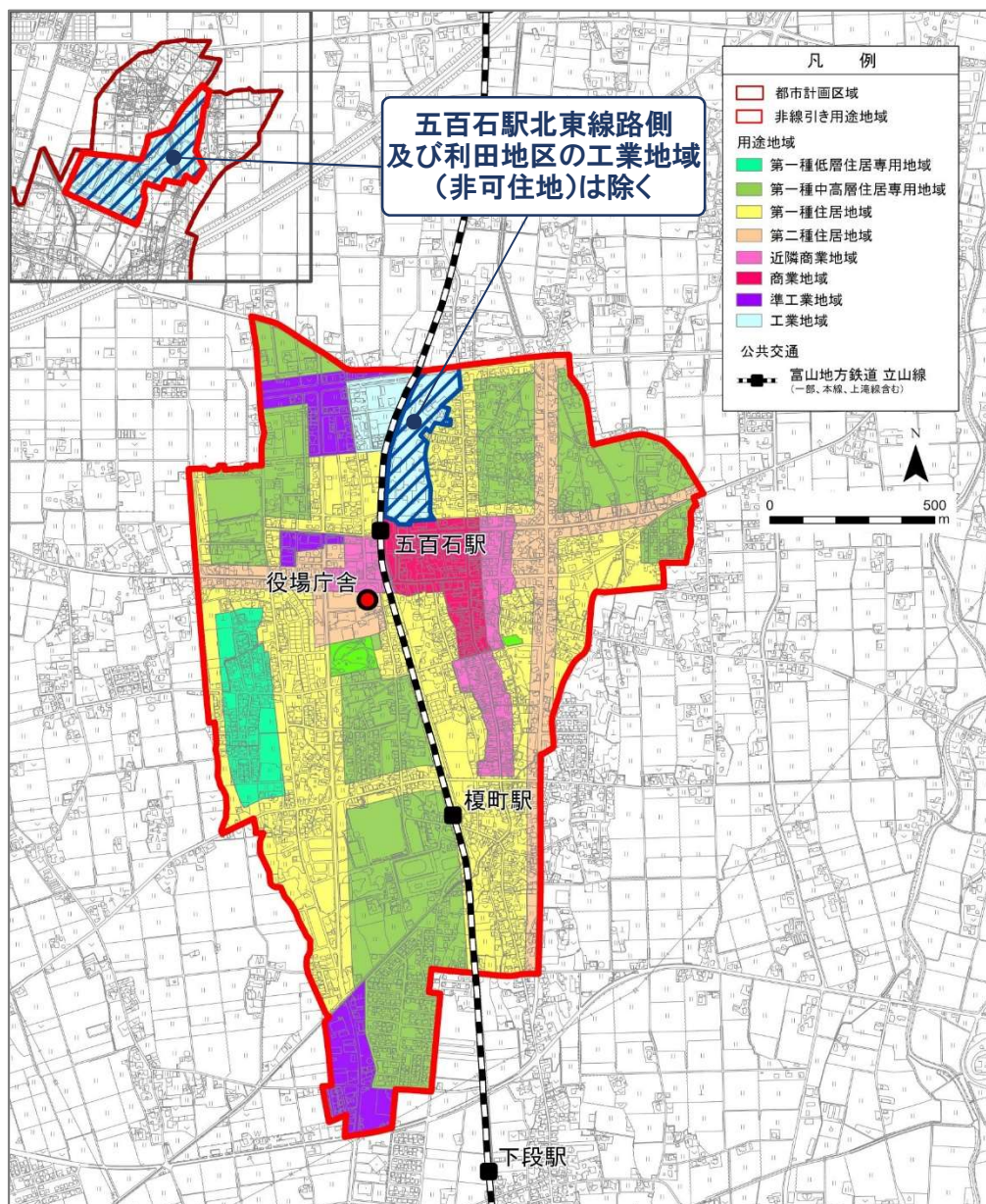
※都市機能施設：都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設であり、市民のコミュニティ形成や交流、生涯学習、居場所、文化芸術、健康医療福祉、子育て、行政サービス等の拠点となる施設

4-2 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の検討

①用途地域を基本とし、工業地域（非可住地）を除く

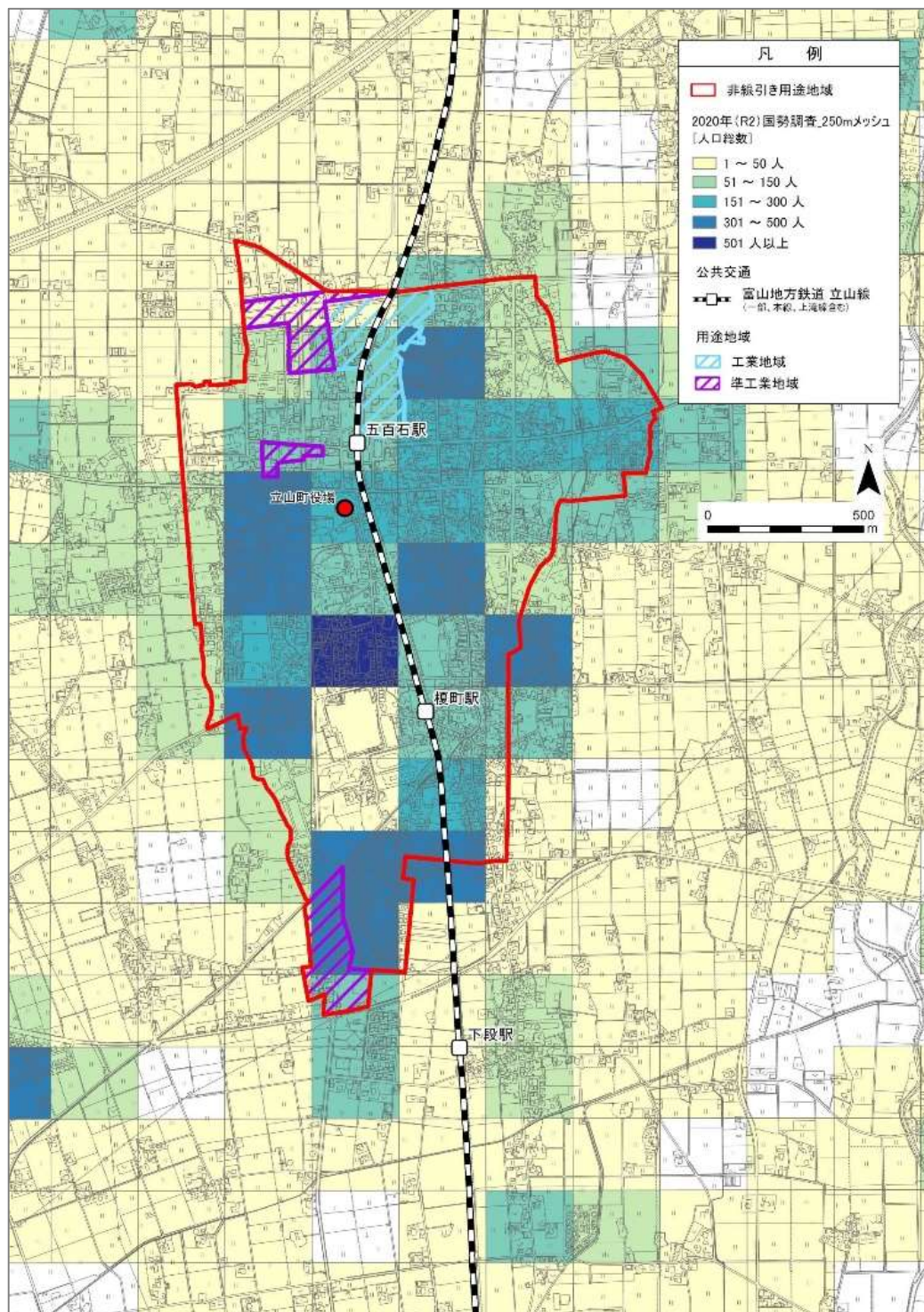
- 五百石駅北東の工業地域及び利田地区の工業地域は、現状で工場が立地し非可住地となっているため、居住誘導区域から除外します。
- 五百石駅北西の工業地域には、現状、宅地分譲があるほか、農地において、今後宅地開発等が見込まれることから居住誘導区域に含めます。
- なお、準工業地域には住宅開発が行われている箇所があるため、居住誘導区域に含めます。



図：用途地域

②人口分布や将来推計人口の確認

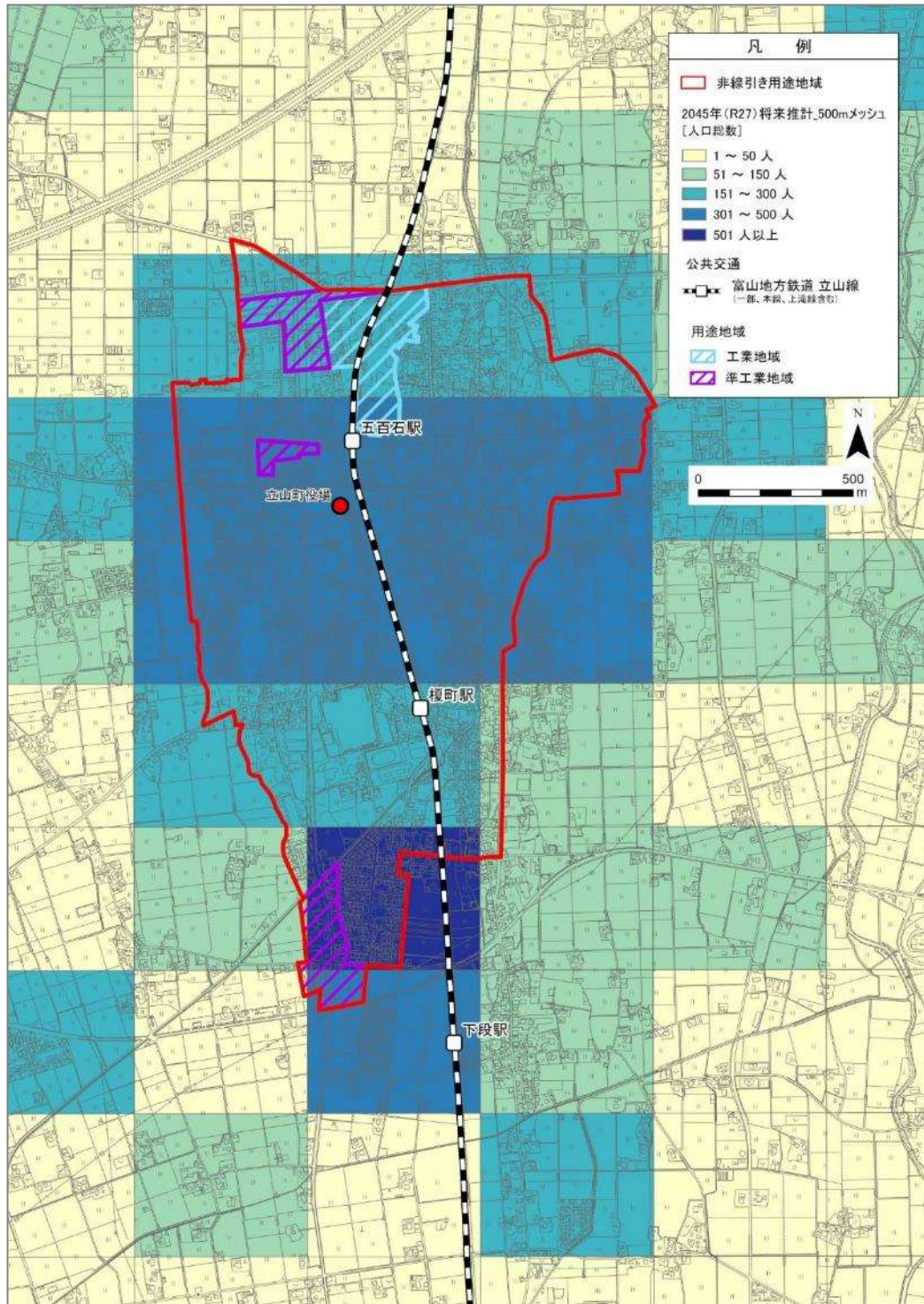
- ・用途地域内の現状の人口分布を見ると、五百石駅及び榎町駅の周辺や用途地域南側において人口の集中が見られます。



図：現状の人口分布（令和2年国勢調査 250m メッシュ集計）

4 誘導区域の設定

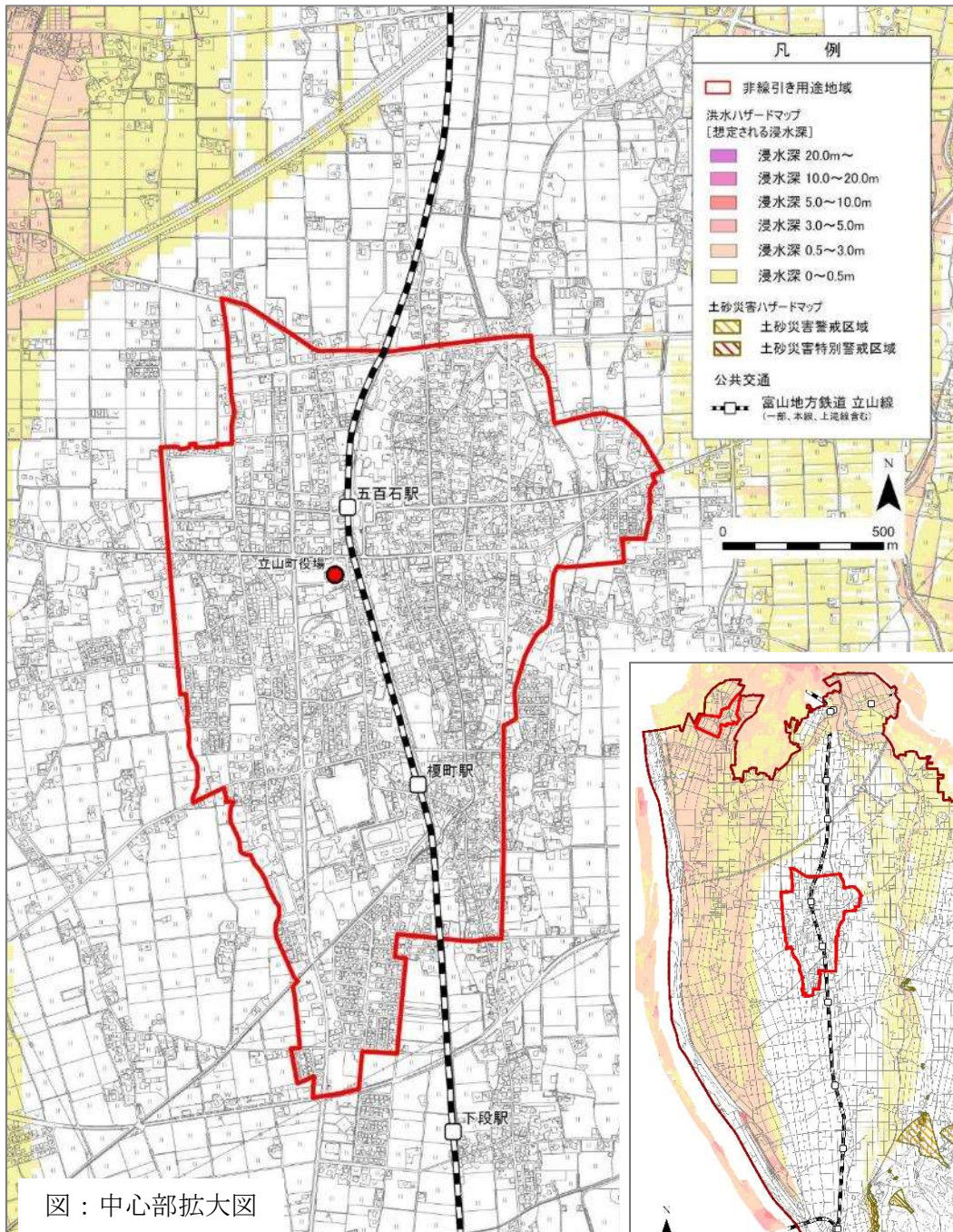
- ・将来推計人口を見ると、用途地域内の人口は五百石駅及び榎町駅の周辺や南側において、500m メッシュあたり 300 人以上の水準が維持されることが予測されています。



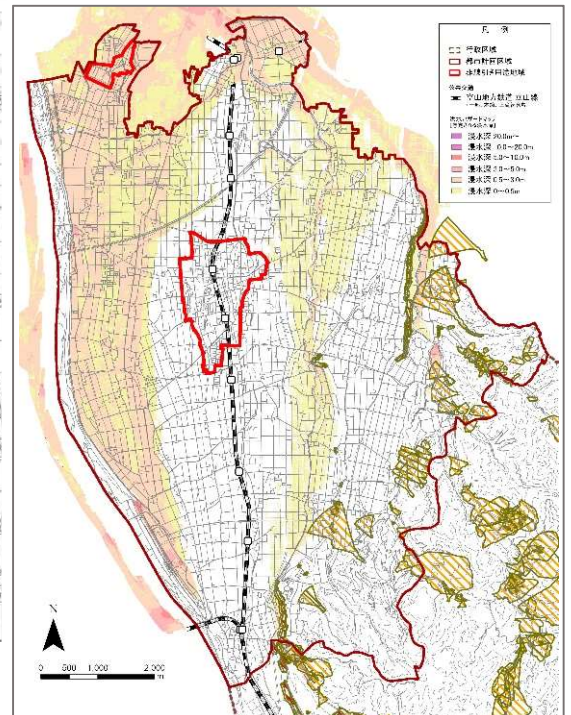
図：将来の推計人口分布（令和 27 年 500m メッシュ別将来推計人口）

③各種ハザードエリアの確認

- ・洪水及び土砂災害のハザードマップを見ると、用途地域内では洪水時の浸水は想定されておらず、また土砂災害警戒区域の指定はありません。
- ・地震ハザードマップによると、用途地域を含めた町域の大部分が最大震度 6 強となることが想定されています。



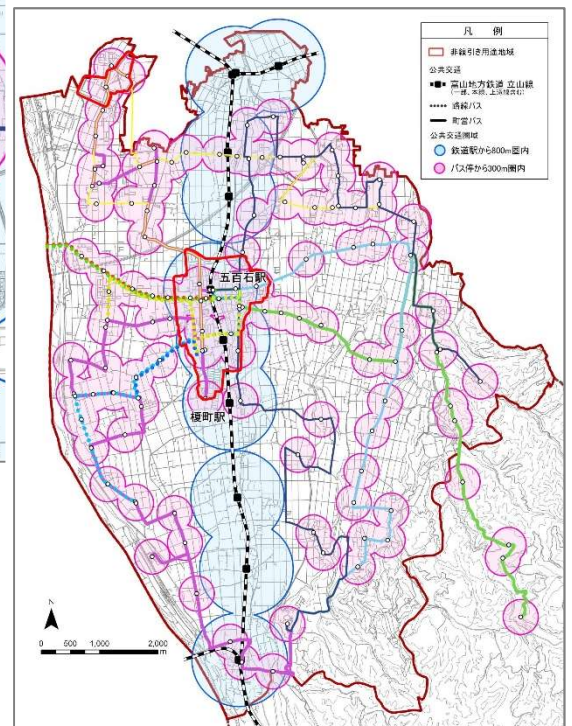
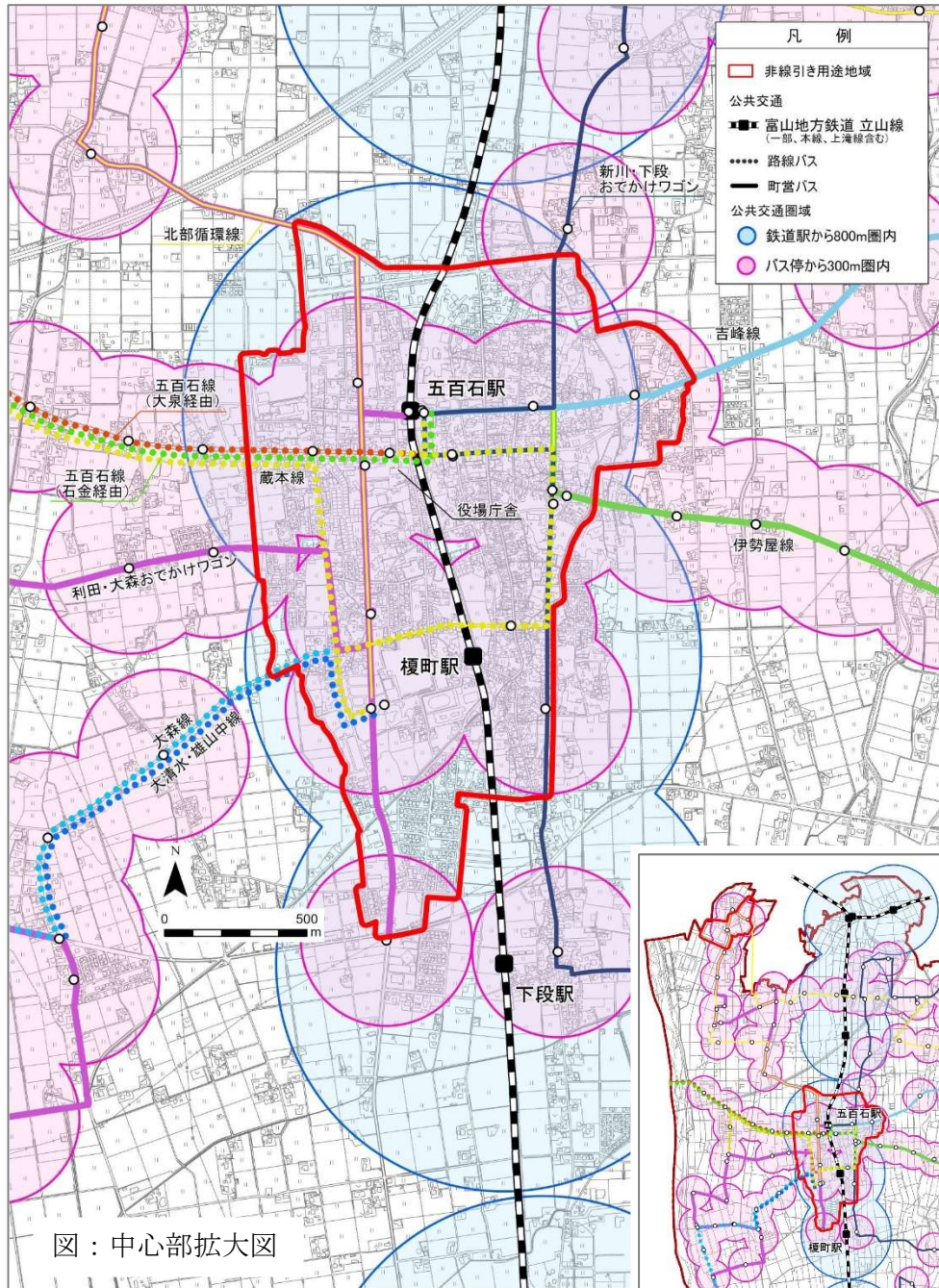
図：中心部拡大図



図：都市計画区域ハザードエリア
(洪水及び土砂災害)

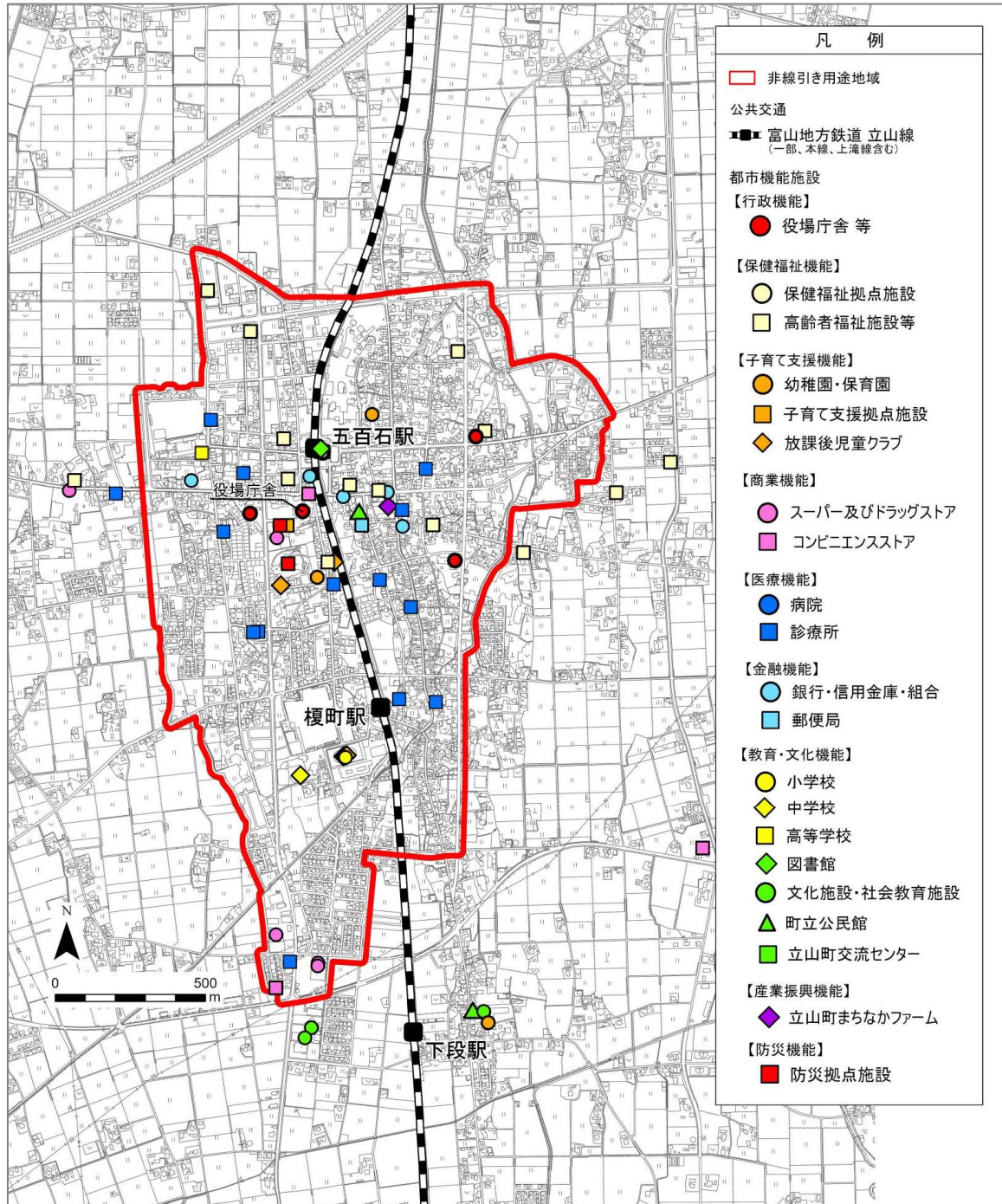
④公共交通圏域、都市機能施設の立地状況の確認

- ・用途地域内は、ほぼ全ての区域が鉄道駅から 800m 及びバス停から 300m の公共交通圏域に含まれています。(公共交通圏域の出典：都市構造の評価に関するハンドブック平成 26 年 8 月)



4 誘導区域の設定

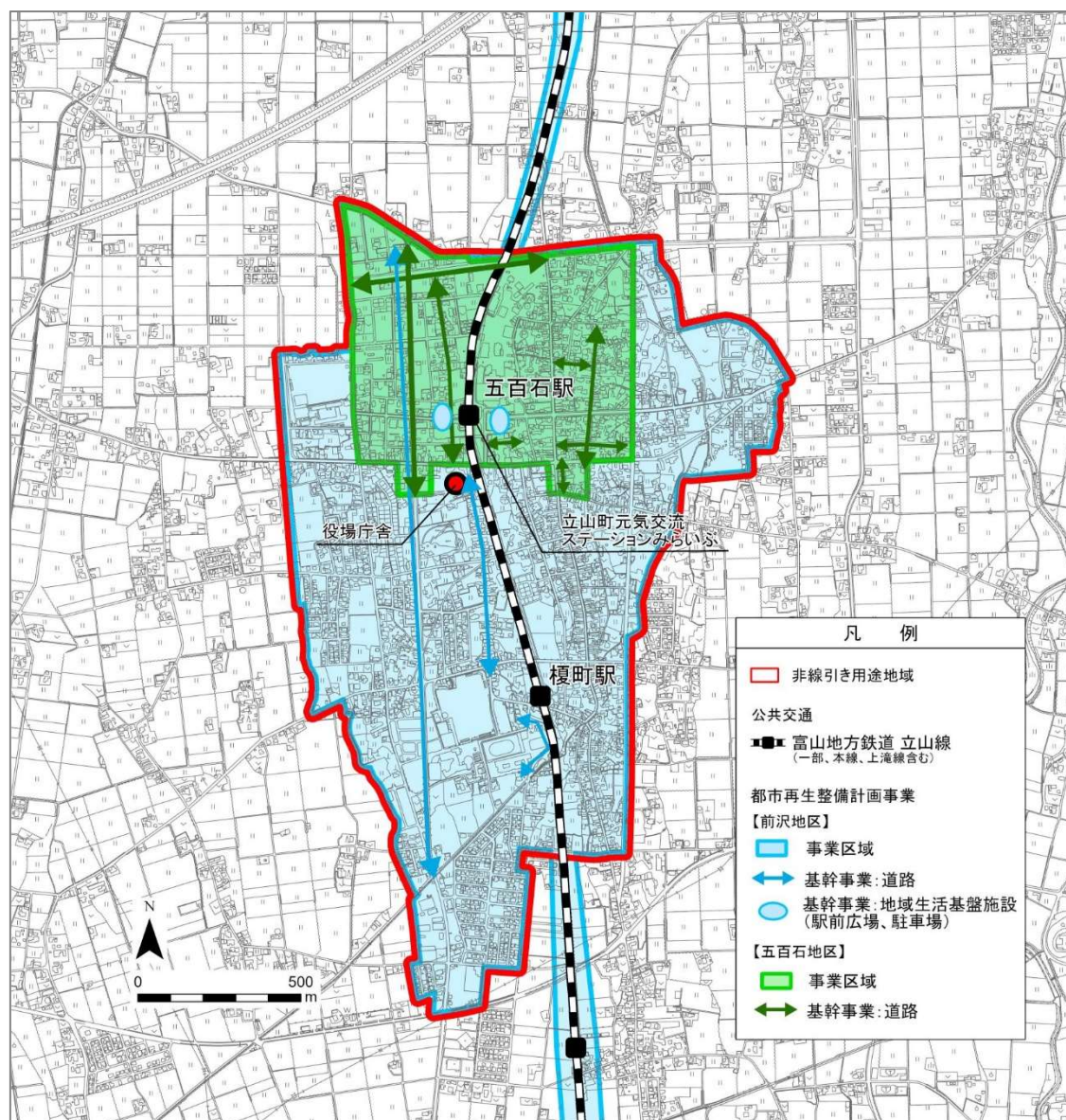
- ・役場庁舎、保健福祉施設、医療機関、金融機関、学校や図書館などの教育・文化施設などの都市機能施設は、五百石駅及び榎町駅の周辺に集積しています。



図：都市機能施設の位置（用途地域周辺）

⑤都市再生整備計画事業の実施状況確認

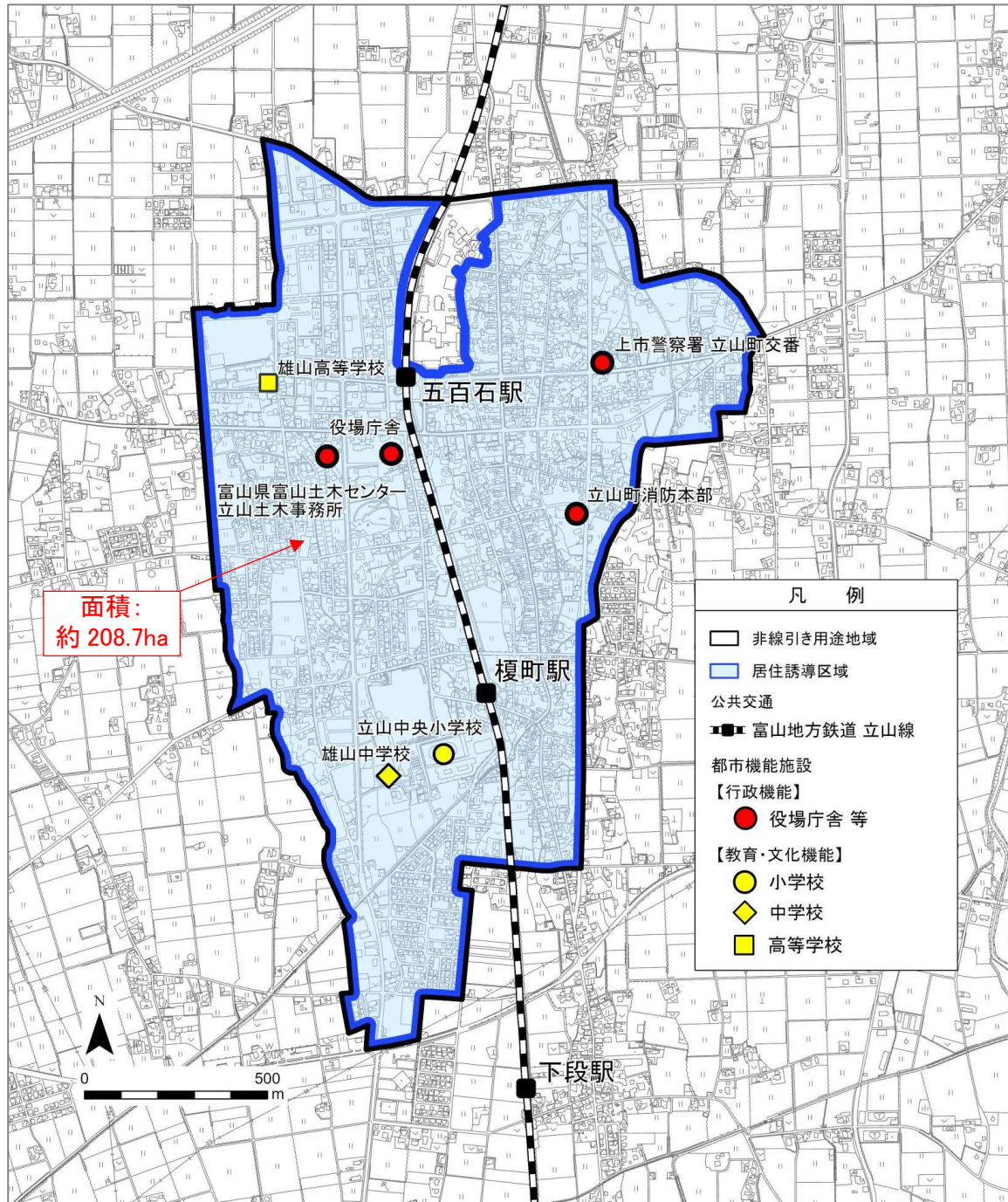
- ・都市再生整備計画事業は五百石地区及び前沢地区で実施された実績があり、五百石駅を中心に施設や道路整備などが進められてきました。



図：都市再生整備計画事業の実施区域（用途地域周辺）

(2) 居住誘導区域の設定

①～⑤の検討内容を踏まえ、居住誘導区域を以下のように設定します。

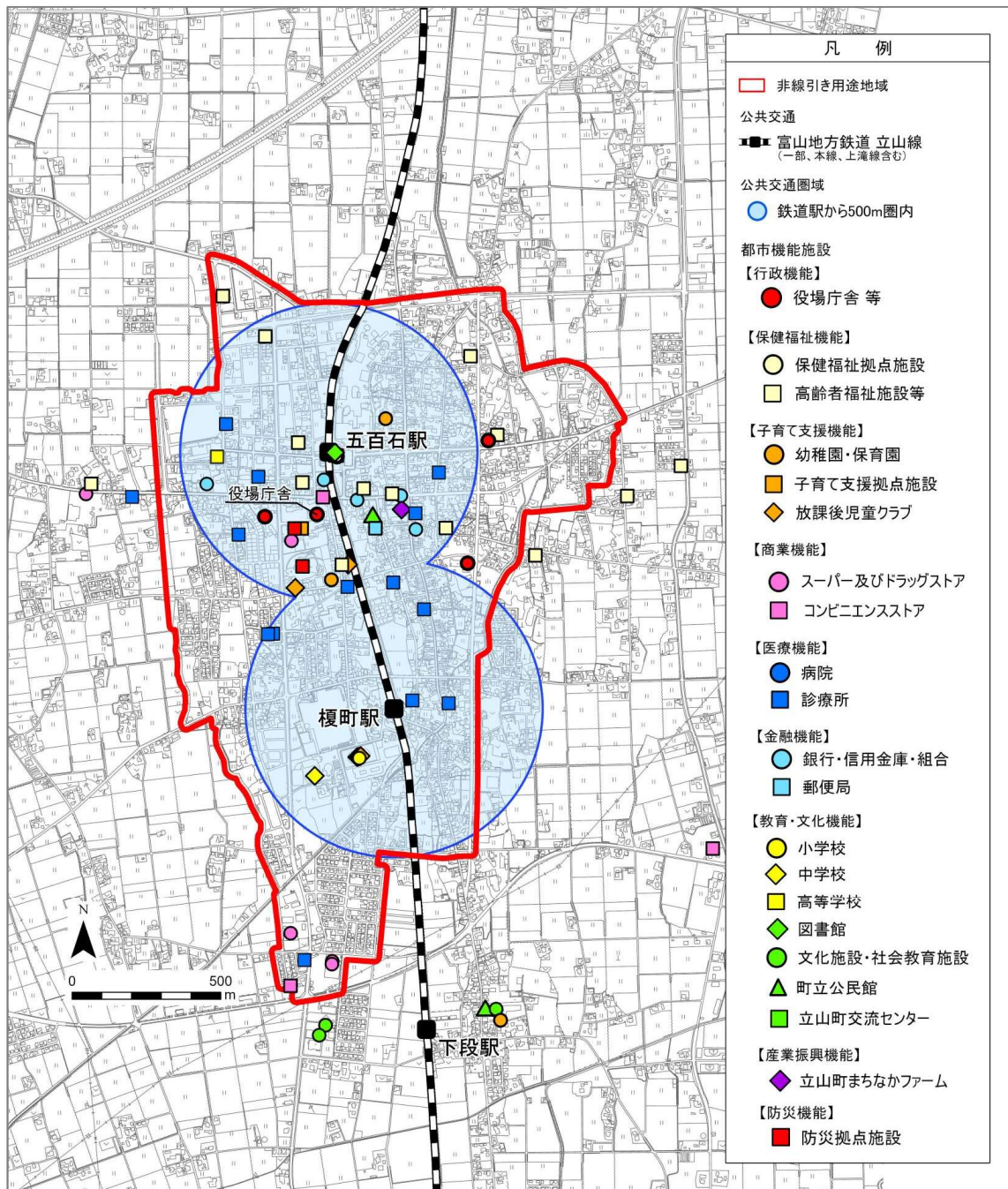


図：居住誘導区域

4-3 都市機能誘導区域の設定

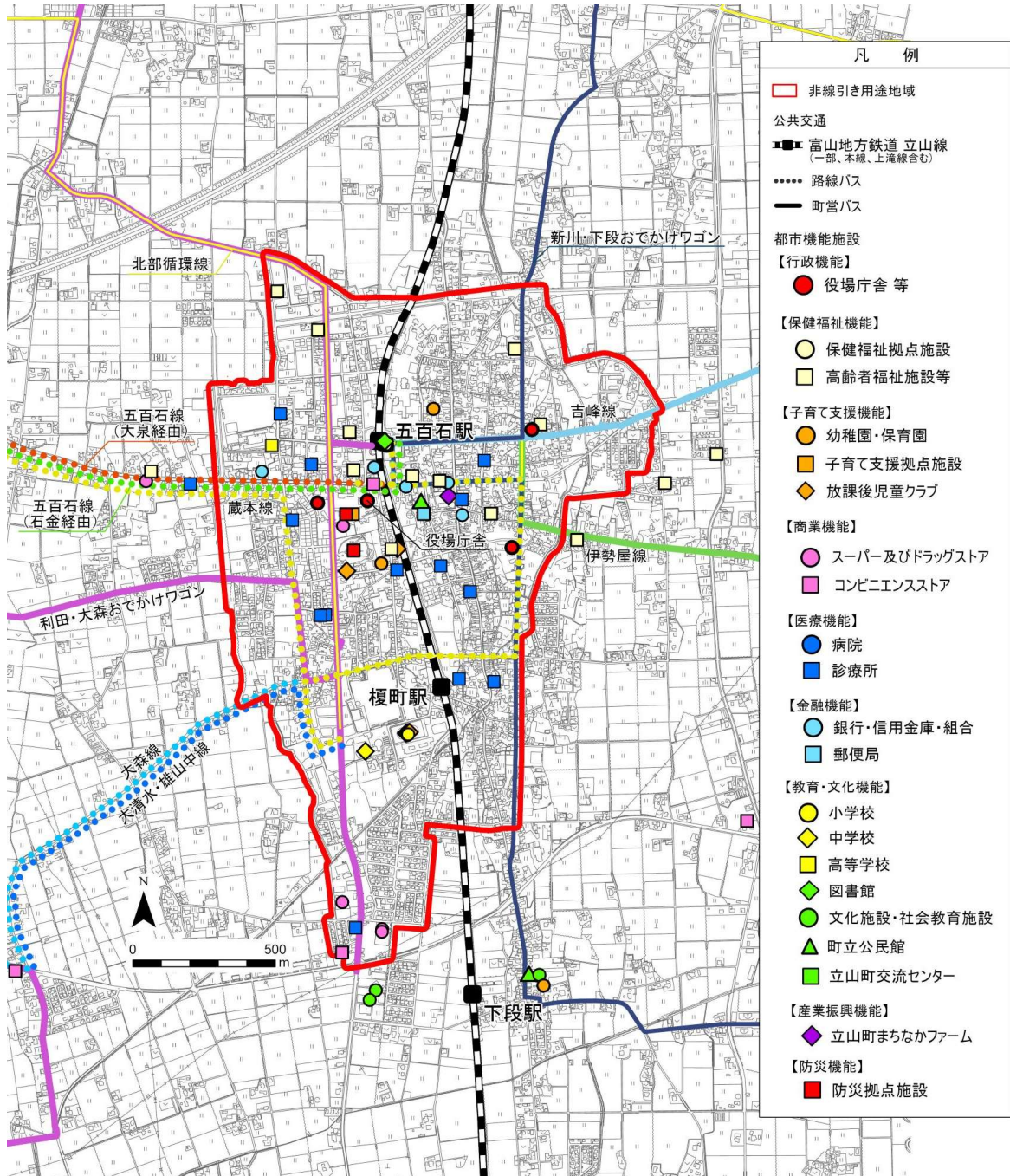
(1) 都市機能誘導区域の検討

- ・五百石駅から 500m 圏域に役場、保健福祉施設、子育て支援拠点施設、医療機関、金融機関、教育・文化施設などの都市機能施設が集積しています。また、榎町駅から 500m 圏域には小中学校があります。(高齢者徒歩圏域の出典：都市構造の評価に関するハンドブック平成 26 年 8 月)



4 誘導区域の設定

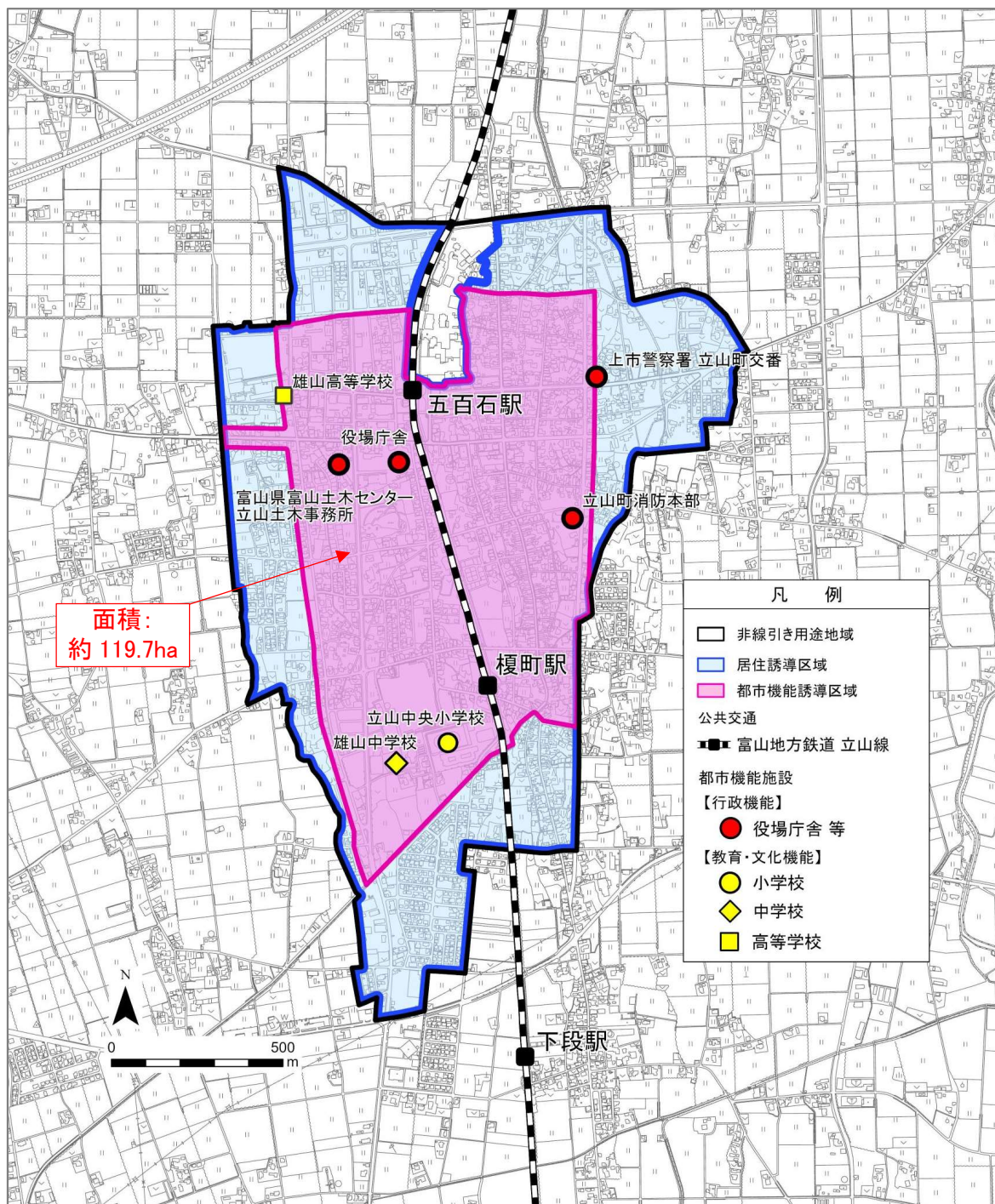
- ・五百石駅付近にはほぼ全ての路線バスや町営バスが接続しています。



図：五百石駅周辺の都市機能施設の分布状況とバスの接続状況

(2) 都市機能誘導区域の設定

これまでの検討内容を踏まえて、都市機能誘導区域を以下のように設定します。



図：都市機能誘導区域

5 誘導施設

5-1 誘導施設の考え方

誘導施設は、立地適正化計画作成の手引きにおいて、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設と規定されており、具体的には以下のようなイメージが示されています。

【表 誘導施設のイメージ】

機 能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】国土交通省 都市局 都市計画課
(令和6年4月改訂)

5-2 誘導施設の検討

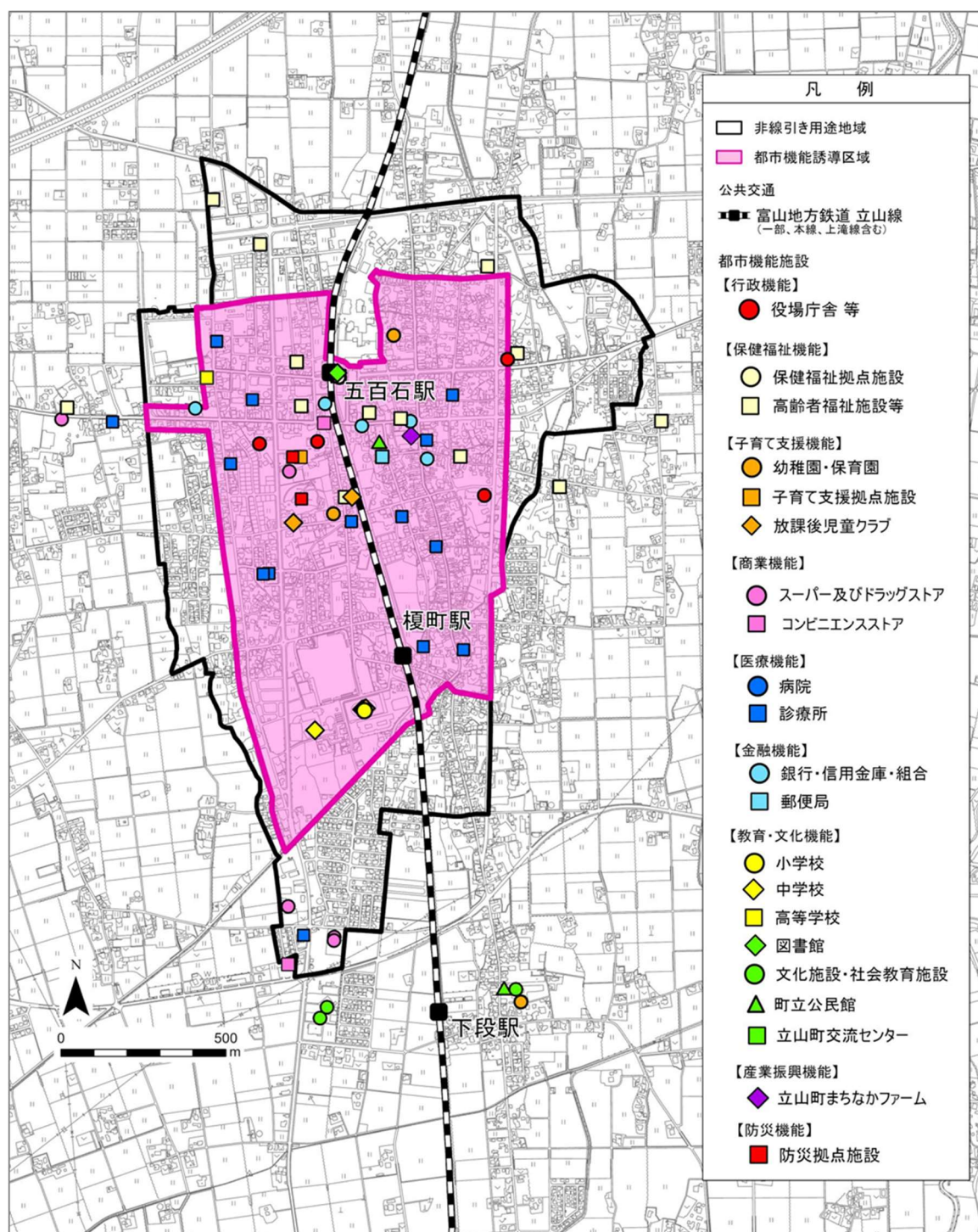
(1) 都市機能誘導区域内における都市機能施設の立地状況

都市機能誘導区域内に既に立地している都市機能施設の立地状況を以下の表に示します。

表：都市機能誘導区域内における都市機能施設の立地状況

都市機能	施設分類	都市機能誘導区域内施設の立地状況	
		施設数	※備考
行政機能	役場庁舎、立山町消防本部	2	◎
	富山県富山土木センター立山土木事務所、上市警察署立山町交番	2	◎
保健福祉機能	保健福祉拠点施設（立山町保健センター、立山町社会福祉協議会）	2	◎
	高齢者福祉施設	10	○
子育て支援機能	幼稚園、保育園	2	○
	子育て支援拠点施設（立山町こどもホーム）	1	◎
	放課後児童クラブ	5	○
商業機能	生鮮食料品を販売するスーパー及びドラッグストア	1	○
	コンビニエンスストア	1	○
医療機能	病院	0	×
	診療所（医療法第1条の5に規定する診療所）	12	○
金融機能	銀行・信用金庫・組合	5	◎
	郵便局	1	○
教育・文化機能	小学校	1	○
	中学校	1	◎
	高等学校	1	◎
	図書館	1	◎
	文化施設・社会教育施設（博物館、郷土資料館など）	0	○
	町立公民館	1	○
	立山町交流センター（立山町元気交流ステーションみらいぶ内）	1	◎
産業振興機能	立山町まちなかファーム	1	◎
防災機能	防災拠点施設（立山町防災センター、前沢中央公園）	2	○

※備考：「◎」都市機能誘導区域内のみに立地、「○」都市機能誘導区域内外に立地、「×」都市機能誘導区域外に立地



図：都市機能誘導区域内における都市機能施設の立地状況

(2) 誘導施設の設定方針

立地適正化計画の基本方針（誘導方針）を踏まえ、誘導施設の設定方針を検討します。

【立地適正化計画の基本方針（誘導方針）】

3) 住み良さを支え活力を生み出す都市機能の集約

行政機関や保健福祉施設、子育て支援施設、教育・文化施設、医療機関、商業施設、金融機関などの生活に必要不可欠な施設は住民の住み良さを支えます。また、賑わいや交流の拠点となる施設は地域に活力を生み出す原動力となります。

こうした住み良さを支え活力を生み出す機能を将来にわたって維持・確保し充実していくために、**都市機能の集約に向けて誘導します。**



【誘導施設の設定方針】

誘導施設として設定する都市機能施設

- ・ 町内の施設数が限られる施設
- ・ 誰もがアクセスしやすい環境に立地する必要性が高い施設
- ・ 地域住民以外にも不特定多数かつ多世代の利用者が見込まれ、賑わいと交流の拠点となる施設

誘導施設としない都市機能施設

- ・ 日常的な利用頻度が高く、地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまない施設
- ・ 日常的な利用頻度はさほど高くない施設
- ・ 立地に際し大規模面積が必要となるなど都市機能誘導区域内への誘導が難しい施設
- ・ 地域の特色に合わせて立地することが望ましい施設

(3) 誘導施設の選定

誘導施設の設定方針に基づき、誘導施設の選定結果を下表に示します。

表：誘導施設

都市機能	施設分類	施設の役割と選定結果
行政機能	役場庁舎、立山町消防本部	行政の中枢を担い住民の生活に必要不可欠な機関であるため、 誘導施設に設定する
	富山県富山土木センター立山土木事務所、上市警察署立山町交番	町は立地を決定する立場にない
保健福祉機能	保健福祉拠点施設（立山町保健センター、立山町社会福祉協議会）	高齢者支援や妊産婦、子育て世帯の支援の拠点となる施設であり、誰もがアクセスしやすい環境に立地する必要性が高いため、 誘導施設に設定する
	高齢者福祉施設	日常的な利用頻度が高く地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
子育て支援機能	幼稚園、保育園	日常的な利用頻度が高く地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
	子育て支援拠点施設（立山町こどもホーム）	町内の施設数が限られる施設のため、 誘導施設に設定する
	放課後児童クラブ	日常的な利用頻度が高く地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
商業機能	生鮮食料品を販売するスーパー及びドラッグストア	日常的な利用頻度が高く地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
	コンビニエンスストア	
医療機能	病院	立地に際し大規模面積が必要となるなど都市機能誘導区域内への誘導が難しいため、誘導施設としない
	診療所（医療法第1条の5に規定する診療所）	町内の施設数が限られ、かつ誰もがアクセスしやすい環境に立地する必要性が

		高いため、 誘導施設に設定する
金融 機能	銀行・信用金庫・組合	町内の施設数が限られ、かつ誰もがアクセスしやすい環境に立地する必要性が高いため、 誘導施設に設定する
	郵便局	日常的な利用頻度が高く地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
教育・ 文化 機能	小学校	地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
	中学校	町内に唯一の中学校であり、町内全域からアクセスしやすい環境に立地する必要性が高いため、 誘導施設に設定する
	高等学校	町は立地を決定する立場にない
	図書館	町内の施設数が限られ、かつ誰もがアクセスしやすい環境に立地する必要性が高いため、 誘導施設に設定する
	文化施設・社会教育施設（博物館、郷土資料館など）	日常的な利用頻度はさほど高くないため、誘導施設としない
	町立公民館	生涯学習やコミュニティ活動の拠点として地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
	立山町交流センター（立山町元気交流ステーション（みらいぶ）のイベント広場、会議室、交流スペース）	町内全域の住民が利用する規模の施設として、町内の施設数が限られ、かつ誰もがアクセスしやすい環境に立地する必要性が高いため、 誘導施設に設定する
産業 振興 機能	立山町まちなかファーム	地域の特色に合わせて立地することが望ましい施設であり、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない
防災 機能	防災拠点施設（立山町防災センター、前沢中央公園）	地域生活と密接に関わっており、都市機能誘導区域への集約がなじまないため、誘導施設としない

5-3 誘導施設の設定

誘導施設の選定結果を踏まえ、以下の施設を誘導施設として設定します。

表：誘導施設一覧

都市機能	施設分類
行政機能	役場庁舎、立山町消防本部
保健福祉機能	保健福祉拠点施設（立山町保健センター、立山町社会福祉協議会）
子育て支援機能	子育て支援拠点施設（立山町こどもホーム）
医療機能	診療所（医療法第1条の5に規定する診療所）
金融機能	銀行・信用金庫・組合
教育・文化機能	中学校、図書館・立山町交流センター（立山町元気交流ステーション（みらいぶ）のイベント広場、会議室、交流スペース）

6 誘導施策

6-1 誘導施策の考え方

住宅地を居住誘導区域へ、都市機能施設を都市機能誘導区域へ誘導するとともに区域外での都市機能の立地や移転を抑制し、コンパクトなまちづくりを実現させるために必要な施策を検討します。

また、居住や都市機能の誘導に支障を及ぼす低未利用土地の利用及び管理に関する指針を定めます。

6-2 誘導施策

立地適正化計画の基本方針（誘導方針）に基づき、以下に示す誘導施策を推進していきます。

1) 保全と開発が調和する適正な都市構造の構築

用途地域を見直すほか、空き家情報バンクや移住定住促進事業などと連携し、居住誘導区域における住宅取得や宅地造成を支援することにより、良好な居住地や町に活力をもたらす工業地・商業地の新たな開発を適地に誘導し、保全と開発のバランスがとれた都市構造を形成します。

2) 地域間の交流を支える交通ネットワークの充実

公共交通については、富山地方鉄道立山線を基軸としつつ住民生活上の移動を考慮し公共交通の再編成を検討するとともに、公共交通が移動手段の選択肢となるよう多角的・実効的なソフト対策を検討します。また、中心市街地においてバス停周辺を整備するとともに、歩道の拡幅やバリアフリー化により安全な歩行者空間を確保し、公共交通と徒歩による円滑な移動が可能なネットワークの形成を促進します。加えて、中心市街地と各拠点及び町内の各集落間のアクセス性を向上させる外郭道路の整備を促進し、円滑な移動を可能とし地域間の交流を支える交通ネットワークの充実に取り組みます。

3) 住み良さを支え活力を生み出す都市機能の集約

都市機能誘導区域内に役場庁舎及び町立五百石公民館を再配置するとともに、医療機関などの公益施設を誘導し、住民の住み良さを支える行政機関、保健福祉施設、子育て支援施設、教育・文化施設、医療機関、商業施設、金融機関などの施設を将来にわたって維持・確保します。また、町内外からの来訪者が利用する交流施設や宿泊施設についても都市機能誘導区域に立地を誘導し、地域の活力を生み出し地域の賑わい創出につなげます。

4) 災害に強い安全・安心を高める都市基盤の向上

頻発化・激甚化する自然災害から住民の安全を守るため、中長期的な視点では、農業委員会と連携し、住宅地開発を災害リスクが比較的小さい居住誘導区域に誘導します。また、直近の取組としては、都市機能誘導区域内で内水氾濫対策や避難空間の確保などのハード整備や、災害リスクが大きい地域における災害時の避難誘導の検討や住民の防災・減災意識の醸成などのソフト施策を実施し、災害に対する安全・安心を高める都市基盤づくりに取り組みます。

6-3 低未利用土地利用等指針

居住や都市機能の誘導に支障を及ぼす低未利用土地の利用及び管理に関する指針を以下に定めます。

また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地として活用する方策や空き地・空き家等を活用した地域住民等の発意による取組を促進する方策の導入についても今後検討していきます。

(1) 利用指針

①都市機能誘導区域内

- ・ 空き家等を利活用した魅力ある店舗の立地を誘導します。
- ・ 誘導施設や広場など、町中心部の各種施設利用者の利便性を高める施設への利用を検討します。

②居住誘導区域内

- ・ 空き家情報バンク等による情報発信や空き家を取得し定住しようとする者への支援による利活用を促進します。
- ・ 良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨します。

(2) 管理指針

①空き家等

立山町空家等対策計画に基づき、空き家を適切に管理することの重要性等の周知に努めるとともに、空き家の利活用が困難な場合の除却に対して支援するなど、適切な管理を推進します。

②空き地等

雑草の繁茂および害虫の発生を予防するため、所有者等による定期的な除草や不法投棄防止のための適切な措置など、適切な管理を促進します。

7 届出制度

7-1 居住誘導区域外に関する届出制度

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外においては、一定規模以上の住宅開発を行う場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります。

届出が発生する前の段階から、農業委員会と連携し、居住誘導区域外で住宅地開発を目的とした農振除外又は農地転用手続きの相談が農業委員会にあった時点で、誘導区域内における開発を検討するようはたらきかけを実施します。

(1) 届出の対象となる開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

(2) 届出の対象となる建築行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（平成28年9月1日時点版）

7-2 誘導施設に関する届出制度

都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに町長への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止または廃止しようとする日の 30 日前までに町長への届出が必要となります。

(1) 届出の対象となる開発行為

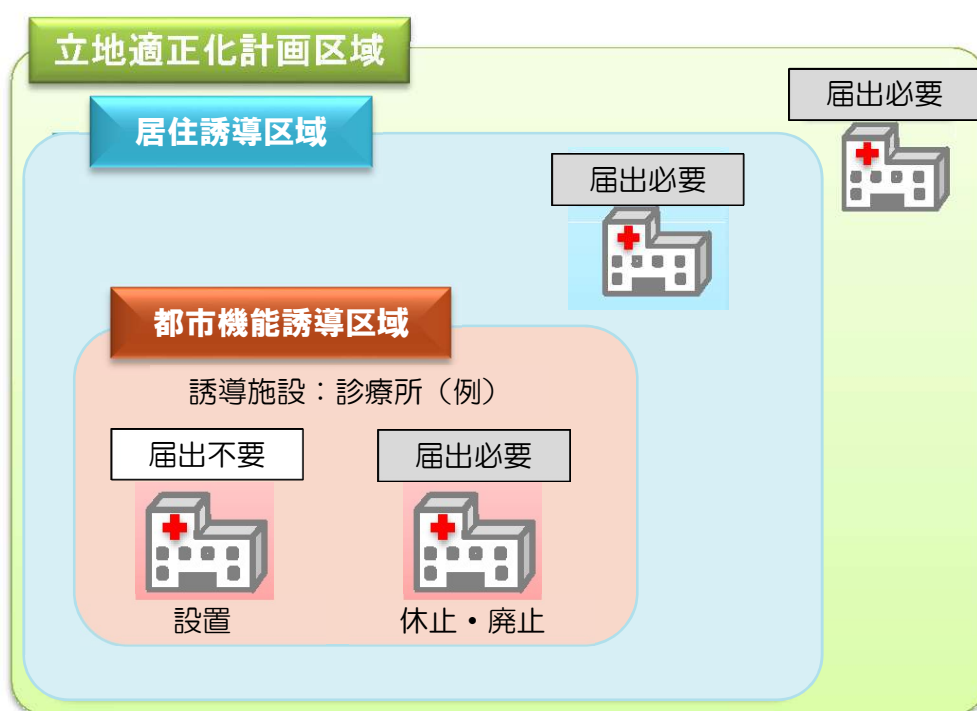
- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為を行おうとする場合

(2) 届出の対象となる建築行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 誘導施設の休止・廃止に係る届出

- ・ 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



8 防災指針

8-1 防災指針の考え方

令和2年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画の中で防災指針を定め、居住誘導区域内においては計画的かつ着実に、防災・減災対策に取り組まなければならないことが示されました。

居住や都市機能を誘導する上で必要となる都市防災の指針を定めます。

8-2 災害リスクの分析

本町に被害をもたらす可能性がある災害について、災害ハザード情報と市街地特性を重畳することにより、災害リスクの分析を行います。



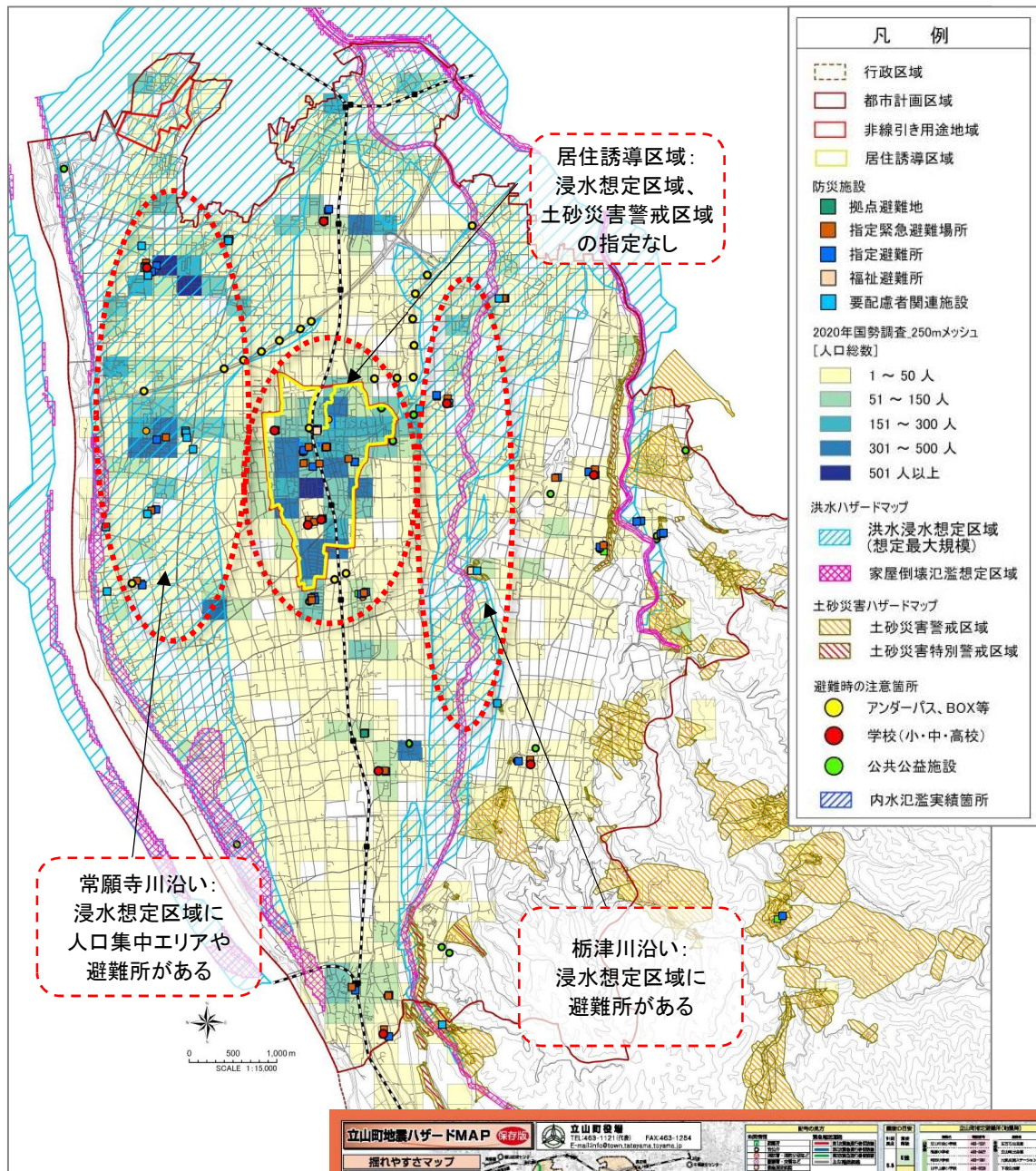
【各誘導区域内における分析】

- ・居住誘導区域及び都市機能誘導区域内は洪水、土砂災害による災害リスクは低くなっています。
- ・都市機能誘導区域内において、内水氾濫が頻発する箇所や避難時に注意が必要な箇所（五百石駅アンダーパス）が存在します。

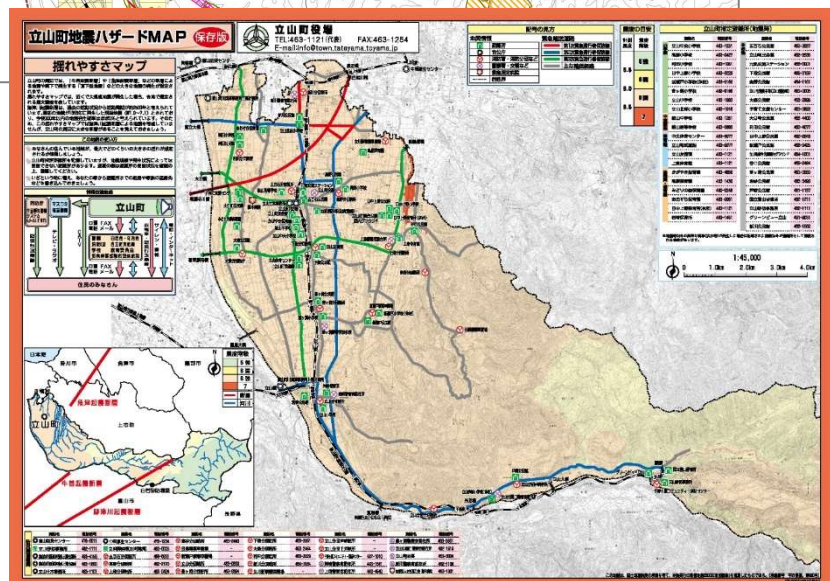
【誘導区域外における分析】

- ・本町の西部地域、東部地域、南部地域は、常願寺川の氾濫による洪水浸水想定区域（想定最大規模）があります。これらの地域は人口が多いエリアを含んでいます。また、複数の避難所が位置していますが、一部の避難所は洪水時には使用不可として指定されています。
- ・本町の東部地域、南部地域、北部地域には、栃津川の氾濫による洪水浸水想定区域（想定最大規模）があります。避難所が位置していますが、一部の避難所は洪水時には使用不可として指定されています。
- ・北陸自動車道、主要地方道富山立山魚津線等に避難時の注意箇所（アンダーパス等）が存在します。

- ・土砂災害については、本町の南部地域及び東部地域に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が複数あり、土砂災害時には使用不可として指定されている避難所がある。
- ・なお、地震ハザードについては、町域の大部分は地震により最大震度 6 強となることが想定されます。



地震ハザードマップ
町域の大部分には揺れの最大震度が震度6強となることが想定されている



8-3 課題の抽出

災害リスク分析を踏まえ、防災・減災対策に向けた課題を以下に示します。

【居住誘導区域内における課題】

- ・ 洪水及び土砂災害による災害リスクは低いですが、内水氾濫への対策を実施していく必要があります。
- ・ 避難時の注意箇所（五百石駅アンダーパス）についての周知等の対策を実施していく必要があります。
- ・ 居住誘導区域外の災害リスクが高いエリアから避難者が集まることが予想されるため、有事の場合の地域住民以外の避難者への対応を検討する必要があります。
- ・ 高齢者や子育て世帯を誘導する地域であることや福祉避難所が位置することを踏まえ、要配慮者に対応した円滑な避難所の運営体制を検討する必要があります。

【居住誘導区域外における課題】

- ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）に今後も人口が集中することが予測されるエリアがあり、中長期的な視点では、災害リスクが大きいエリアでの無秩序な住宅地開発による人口増加を抑制する必要があります。
- ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）など災害リスクがあるエリアにも避難所複数位置しており、避難時の注意箇所（アンダーパス等）に考慮しつつ、災害リスクが大きいエリアからの小さいエリアへの避難誘導が必要となる可能性があるため、避難誘導計画を検討する必要があります。

【居住誘導区域内外に共通する課題】

- ・ 町域の大部分で最大震度6強となることが想定されており、地震に対する対策を検討する必要があります。

8-4 防災・減災まちづくりの取り組み方針

居住誘導区域内・外の課題に対する取組方針を示します。

基本的な考え方としては、居住誘導区域における災害に対する安全性を高めつつ、中長期的には災害リスクの大きいエリア（居住誘導区域外）から小さいエリア（誘導区域内）に人口を誘導します。また、同時に、災害リスクが大きいエリアでの被害低減のため、災害時の避難誘導の検討や住民の防災・減災意識の醸成に取り組み、町全体での防災・減災の取組を推進します。

具体的な取組は以下のとおりです。

【内水氾濫に関する取組方針】※居住誘導区域内の課題に対応

- ・排水路の改修など内水氾濫対策を実施します。
- ・1000m²以上の開発に対する雨水貯留施設の設置を促進します。

【中長期的な居住誘導区域内への人口誘導の取組方針】※居住誘導区域外の課題に対応

- ・農業委員会と連携し、居住誘導区域外で住宅地の開発を目的とした農振除外又は農地転用手続きの相談が農業委員会にあった時点で、居住誘導区域内における開発を検討するようはたらきかけを実施します。

【避難誘導に関する取組方針】※居住誘導区域内・外のそれぞれの課題に対応

- ・福祉避難所運営マニュアルの整備・普及など、要配慮者への対応を検討します。
- ・災害リスクの大きいエリアからの避難者を見越し、居住誘導区域内に避難所及び避難空間を確保します。
- ・災害リスクの大きいエリアから小さいエリアへの災害時の円滑な移動に資する、中央地域と各地域を連絡する道路網の整備を促進します。
- ・災害リスクの大きいエリアに位置する避難場所から、より安全な避難場所への避難誘導計画を検討します。
- ・緊急支援物資の輸送や救急・消防の迅速かつ円滑な活動のための緊急輸送道路の維持に努めます。

【住民の防災、減災意識の醸成に関する取組方針】※居住誘導区域内・外に共通する課題に対応

- ・ハザードマップの見直しと配布を行います。
- ・避難時注意箇所（アンダーパス）の住民への周知を強化します。
- ・多様な媒体による情報発信体制を拡充します。
- ・定期的な避難訓練を実施します。
- ・住宅の耐震化を促進します。

9 目標の設定と進捗管理

9-1 目指す目標と指標・目標値の設定及び期待される効果

施策の達成状況を把握するために、誘導方針毎に目指す目標と指標・目標値を設定します。

あわせて、施策の達成により得られる効果を設定します。

1) 保全と開発が調和する適正な都市構造の構築

目標：居住誘導区域内の人口維持		
指標	基準年※1 (R2,2020)	目標値※2 (2044)
居住誘導区域内の 人口密度	29 人／ha	23 人／ha
効果	地価下落の抑制	

※1：目標値の基準年は令和 2 年国勢調査（2020 年）とします。

※2：2023 年の人口推計によれば 21 人／ha と予測されます。

2) 地域間の交流を支える交通ネットワークの充実

目標：交通ネットワークへの満足度の向上		
指標	基準年 (R7,2025)	目標値 (2044)
道路や公共交通など 交通ネットワーク に対する満足度	住民アンケート調査を 実施し把握	基準年の数値から＋10%
効果	公共交通利用者や中心市街地の歩行者の増加	

3) 住み良さを支え活力を生み出す都市機能の集約

目標：公共施設の効率的な維持管理		
指標	基準年※3 (R3,2021)	目標値 (2044)
公共施設保有量	129,188m ²	94,200m ² (-27%縮減)
効果	財政の健全化	

※3：貸付を含む。公共施設等総合管理計画における公共施設保有量の縮減目標
(2055年にR3年から-40%)をもとに目標値を算定。

目標：都市機能誘導区域における住民の生活利便性の向上		
指標	基準年 (R7,2025)	目標値 (2044)
都市機能誘導区域の 利便性に関する 住民満足度	住民アンケート調査を 実施し把握	基準年の数値から+10%
効果	まちなかの賑わいの増加	

4) 災害に強い安全・安心を高める都市基盤の向上

目標：災害リスク区域外居住人口の増加		
指標	基準年 (R2,2020)	目標値 (2044)
人口総数に対する 浸水想定区域外の 人口割合	45%	48%
効果	災害の安全性に関する満足度の向上	

9-2 計画の進捗管理と評価方法、見直し方針

①計画の推進体制

本計画で掲げるに示す基本方針や目標、目標達成のための施策に関しては、庁内関係課のみならず、庁内関連部局及び地域住民、大学・研究機関、関係団体、民間事業者など様々な関係者と緊密に連携して協働で取り組みます。共創によって、より効果的なものとし、持続可能なまちづくりを実現していきます。



②計画の進捗管理

本計画の計画期間はおおむね 20 年とするものの、**毎年の定期的なモニタリング**によるフォローアップを実施し、**5 年ごとに計画全体を見直し**していくことを基本とします。

毎年の定期的なモニタリングについては、目標の達成状況を定量的・客観的に評価するための数値指標を継続的に収集・分析し、（仮称）立地適正化計画フォローアップ委員会で評価を行い、必要に応じて計画及び関連施策の見直しを行うことによって、**PDCA サイクルによるスパイラルアップ**を目指します。

また、総合計画などの上位計画の改定や国の制度の変更、社会経済状況の変化、地域特性及び計画の進捗状況を勘案し、計画全体を実態に即した実効性のある計画へと見直しを行います。

